



金融力で未来をデザインします

Applying Financial Expertise to Design the Future

CSR・ディスクロージャー誌

2015

株式会社日本政策投資銀行

株式会社日本政策投資銀行(DBJ)のプロフィール (平成27年7月1日現在)

設立	平成20年(2008年)10月1日 (旧日本開発銀行 昭和26年(1951年)設立) (旧北海道東北開発公庫 昭和31年(1956年)設立) (旧日本政策投資銀行 平成11年(1999年)設立)
根拠法	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)
代表取締役社長	柳 正憲
従業員数	1,184名(平成27年3月31日現在)
資本金	1兆2,069億53百万円(全額政府出資)
本店所在地	〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
URL	http://www.dbj.jp/
支店・事務所等	支店10カ所、事務所8カ所、海外駐在員事務所1カ所、海外現地法人3カ所
子会社・関連会社	連結子会社25社、非連結子会社30社、持分法適用関連会社20社(平成27年3月31日現在)
主たる業務	長期資金の供給(出融資)
目的	出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融资機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
業務の範囲	<ul style="list-style-type: none">●出資・融資・債務保証等の業務を基本として、新金融技術を活用した業務を行う。●社債や長期借入金による資金調達に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行う。
総資産額	16兆2,833億円(平成27年3月31日現在)
貸出金残高	13兆4,090億円(平成27年3月31日現在)
総自己資本比率	16.38%(パーゼルⅢベース・国際統一基準)(平成27年3月31日現在)
発行体格付	A1(Moody's)、A+(S&P)、AA(R&I)、AAA(JCR)

(上記は、単体ベース)

本誌は、銀行法第21条を参考にして作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明書類)です。(当行は本誌発行時点(平成27年7月現在)において、銀行法第21条の適用を受けておりませんが、参考情報として開示します。)本誌には経営方針や将来的な業績に関する記述が含まれていますが、それらを保証するものではありません。これらの記述は、経営を取り巻く環境の変化などにより異なる可能性があることにご留意ください。

本誌の計数について

計数は各項目ごとに単位未満を切り捨てているため、各計数の和は合計に一致しないことがあります。また、単位に満たない場合は「0」で、計数の全くない場合には「-」で示しています。

目次

■ トップメッセージ	2
■ 日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス	4
DBJについて	
企業理念	16
ロゴマークとコーポレートカラー	17
DBJが目指すビジネスモデル	17
第3次中期経営計画の概要	18
DBJのあゆみ	20
DBJ法の改正経緯	22
平成26年度の事業概況	24
業務の状況	24
連結業績の概要	26
海外業務について	28
グループ会社について	29
トピックス	30
業務のご紹介	
投融資一体型金融サービス	32
投融資	34
コンサルティング/アドバイザリー	46
危機対応業務について	50
東日本大震災への取り組み	53
地域創生に向けた取り組み	56
情報機能の活用	58
CSRレポート	
CSR経営の実践	65
投融資等を通じたCSR	70
環境マネジメント	90
事業継続計画(BCP)	94
人材育成と職場環境づくり	96
知的資産報告	
知的資産経営	100
時代の要請に応える基盤「金融プラットフォーム」	104
マネジメント体制	
コーポレート・ガバナンスの状況	105
コーポレート・ガバナンスの状況	106
法令等遵守(コンプライアンス)態勢	111
日本版スチュワードシップ・コードへの対応	111
リスク管理態勢	112
顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、 利益相反管理方針	116
ディスクロージャー	118
コーポレート・データ	
コーポレート・データ	119
財務の状況	
財務の状況	141
用語解説	216



わが国が直面する課題と 当行の果たすべき役割

わが国経済は、グローバル競争の激化、インフラ更新やエネルギー問題、地方創生、リスクマネーの供給不足等、依然として数多くの課題を抱えております。

そのようななか、平成27年の通常国会で「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が可決、成立いたしました。同法においては、当行の完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対処するための危機対応業務に万全を期すとともに、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金を集中的に供給する新たな投資（「特定投資」）に対し、当行の投融資機能を活用するため、所要の措置を講ずることとされております。

したがって、当行の果たすべき役割は、昨年度策定した3カ年の第3次中期経営計画を基本としつつ、同法の趣旨等を踏まえ、さらにリスクマネー供給などへの取り組みを強化しながら、引き続き、わが国の持続的成長に貢献すべく、「良質なリスクマネーの供給（わが国企業の成長を後押しするメザニン・投資等の資本性資金やインフラプロジェクト等への長期資金等、安定的な資金供給）」と「独自のナレッジ（経験知を活かした知的サービス）の創造・提供」を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な市場を形成するとともに、日本の課題を長期的な視点でとらえ、その解決に向け、着実に取り組んでいくことと考えております。

当行の足下の具体的な取り組み

当行は、第3次中期経営計画において、「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」を4つの主要な分野とし、『課題先進国』日本の持続的成長に貢献すべく、積極的に対応してきました。

このうち、「成長への貢献」では、平成25年3月に創設した競争力強化ファンド等を活用し、新たな事業創造や事業再編等企業の成長への取り組みを支援すべく、リスクマネーを供給してきました。今後は、国から一部出資もいただきながら、「特定投資業務」によるリスクマネー供給等により、企業の競争力強化等に資する取り組みを一層力強く支援してまいります。加えて、成長資金市場の創造等に係る当行への期待に、より一層応えるため、自主的取り組みとして、将来的な成長資金市場の創造につながる取り組みを後押しする「成長協創ファシリティ」を創設し、広く事

業者・金融機関・投資家との共同リスクテイクを推進してまいります。

「インフラ・エネルギー」では、東日本大震災後のエネルギー問題に対応すべく、エネルギー供給体制の再構築等に対し、資金供給を行っております。

「地域に応じた活性化」については、平成26年9月、「地域みらいづくり本部」を立ち上げ、地域創生に向けて全社を挙げて対応する体制を構築しております。まず、地域中堅企業の経営者などから170件以上のナマの声を聞き、それをもとに「地域創生への提言」を公表しました。さらに、地域金融機関等と協働し、観光産業や事業承継向け等地域活性化のためのファンドを設立する等地域におけるきめ細やかな支援体制も整備しております。

「セーフティネットの強化」では、震災地域の復旧・復興を後押しするため地域金融機関と協働で創設した震災復興ファンドの後継ファンドを、新たに立ち上げました。

このほか、航空機ファイナンス分野等における民間金融機関への債権譲渡やシンジケート・ローン等市場活性化に資する取り組みも進めております。

私たちの社会的責任

今般の法律改正は、当行の第3次中期経営計画の推進に大きく貢献するものと考えております。一方で、政府の関与が一定期間継続するため、政府の付託に応えていく責任の重さも痛感しております。また、適正な競争関係の確保や一層の対話の推進等従来から一歩進んだ民間金融機関との協力関係構築の重要性も強く意識しております。

このような認識のもと、今後とも、高度な金融サービスを提供する人材の育成に努めるとともに、お客様のニーズにしっかりと耳を傾け、投資・融資・アドバイザリーというプロダクトを「三位一体」で活用することにより、先に申し上げた当行の役割を果たし、わが国の持続的成長力の強化に貢献していきたいと考えております。

平成27年7月

株式会社日本政策投資銀行

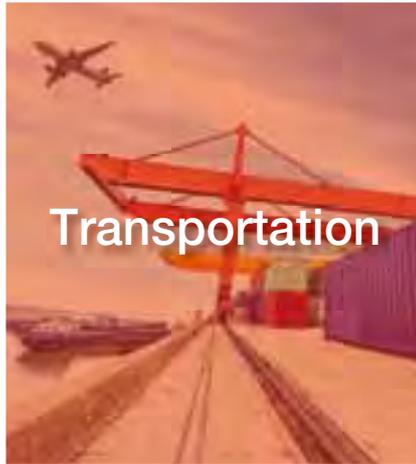
代表取締役社長

柳 正憲

日本社会の豊かな未来づくりに貢献する金融サービス



Energy



Transportation



Urban Development



Infrastructure



DBJ



Resilience



Growth



Overseas



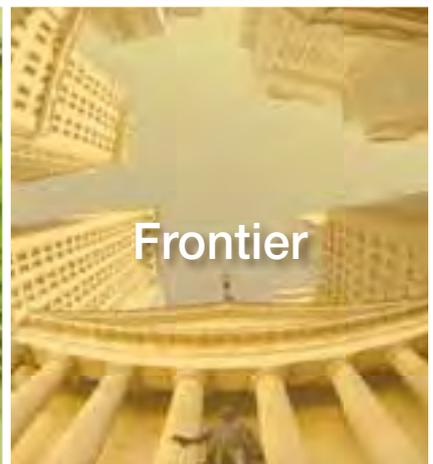
Healthcare



Environment



Network



Frontier

エネルギー分野への取り組み

老朽化した火力発電所の新增設など、今後、エネルギー分野において大規模な資金需要が見込まれています。また、電力システム改革を契機とする電力小売りや発電分野への新規参入等、エネルギーの供給体制に変革が起こりつつあり、金融に多様な役割が求められています。DBJは、こうしたニーズに

対して最適な金融ソリューションを提供するべく、継続的に取り組んでいます。

平成27年3月末時点の電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高は、3兆1,353億円となり、業種別融資残高比率では23.7%となりました。

3.1兆円

電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高
(平成27年3月末)

関連情報

P.78

Energy

運輸・交通分野への取り組み

DBJは、交通インフラ（鉄道、空港、航空、バス、道路など）の整備・改善に向けて、長期的な視点に立ったプロジェクトの形成から、中立的な立場を活かした複数の企業による連携のサポートまで、幅

広く取り組んでいます。

平成27年3月末時点の交通インフラ向け（運輸業向け）融資残高は、2兆4,671億円となり、業種別融資残高比率では18.7%となりました。

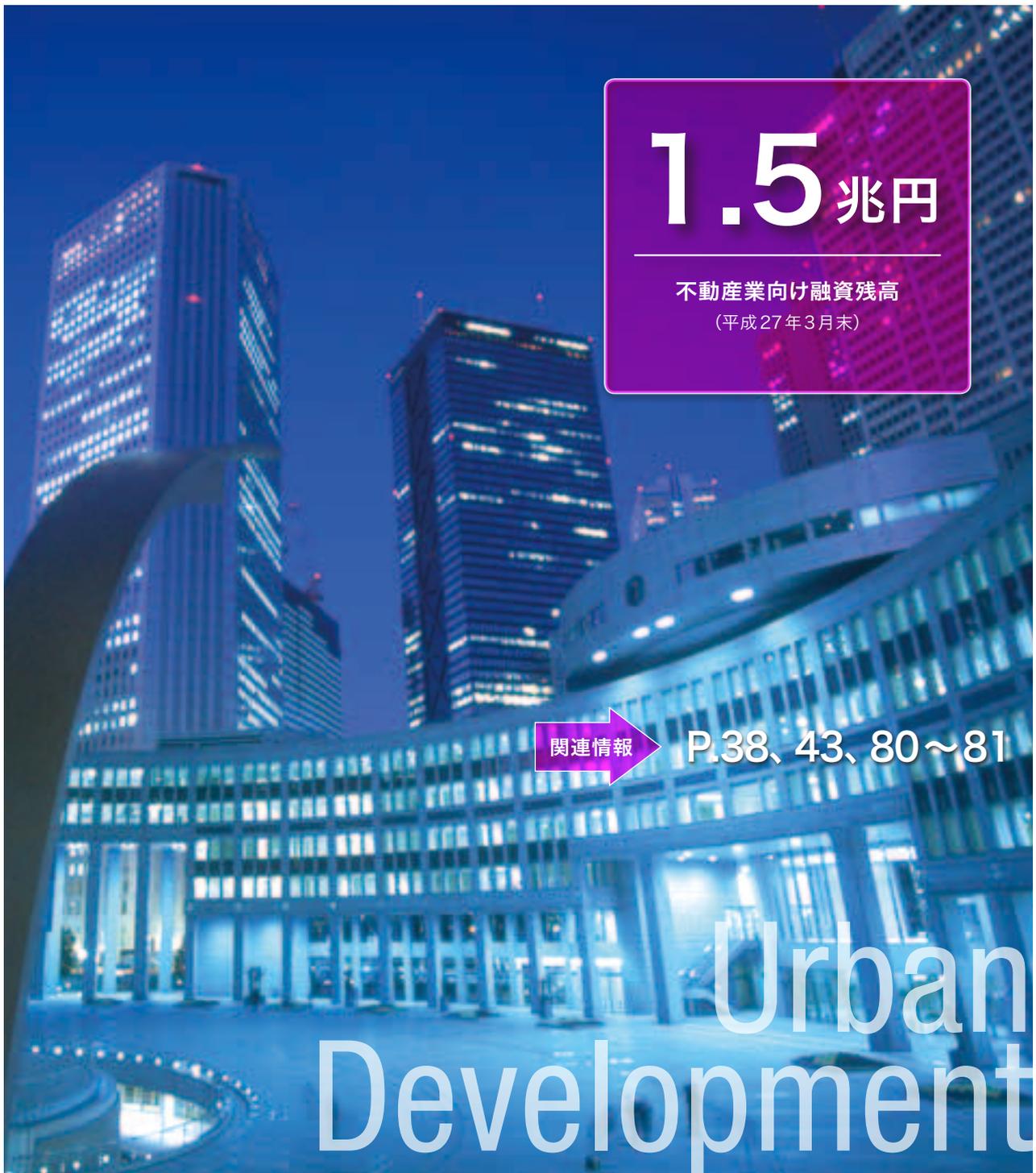


都市開発（不動産）分野への取り組み

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、市場の活性化に取り組んできました。平成23年度には、「DBJ Green

Building 認証」制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしています。

平成27年3月末時点の不動産業向け融資残高は、1兆5,530億円となり、業種別融資残高比率では11.7%となりました。



1.5兆円

不動産業向け融資残高
(平成27年3月末)

関連情報

P.38、43、80～81

Urban Development

社会インフラ整備への取り組み

DBJは、戦後復興期から日本の経済社会の発展・高度化や国民生活の改善に努めてきた経験・ノウハウを活かし、社会インフラ向けの整備・改善に向けたお客様の取り組みを支援しています。

平成27年3月末時点の社会インフラ向け（電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、不動産業向け）融資残高は7兆5,772億円となりました。



7.5兆円

電気・ガス・熱供給・水道業、
情報通信業、運輸業、
不動産業向け融資残高
(平成27年3月末)

関連情報

P.82

Infrastructure

復興支援への取り組み

DBJは、平成20年10月1日より指定金融機関として危機対応業務を開始しています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災における被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組んでおり、直接・間接の被害を受けた皆様

への危機対応業務を円滑に実施しています。

平成27年3月末時点の東日本大震災に関する危機対応融資実績の累計額は、2兆1,100億円となりました。

2.1兆円

東日本大震災に関する
危機対応融資実績の累計額
(平成27年3月末)

関連情報

P.50 ~ 55、87 ~ 88

Resilience

競争力強化への取り組み

DBJは、わが国企業の競争力強化に向けた取り組みを支援するため、競争力強化ファンド等を通じてメザニン・エクイティをはじめとするリスクマネーの供給に取り組んできた結果、平成27年3月末時点の競争力強化ファンドの投融資決定実績の累計額は1,213億円となりました。こうした投融資

実績を踏まえ、今後も成長資金を集中的に供給するため、国から一部出資を受け、競争力強化ファンドを強化・発展する形で創設した「特定投資業務」に注力することに加え、新たな自主的取り組みとして、「成長協創ファシリティ」を創設しました。



海外業務への取り組み

DBJは、平成20年10月の民営化（株式会社化）以降、海外業務への展開を推進しています。

海外向け投融資に関するリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関

とのネットワークを拡充し、海外業務を展開していきます。

平成27年3月末時点の海外向け投融資の対象国は40カ国以上となっています。



医療・福祉分野への取り組み

DBJは、日本のヘルスケアの「質」(アクセス、コスト、技術水準を含む)を維持・向上させていくことをミッションに、ファイナンス、コンサルティング、情報発信等に取り組んでいます。また、病院の経営改善のサポートに向けて事業計画づくり等の経営コンサル

ティング業務を行っているほか、医療をめぐる諸課題等に関する調査・研究業務なども行っています。

平成27年3月末時点の医療・福祉向け融資残高は、666億円となりました。



環境分野への取り組み

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、これまで40年以上にわたり環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに、「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが独自に開発した格付システムによる

「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニューです。

平成27年3月末時点の環境格付融資先は472件となり、融資実績の累計額は8,075億円となりました。

8,075億円

環境格付融資実績の累計額

(平成27年3月末)

関連情報

P.41、76、90～93

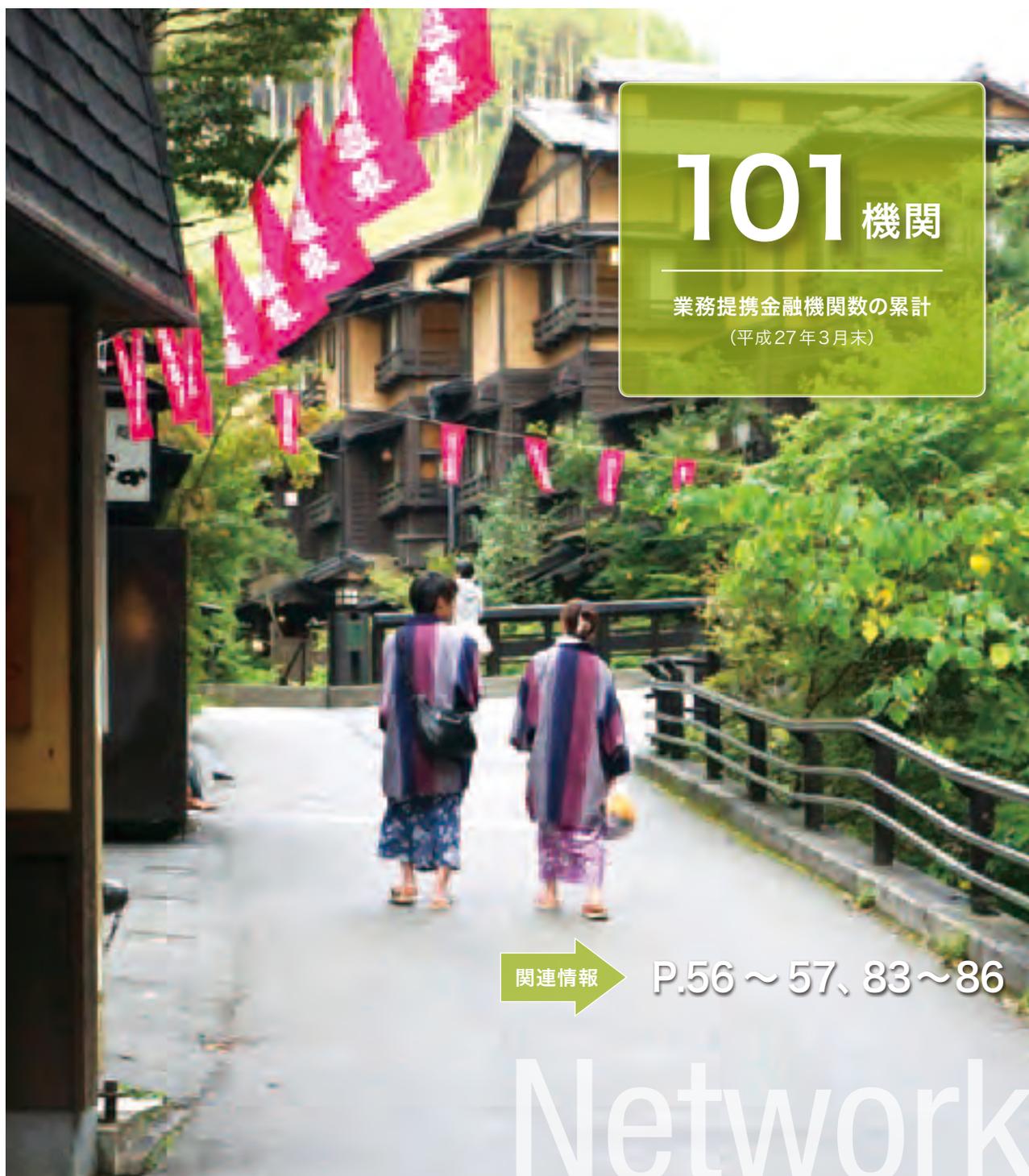
Environment

地域活性化への取り組み

DBJは、さまざまな課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、平成26年9月、「地域みらいづくり本部」を立ち上げ、地域創生に向けて全社を挙げて対応する体制を構築しています。こうした体制のもと、地域の課題を解決するた

めに、産官学金の広域連携に向けた取り組みを進めています。

平成27年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は、累計で101機関となっています。



101 機関

業務提携金融機関数の累計
(平成27年3月末)

関連情報

P.56 ~ 57、83 ~ 86

Network

金融資本市場活性化への取り組み

DBJは、リスクマネーの供給をはじめ、良質な運用機会をアレンジし、シンジケート・ローンやアセットマネジメント等を通じて、地域金融機関や年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) 等と資金運用機会を分かち合い、新たな資金循環を創

造することで、市場を活性化する取り組みを進めています。また、DBJが主力投資家として参画することで東京プロボンド市場を活性化し、わが国金融資本市場をさらに発展させることを目指しています。

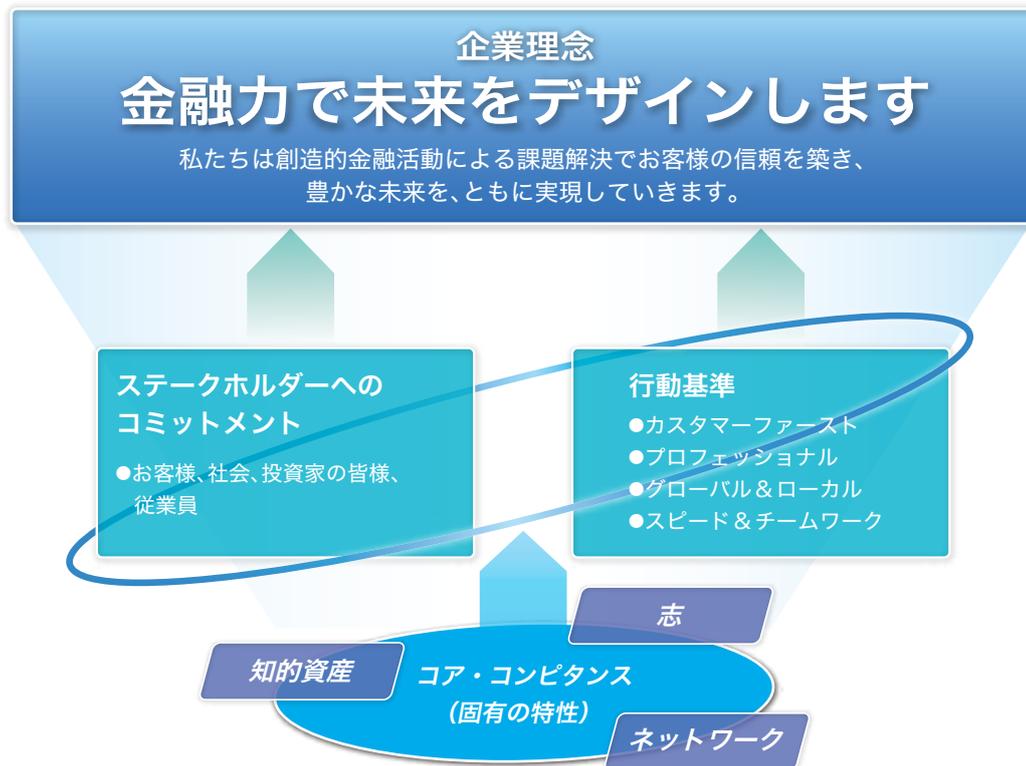


シンジケート・ローンの組成
GPIFとインフラ分野への共同投資
東京プロボンド市場の活性化

関連情報

P.39、74

Frontier



ステークホルダーへのコミットメント、行動基準、コア・コンピタンス

ステークホルダーへのコミットメント

- ▶ **お客様へのコミットメント**
金融力で課題を解決し、お客様の経済価値・社会価値を高める。
- ▶ **社会へのコミットメント**
当行の全ての企業活動が、社会・環境・経済の3つの調和の上に成り立つことを常に意識し、より豊かで持続可能な社会の実現に貢献する。
- ▶ **投資家の皆様へのコミットメント**
透明性の高い経営を実現するとともに、長期的視点で企業価値を高める。
- ▶ **従業員へのコミットメント**
理念を共有する、高い倫理観を持つ人材の発掘・育成と、風通しのよい職場環境の創造に努める。

行動基準

- ▶ **カスタマーファースト**
お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。
- ▶ **プロフェッショナル**
判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。
- ▶ **グローバル&ローカル**
時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。
- ▶ **スピード&チームワーク**
チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コア・コンピタンス

- 志** 当行のDNAである「長期性」、「中立性」、「パブリックマインド」、「信頼性」を核とした基本姿勢。
- 知的資産** 当行が培ってきた経験・ノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。
- ネットワーク** 当行が築いてきた、お客様・地方自治体・金融機関などのリレーションに基づくネットワーク。

4つのテーマからなる「地球」は、「豊かな未来の実現」に向けお客様の夢をふくらませ、ともに「未来をデザインしていく」というDBJの企業姿勢を象徴しています。

4つのカラーは、**長期性**、**中立性**、**パブリックマインド**、**信頼性**を表現しています。

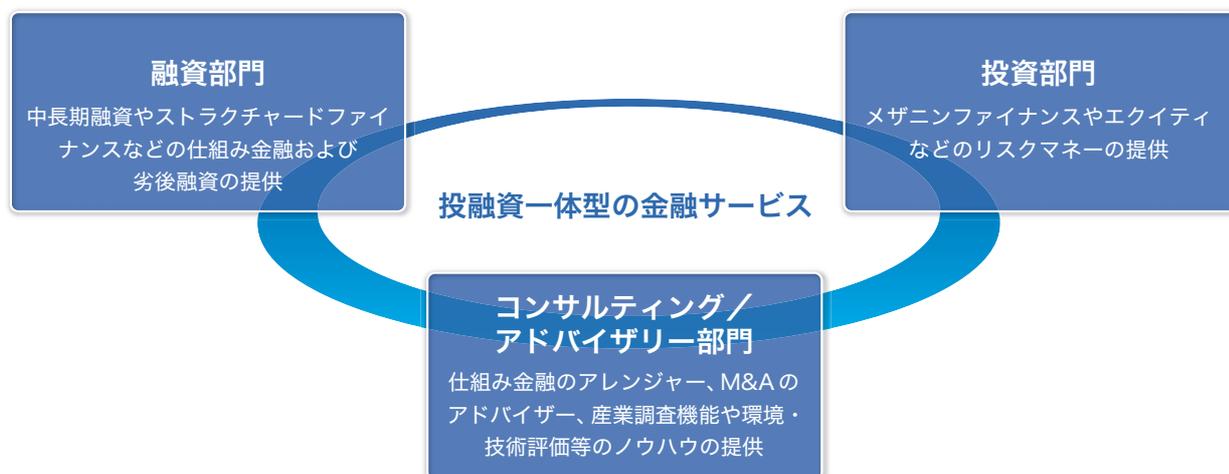
同時に、**カスタマーファースト**、**プロフェッショナル**、**グローバル&ローカル**、**スピード&チームワーク**という4つの行動基準も表現しています。



「DBJ」のブルーの文字は、コーポレートカラーとして、「明るい未来」や「みずみずしさ」「若さ」「成長性」を表現しています。

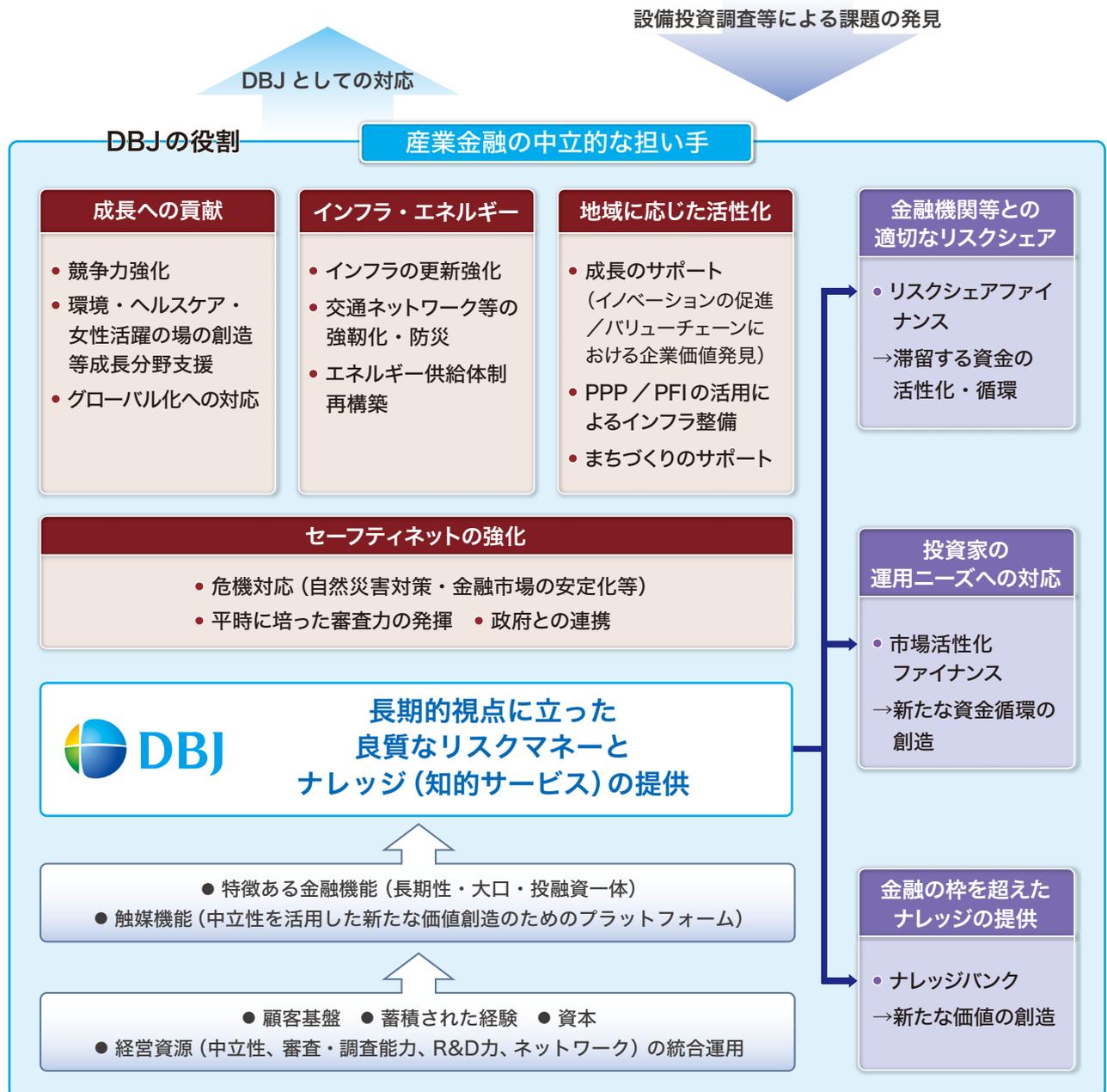
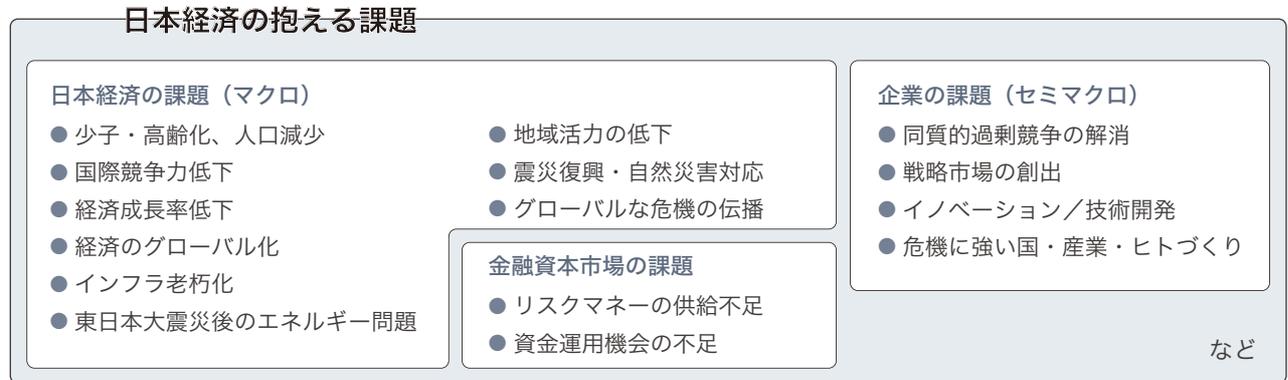
DBJが目指すビジネスモデル

投融資一体型の特色ある金融サービスの提供を通じて、お客様の課題解決に取り組みます。



平成26年度より平成28年度までを対象とする第3次中期経営計画を策定しました。日本経済が抱える課題の多くは、中長期的な視点でとらえ、その解決に向けて取り組んでいく必要があると考えています。

この第3次中期経営計画は、その取り組みに向けた第一歩として、当面3年間のDBJの取り組みをまとめたものです。



DBJの役割を果たすなかで発揮する3つの機能を定めています。その機能を使い、4つの主要な分野に積極的に取り組むことで、わが国の持続的成長力の強化に貢献していきます。

発揮する3つの機能

(1) リスクシェアファイナンス

- DBJが従来から担ってきた長期・大口・メザニン等のリスクの高い資金供給を通じ、一般の金融機関や企業等とともに、協調投融资等を通じて適切なリスクシェアを推進します。

〈取り組み事例〉P.71～72、75、78～79、82～83、86～88を参照

(2) 市場活性化ファイナンス

- DBJが良質な運用機会をアレンジし、シンジケート・ローン、アセットマネジメント等を通じ、地域金融機関や年金等の皆様と資金運用機会を分かち合うことで、市場の活性化に貢献します。

〈取り組み事例〉P.72、74、76、78～79、83、87を参照

(3) ナレッジバンク

- 中立的なネットワークと産業調査力を活かして、新しいビジネスの「場」の創造等に取り組むとともに、長期的視点に立った良質なナレッジ^{*}を提供します。

^{*}組織化された「経験知」を活かした知的サービス

〈取り組み事例〉P.73、75～77、80～82、84～85、88～89を参照

4つの主要な分野

(1) 成長への貢献

- わが国産業の国際競争力強化に向けて、既存の経営資源の活用を含めた企業の新たな事業創造や事業再編・M&A、グローバル化への対応を支援します。
- また、環境、ヘルスケア、女性活躍の場の創造等の成長分野支援に取り組めます。

〈取り組み事例〉P.71～77を参照

(2) インフラ・エネルギー

- 安全な交通ネットワーク等の整備・まちづくり等に加えて、老朽化した公共インフラの更新に取り組めます。
- また、東日本大震災後のエネルギー問題に対応すべく、エネルギー供給体制の再構築支援等に総合的に対応してまいります。

〈取り組み事例〉P.78～82を参照

(3) 地域に応じた活性化

- DBJのお客様の約半数が地域の企業です。それぞれの地域の特色に応じた持続性のある地域活性化のために、地域のお客様や地域金融機関とともに、地域企業の経営基盤の強化や革新的事業展開、まちづくり・インフラ更新等へのサポートを通して、地域を元気にする企業等を総合的に支援します。

〈取り組み事例〉P.83～86を参照

(4) セーフティネットの強化

- 金融危機や大災害等の危機が発生した時には、日頃の取引関係を通じて蓄積した情報・ノウハウ・審査力を活かして、危機対応業務や自主的な取り組みを迅速かつ円滑に実施します。

〈取り組み事例〉P.87～89を参照

戦後復興の時代から日本経済を支えてきたDBJのあゆみをご紹介します。

経済復興期

昭和26年～昭和30年

経済の再建と自立

昭和26年、日本開発銀行設立。

経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・近代化・育成のための融資を開始。



川崎製鉄(株)
(現 JFE スチール(株))：
千葉製鉄所建設(千葉県)
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化

高度成長期

昭和31年～昭和40年

高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の充実・強化に加え、新たな経済発展の原動力となる分野の育成と近代化、地域格差の是正を目指す地域開発などへの融資を実行。

昭和31年、北海道開発公庫設立(翌年、北海道東北開発公庫に改組)。北海道・東北地方における産業振興を促進するための投融資を開始。



川崎汽船(株)：タンカー「利根川丸」
エネルギー・原材料輸入に不可欠な
タンカーの整備

安定成長期

昭和41年～昭和46年

国際競争力の強化と社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競争力の強化を目指し、産業の体制整備・自主技術開発の支援に力を入れる一方、高度成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都市再開発、流通近代化、公害防止などに取り組む。



ソニー(株)：
トリニトロンカラーテレビ工場
新技術企業化による国産技術の振興

バブル期

昭和47年～昭和59年

国民生活の質的向上とエネルギーの安定供給

経済発展に見合った国民生活の質の向上と不均衡の是正に向けて、産業開発に加えて公害対策、地域・都市開発などに注力。石油ショックを背景とした石油代替エネルギーの導入、省エネの推進によるエネルギー安定供給の確保、大規模工業用地造成への投融資を実行。



新宿副都心：
新宿三井ビルほか(東京都)
浄水場跡地の再開発による新副都心形成

昭和60年～平成7年

生活・社会基盤整備と産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と産業構造転換が急務となり、社会資本整備、創造的技術開発、産業構造転換等の支援に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・エネルギー対策、地域経済の活性化に注力。



山形ジェイアール直行特急保有(株)：
山形新幹線
地域の基幹鉄道整備

ポスト・バブル期

構造改革期

リーマン・ショック／東日本大震災

平成8年～平成12年

活力ある豊かな社会の創造と経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを重点分野としたほか、ベンチャービジネス支援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復興融資や、金融システム安定化のための金融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、セーフティネットとしての機能を発揮。



中山共同発電(株)：
IPP発電事業(大阪府)
規制緩和にともなう鉄鋼メーカーの電力事業進出を本邦初のプロジェクトファイナンスで支援

平成13年～平成19年

「地域・環境・技術」支援の金融ソリューション

平成11年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、わが国経済社会の持続的発展に貢献。



旧(株)新潟鐵工所
DIPファイナンス、M&A、事業再生ファンドの考え方を活用した手法により、地場企業の持つ優れた技術や雇用の維持を図りながら事業再生を支援

平成20年～

「株式会社日本政策投資銀行」設立

平成20年10月1日、特殊会社として株式会社化し、株式会社日本政策投資銀行設立。産業金融の中立的な担い手として、長期資金・リスクマネー供給という投融資一体型の金融機能を通じて、お客様の課題解決に取り組む。

リーマン・ショックによる世界的な金融危機

平成20年秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響を受け、社債市場の機能低下にともなう企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応。さらに、CP市場の機能低下に対応すべく、平成21年1月より金融危機対応業務としてCPの購入を開始。



(株)Vリース
これまでの知見をもとに国内重工各社がコア部品の生産を担う航空機エンジンのオペレーティングリース事業へ参入し、日本の航空機産業のさらなる発展を支援

東日本大震災による震災危機

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」にかかる震災危機対応業務として、電力会社向けを中心に他の金融機関等と連携しながら適切に対応。そのほか、被災地域の金融機関と共同して設立した「東日本大震災復興ファンド」を通じて、劣後ローンや優先株等のリスクマネー供給にも取り組む。



常磐興産(株)：スバリゾートハワイアンズ
東日本大震災復興ファンドを通じてリスクマネー等を供給することにより、被災企業の復旧・復興に向けた取り組みを支援

成長資金の供給機能の強化

平成27年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」において、わが国企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施すべく、国から一部出資を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設。

民営化(株式会社化)以降のDBJを巡る動き

当行は、平成20年10月1日に特殊法人から株式会社となりました。政府保有株式を全部処分した後の完全民営化に備え、当行は、従前から取り組んできた長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザー業務など、投融資一体型の金融サービス提供を通じた企業価値の向上に努めてまいりました。

他方、株式会社化直後より、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、当行は、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という)が2度改正

等され、政府による増資が受けられるようになるとともに、平成26年度末を目途に、政府による株式保有のあり方を含めた当行の組織のあり方を見直すこととされました。

今回の組織のあり方見直しは、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」等で議論された結果を踏まえたものですが、危機対応業務の適確な対応はもとより、わが国の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金(エクイティやメザニン)供給への取り組みが重要等、株式会社化後の当行の取り組みが評価され、見直し内容に反映されたものと考えております(詳細は「平成27年DBJ法改正内容について」を参照)。

平成27年DBJ法改正内容について

政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」での議論等を踏まえ、平成27年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」では、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すために、当分の間、当行に対して危機対応業務が義務づけられました。また、地域経済の活性化や企業の競

争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国から一部出資(産投出資)を受け、「競争力強化ファンド」を強化・発展する形で、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設されました。さらに、危機対応および成長資金の供給に対し当行の投融資機能を活用することを踏まえ、政府による当行の一定以上の株式保有の義務付けなど所要の措置が講じられることとなりました。

● 平成27年DBJ法改正のポイント

改正前

1. 完全民営化の方向性は引き続き維持

平成27年4月1日から概ね5年後から7年後を目途として、全株式を処分し、完全民営化

改正後

- 目的規定(第1条)をはじめ本則は変更なし
- 株式処分については、(会社の目的の達成に与える影響等を踏まえつつ)できる限り早期に

2. 危機対応業務の適確な実施を図るための措置を講ずる

- 指定金融機関として危機対応業務を実施
- 平成27年3月末まで危機対応のための政府出資が可能

- 当分の間、危機対応業務を行う責務を有する(併せて定款への記載義務)
- 財務基盤確保のための政府出資規定の延長、当分の間、政府による1/3超の株式保有義務 等

3. 成長資金を集中的に供給する新たな投資(「特定投資」)の仕組みを時限的に創設

競争力強化ファンド等を通じたリスクマネーの供給

- 競争力強化ファンドを強化(一部、産投出資による財源措置を実施)する形で、平成37年度までの時限措置として「特定投資業務」を実施(併せて定款への記載義務、民業の補完・奨励等)
- 「特定投資業務」が完了するまでの間、政府による1/2以上の株式保有義務

4. 政府関与の継続等を受けた民間金融機関等への配慮規定など

第3次中期経営計画でも掲げている通り、一般金融機関との協働を業務の中心に据えつつ、緊密なコミュニケーションを実施

- 業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務
- 政府における危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者等からの意見聴取義務

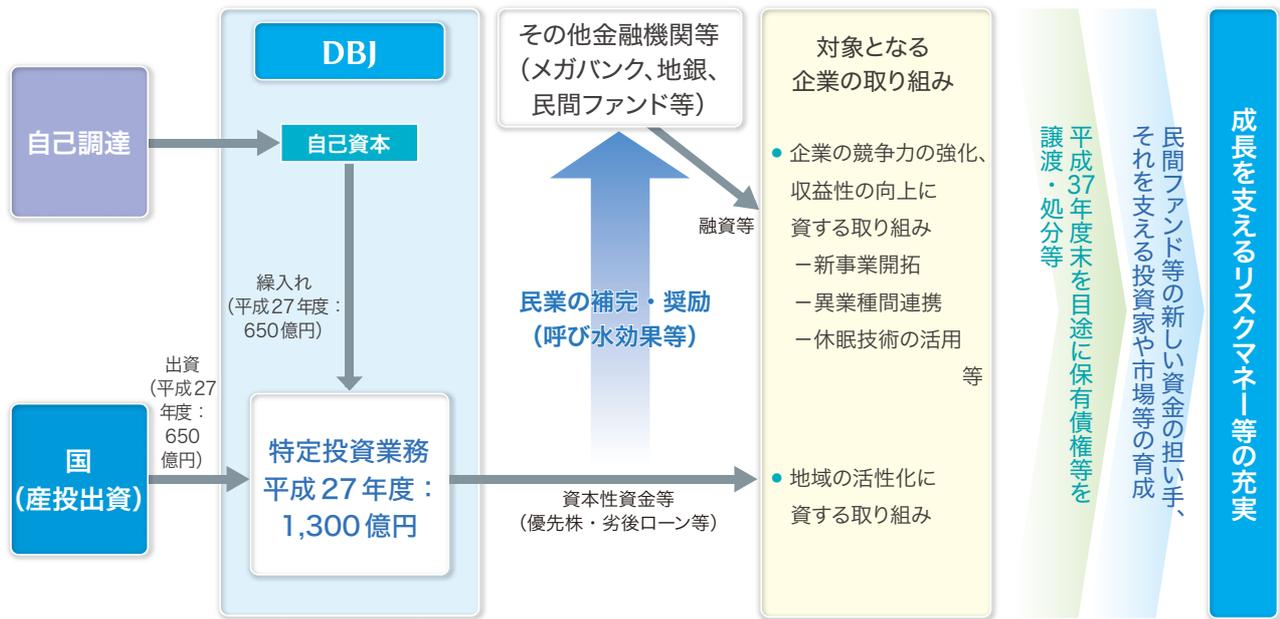
※DBJ法等の条文については、P.130～140をご参照ください。

新たな投資の仕組み「特定投資業務」の創設

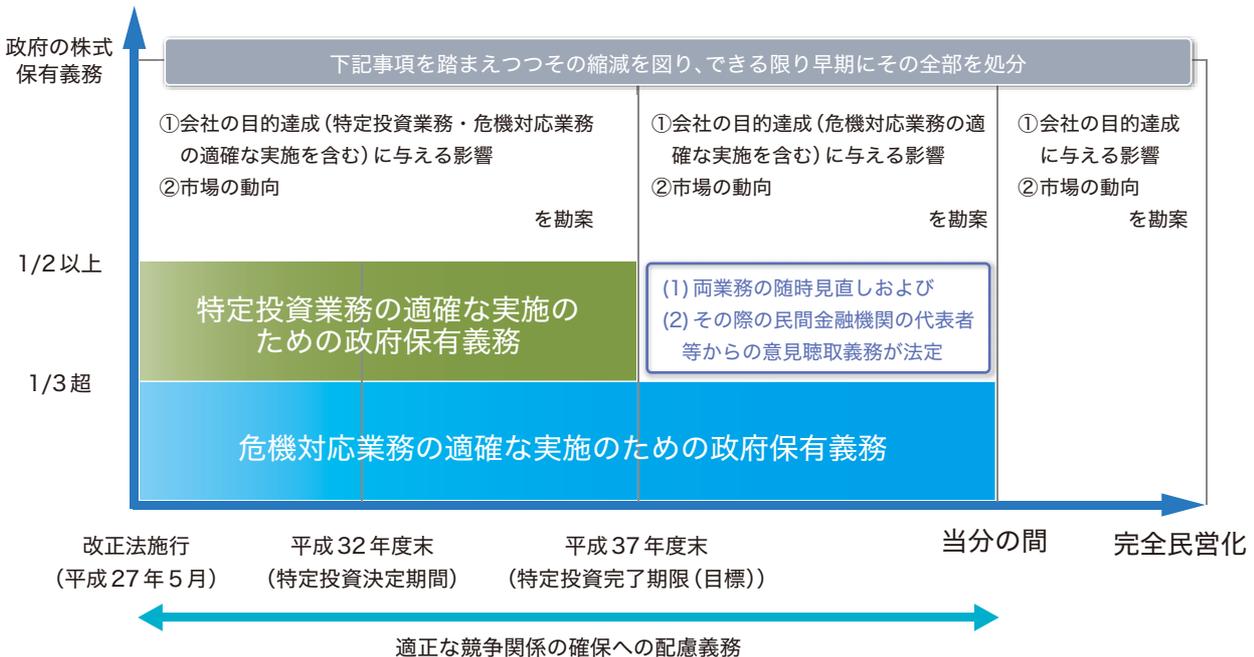
わが国では、エクイティやメザニンなどの成長資金の担い手や市場がまだ未成熟であるとの問題意識のもと、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施するために、新たな投資の仕組みとして「特定投資業務」を創設。平成25年3月に創設した「競争力強化ファンド」を強化・発展させるも

のとして、国からの一部出資（産投出資）を活用して実施するものです。当行としては、新事業開拓や異業種間等の新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援することに加えて、地域活性化に資する出資等にも取り組んでいきます。

● 特定投資業務概要（成長資金の供給機能の強化）



● 政府保有株式について（下図は、危機対応業務の義務付けが平成37年度以降に継続するケースを想定。）



業務の状況

金融経済環境

当連結会計年度の世界経済全体の成長は緩やかなものにとどまりました。米国では、雇用情勢の改善を受けて個人消費が増加し景気回復が続きましたが、中国では、「ニューノーマル(新常态)」を掲げて構造改革に取り組むなかで経済成長が鈍化しました。欧州でも、牽引役のドイツを含めた幅広い国で景気減速が見られ、デフレ懸念が強まりました。

こうしたなか、国内景気は前年からの緩やかな回復基調が続きましたが、平成26年4月の消費税率引き上げ後、個人消費や住宅投資で駆け込み需要の反動減が見られ、その後の景気持ち直しは緩慢なものにとどまりました。家計部門では、企業収益や労働需給の改善を背景にベア復活の動きが見られるなど、雇用・所得面で着実な改善が見られましたが、消費税率引き上げが購買力の押し下げ要因となりました。企業部門では、国内需要は消費税率引き上げ後の回復が緩慢なものとなりましたが、円安の進行を背景とした輸出部門の業績改善や海外子会社からの受取配当金の増加もあり、前年度に続いて増益傾向で推移しました。設備投資は、企業収益の改善を受け、製造業で緩やかに増加したほか、非製造業でも前年度に増加した水準を維持しました。輸出は、世界経済の緩やかな回復や円安を背景に、アジアや米国向けを中心に徐々に持ち直しました。加えて、原油安を受けて輸入の増加が鈍化したため、貿易収支の赤字は縮小しました。

金融面では、日本銀行が量的金融緩和政策による国債買入を継続し、平成26年10月末には追加金融緩和を行いました。これを受けて長期金利は平成26年4月の0.6%台前半から低下基調で推移し、平成27年3月末には0.3%台半ばまで低下しました。

為替レートは、日本銀行が追加金融緩和を行う一方、米国では平成26年10月に量的緩和第3弾(QE3)を終了し将来の利上げが視野に入っていることから、日米の金融政策の方向の違いを材料に円安が進行し、平成27年3月末にかけて1米ドル=120円前後で推

移しました。また対ユーロでは、日本銀行の追加金融緩和を受けて一時円安・ユーロ高となったものの、欧州中央銀行が3月に量的追加金融緩和政策を開始し、平成27年3月末には1ユーロ=129円台までユーロ安が進みました。

平成26年3月末に14,800円台だった日経平均株価は、円安等を背景とした企業業績の改善への期待を受けて上昇基調で推移し、平成27年3月末に19,200円台となりました。

物価は、前年度に続き円安による輸入価格の上昇等により、消費者物価(生鮮食品および消費税率引き上げの影響を除く)は平成26年度前半には1%台で推移しましたが、平成26年度後半にかけて原油価格の下落ペースが強まり、物価の伸びは大きく鈍化しました。

企業集団の事業の経過および成果

平成26年度の概況について

DBJは、平成20年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行っています。

こうしたなか、平成26年度の概況は、次のとおりとなりました。なお、次の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額はDBJ単体の数値を記載しています。

融資業務

融資業務においては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応してきました。当事業年度における融資額は2兆2,627億円(危機対応業務による融資額を含む)となりました。

なお、危機対応業務による融資額については、P.51の「危機対応業務の実績」をご参照ください。

投資業務

投資業務においては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティ等の手法により長期的視点に基づき適切なリスクマネーを提供してきました。とりわけ近時は、企業の株式を一時的に取得し、バリューアップを図っていく取り組みを推進しています。これらの取り組みも含め、当事業年度における投資額は2,814億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務

コンサルティング/アドバイザー業務においては、旧DBJより培ってきたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティ

ングを行い、アドバイザーとしてサポートを行ってきました。当事業年度における投融資関連手数料およびM&A等アドバイザーフィーは計76億円となりました。

子会社の状況

子会社に関しては、日本アジア投資株式会社(以下、「JAIC」と合併で運営してきた「政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司」のJAIC保有株式を平成26年6月に譲り受け、完全子会社化し、社名を「政投銀投資諮詢(北京)有限公司」と改めました。

同社を連結子会社とし、本邦企業に対する対中ビジネス支援体制を一層拡充するとともに、投融資サポートおよびアドバイザー業務の提供を通じ、お客様の広汎なニーズへお応えしていきます。

投融資額および資金調達額状況(フロー)(単体)

(単位：億円)

	平成25年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
投融資額	29,433	25,442
融資等 ^(注1)	28,051	22,627
投資 ^(注2)	1,382	2,814
資金調達額	29,433	25,442
財政投融資	5,107	6,616
うち財政融資資金等	3,000	3,000
うち政府保証債(国内債)	1,100	2,000
うち政府保証債(外債) ^(注3)	1,007	1,616
社債(財投機関債) ^(注3, 4)	3,720	3,748
長期借入金 ^(注5)	7,531	3,777
回収等	13,075	11,299

(注) 1. 社債を含む経営管理上の数値です。

2. 有価証券、金銭の信託、その他の資産(ファンド)等を含む経営管理上の数値です。

3. 外貨建て債券及び社債のうち、振当処理の対象とされている債券及び社債については、条件決定時点の為替相場による円換算額にて円貨額を計算しています。

4. 短期社債は含んでいません。

5. 長期借入金のうち、危機対応業務に関する株式会社日本政策金融公庫からの借入は、平成25年度は5,000億円、平成26年度は1,130億円となっています。

連結業績の概要

連結財務ハイライト

(単位：億円)

	平成25年度 (平成25年4月1日～ 平成26年3月31日)	平成26年度 (平成26年4月1日～ 平成27年3月31日)
経常収益	3,616	3,390
経常利益	1,657	1,530
特別損益	2	6
当期純利益	1,243	927
総資産	163,107	163,606
貸出金	138,384	132,613
有価証券	16,375	18,879
負債	136,829	136,133
借入金	91,826	85,982
債券および社債	42,374	45,693
純資産	26,277	27,472
資本金	12,069	12,069
総自己資本比率(バーゼルIIIベース・国際統一基準)	15.83%	16.80%
銀行法基準リスク管理債権比率	0.99%	0.77%
自己資本利益率(ROE)	4.83%	3.47%
総資産利益率(ROA)	0.76%	0.57%
従業員数	1,391人	1,407人

当連結会計年度の業績については、次のとおりとなりました。

連結損益の状況

損益の状況については、経常収益は3,390億円(前連結会計年度比225億円減少)となりました。その内訳は、資金運用収益が2,356億円(同比196億円減少)、役務取引等収益が86億円(同比52億円減少)、その他業務収益が130億円(同比26億円減少)およびその他経常収益が815億円(同比49億円増加)となりました。

また、経常費用は1,860億円(同比98億円減少)となりました。その内訳は、資金調達費用が1,178億円(同比143億円減少)、役務取引等費用が7億円(同比4億円増加)、その他業務費用が107億円(同比35億円増加)、営業経費が435億円(同比38億円減少)およびその他経常費用が131億円(同比43億円増加)と

なりました。この結果、経常利益は1,530億円(同比127億円減少)となりました。

経常損益の内容としては、資金運用収支については1,178億円(同比53億円減少)、役務取引等収支については79億円(同比56億円減少)、その他業務収支については23億円(同比61億円減少)とそれぞれ前連結会計年度比で減益となりました。なお、その他経常収支は684億円(同比5億円増加)となりましたが、この要因としては、貸倒引当金の戻入等によるものです。

これらにより、税金等調整前当期純利益は1,536億円(同比123億円減少)となりました。

また、法人税、住民税及び事業税515億円(同比264億円増加)、法人税等調整額73億円(損)(同比83億円減少)および少数株主利益19億円(同比10億円増加)を計上した結果、当連結会計年度の当期純利益は927億円(同比315億円減少)となりました。

連結資産・負債・純資産の状況

資産の部合計については、16兆3,606億円（前連結会計年度末比498億円増加）となりました。このうち貸出金は13兆2,613億円（同比5,770億円減少）となりました。貸出金の減少については、これまでに実行してきた危機対応融資の約定回収が進捗していること等が主な要因となっています。

また、有価証券は投資業務の進捗等により、1兆8,879億円（同比2,503億円増加）となりました。コールローン及び買入手形は3,350億円（同比2,480億円増加）となりました。これは資金調達および資金運用に係るギャップを埋めるべく取り組んでいる短期運用手段の機動的な対応にともなうものです。

負債の部については、13兆6,133億円（同比696億円減少）となりました。このうち、債券および社債は4兆5,693億円（同比3,318億円増加）、借入金は8兆5,982億円（同比5,843億円減少）となりました。

借入金の減少については、危機対応融資の約定回収等による貸出金の減少にともない、株式会社日本政策金融公庫からの借入（ツーステップ・ローン）による借入金が増加したこと等が主な要因となっています。

また、支払承諾については、1,674億円（同比603億円増加）となりました。

純資産の部については、2兆7,472億円（同比1,195億円増加）となりました。この増加要因としては、当連結会計年度における当期純利益の計上が主な要因となっています。

なおDBJは、平成26年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日：平成26年3月31日、配当金総額308億円、1株当たり706円、配当性向25.00%）を行っています。

また、DBJ単体およびファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は858億円（同比480億円増加）となりました。

リスク管理債権の状況

DBJは「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。その結果、「銀行法」に基づく連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は1,022億円（前連結会計年度末比350億円減少）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.77%（同比0.22ポイント減少）となっています。

直近5期間の損益状況推移(連結)

(単位：億円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
業務粗利益	1,367	1,336	1,285	1,453	1,281
業務純益 (一般貸倒引当金繰入後)	1,000	957	747	978	845
税金等調整前当期純利益	1,043	1,102	1,162	1,660	1,536
法人税等合計	△13	△319	△445	△408	△589
当期純利益	1,015	773	713	1,243	927
配当金総額(※)	500	373	352	308	225

(※) 基準日が各事業年度に属する配当金の総額を記載。

海外業務について

DBJは平成20年10月の民营化(株式会社化)以降、海外業務の展開に努めており、海外向け投融資に関するリスク管理態勢の確立、拠点整備、人材育成などの基盤整備を進めるとともに、信頼できるパートナーおよび内外の金融機関とのネットワークを拡充し、海外業務展開を推進しています。

海外拠点整備の一環としては、平成20年12月よりDBJ Singapore Limitedを、平成21年11月よりDBJ Europe Limitedを開業しています。さらに平成26年6月に政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化しています。

DBJは、海外拠点との密接な連携のもと、お客様の幅広いニーズに対応したグローバルな金融サービスを提供し、お客様の海外事業を支援していきます。

海外拠点概要

◆ニューヨーク駐在員事務所

米国、カナダ、中南米地域を担当。金融・産業・経済、経済政策および都市開発・インフラ開発等の動向をフォロー。また、北・南米への進出を図る日本企業、対日進出を考える企業へ情報を提供。

◆DBJ Singapore Limited

開業	平成20年12月
資本金	100万シンガポールドル
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore 048619
代表者	Chairman 佐々木 一成 CEO & Managing Director 北所 克史

◆DBJ Europe Limited

開業	平成21年11月
資本金	750万ユーロ
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N 1AR, U.K.
代表者	Executive Chairman 川下 晴久 CEO 加藤 裕幸

◆政投銀投資諮詢(北京)有限公司

開業	平成23年9月
資本金	6,000万円
業務内容	投融資サポート業務、アドバイザー業務等
所在地	北京市朝陽区東三環北路五号北京発展大厦8階814-815室
代表者	董事長兼総経理 鶴岡 義久

海外機関との業務提携の例

DBJは、目的に応じて以下をはじめとする海外機関と業務提携を行っています。

●国際金融公社(IFC)

世界銀行グループのメンバーとして、主に開発途上国で投融資活動を行う国際金融機関

●中国国家開発銀行

中国におけるインフラ、基幹産業向け金融を担う政策金融機関(平成20年に株式会社化)

●CITIC(中国中信集团公司)

中国を含むアジアにおいて幅広い金融サービス網を有する企業グループ

●シンガポール国際企業庁(IE)

シンガポール企業の国際化・海外投資を支援する政府機関

●バンコク銀行

中堅・中小企業等の現地通貨建て借入支援のため、地方銀行とともに連携しているタイの大手銀行

国際的な長期金融市場の確立に向けた取り組み

DBJは、経済・金融のグローバル化のなか、効率的・安定的な国際長期金融市場を確立していくことが重要との考えから、各国の長期金融を担う金融機関の国際的なプラットフォームであるLong-Term Investors Club(以下「LTIC」)およびLong-Term Infrastructure Investors Association(以下「LTIIA」)に加盟しています。

LTICは、リーマン・ショック後の金融環境変化を受け、各国の長期金融を担う金融機関の協調体制を構築するためのプラットフォームとして、平成21年に設立された組織です。同組織は、長期金融に関する情報共有、学術研究振興、共同投資の推進等を目的とし、平成26年からは、LTICとOECD(経済協力開発機構)の共同プロジェクトが立ち上がっており、DBJも積極的に支援しています。

LTIIAは、インフラ投資を促進するうえで実務的な課題を提言するための機関として平成26年に創設されたプラットフォームであり、DBJは同組織の創設メンバーとして加盟しています。同組織には、世界的に著名なインフラ投資家等が複数加盟しており、インフラ投資促進に向けて実務に則した取り組みを推進しています。

グループ会社について

DBJは、子会社・関係会社とともにグループを形成し、お客様のニーズに合わせて多様なサービスを提供しています。

株式会社日本経済研究所

株式会社日本経済研究所は、調査・コンサルティングを主とする総合研究機関です。公的セクターや民間企業に対し、公平・中立的な立場から長期的な視点に立ち、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野のシナジー効果を活かし、総合的な観点からお客様のニーズに合った調査・コンサルティングを行います。

設立	平成元年12月
資本金	4億8,000万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル3階
代表者	代表取締役社長 安藤 隆

DBJキャピタル株式会社

DBJキャピタル株式会社は、企業の成長、日本の新産業創出をサポートするため、高い成長性が期待されるベンチャー企業に対する投資を行っています。また、投資を行うだけでなく、DBJをはじめとするさまざまなネットワークを活用したファイナンス面の支援や、投資先企業のニーズに合ったソリューションをアレンジします。

設立	平成17年10月(平成22年6月発足)
資本金	9,900万円
事業内容	ベンチャー企業に対する出資等
所在地	東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル12階
代表者	代表取締役社長 鹿島 文行

DBJ投資アドバイザリー株式会社(DBJ-IA)

DBJ-IAは、中期的な視野に立ち、投資先との信頼関係を重視した「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資(VG投資プログラム)」を推進するため設立されました。DBJ-IAは、DBJの投資先となる企業がM&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するため、資金面のみならず、国内外のネットワークや人材確保・提供などを通じ、企業の成長・発展に貢献します。

設立	平成21年12月
資本金	6,800万円
事業内容	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関する業務
所在地	東京都千代田区大手町1-9-6
代表者	代表取締役社長 村上 寛

DBJ証券株式会社

DBJは、多様化するお客様のニーズに応える金融手法の充実を目的として、平成23年8月、日立キャピタル証券株式会社を子会社化し、同年10月、DBJとの連携の強化を図る観点から、DBJ証券株式会社に社名変更しました。DBJ証券は、DBJグループの投融資機能を補完する証券機能の担い手として、お客様への金融ソリューション機能の一層の充実を図ります。

設立	平成10年10月
資本金	5億円
事業内容	証券業
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 酒巻 弘

DBJアセットマネジメント株式会社

DBJアセットマネジメント株式会社は、平成18年11月設立の不動産ファンド運用会社であり、平成24年7月に、DBJ全額出資のアセットマネジメント会社として新たなスタートを切りました。長期投資家の運用に資する良質かつ信頼性の高いアセットマネジメント会社として、不動産分野をはじめ多様なリスク資金需要に応えながら、日本の金融機能の発展・高度化に貢献します。

設立	平成18年11月
資本金	1億円
事業内容	不動産ファンドの運用等
所在地	東京都千代田区大手町1-9-7
代表者	代表取締役社長 高橋 優

株式会社価値総合研究所

株式会社価値総合研究所は、平成25年4月にDBJの完全子会社となり、DBJグループの民間・公共部門における調査・コンサルティング機能を担っています。専門性・競争力のある独自のナレッジの創造・提供を通じて、お客様の持つ多様な課題の解決のために、ソリューションを提供します。

設立	平成5年6月
資本金	7,500万円
事業内容	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
所在地	東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル8階
代表者	代表取締役社長 井上 毅

平成26年

4月

- 「地域元気プログラム」拡充→ P.44

5月

- 第3次中期経営計画を策定→ P.18~19
- ADFIAPの年次総会において「DBJ BCM 格付融資」がADFIAP Awards 2014を受賞

6月

- 「第3回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催
- 政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化→ P.25、28

8月

- 「設備投資計画調査(全国・地域別)」の調査結果を発表→ P.59

9月

- 「地域みらいづくり本部」の設置→ P.56
- 「地域創生プログラム」の創設→ P.56
- 設備投資研究所設立50周年記念シンポジウム開催

10月

- 「PPP/PFI大学校」の開講→ P.56、82
- 「DBJグリーンボンド」の発行
- 「地域創生への提言」を公表→ P.56~57

12月

- 東日本大震災復興・成長支援ファンドを組成→ P.53、87
- 日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2014」に出展(14年連続)→ P.68

平成27年

3月

- 第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラムを開催→ P.54

5月

- 「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」が施行→ P.22~23
- 「特定投資業務」を創設→ P.22~23、36、71
- 社会的価値・資本創出型M&Aアワードを創設
- ADFIAPの年次総会において「DBJグリーンボンド」がADFIAP Awards 2015を受賞→ P.69



6月

- 「第4回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催→ P.48
- 「成長協創ファシリティ」を創設→ P.36



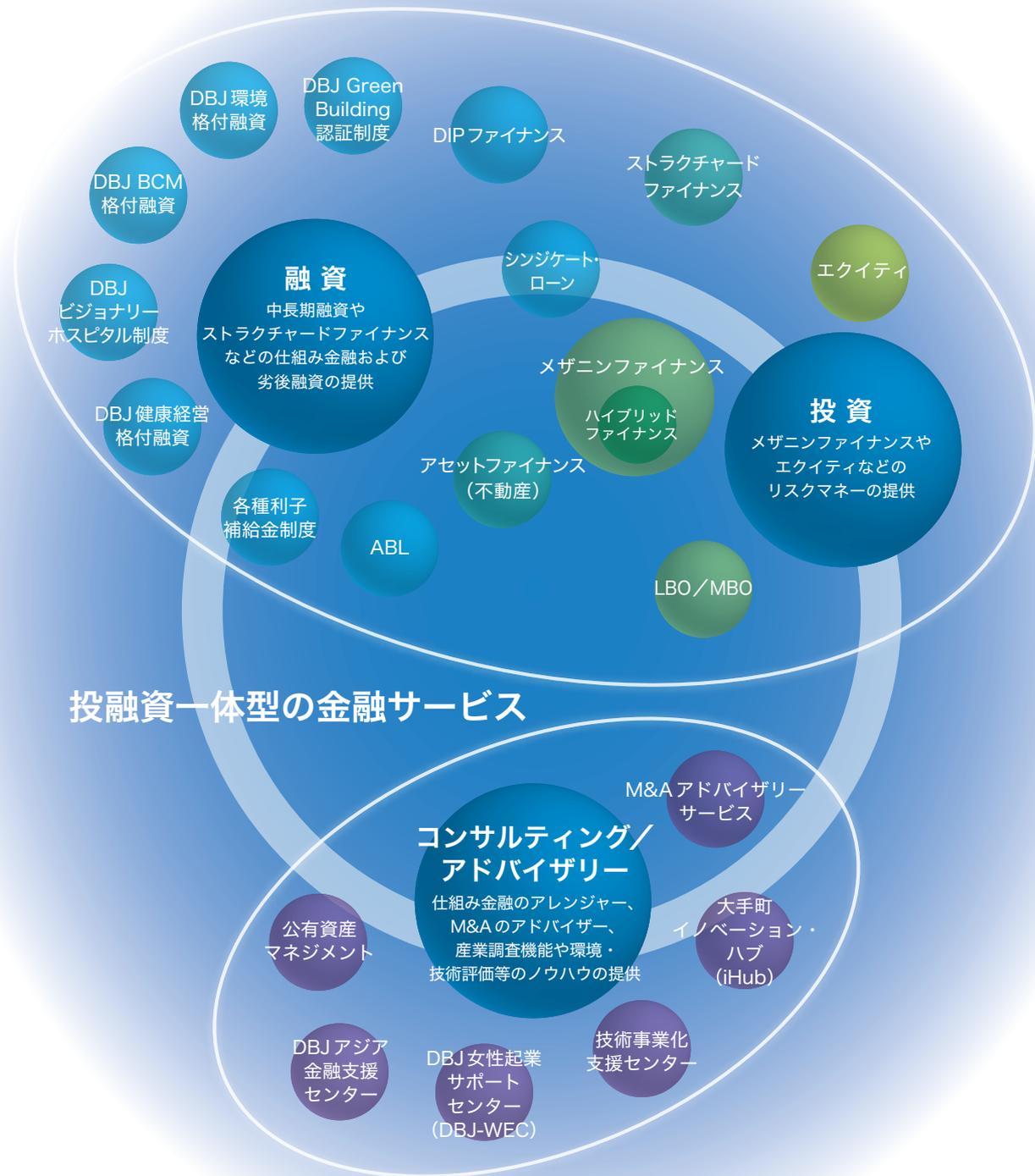


DBJではお客様から最も支持される金融機関となるために、社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、長期資金・リスクマネーの供給、事業形成支援や情報提供などの多様なアプローチにより、有用なプロジェクトの円滑な実施を支援しています。近年は、新しい金融手法を開発・導入することで金融市場の機能の拡張を図るなど、より効率的な資金供給がなされる金融市場の創造に向けて鋭意取り組んでいます。

投融資一体型金融サービス	32
投融資	34
コンサルティング/アドバイザー	46
危機対応業務について	50
東日本大震災への取り組み	53
地域創生に向けた取り組み	56
情報機能の活用	58

DBJは、投融資一体型のシームレスな金融サービスを提供し、中立的かつ長期的視点で時代を見据えた金融手法により、お客様の国内外のファイナンス活動全般にわたってお手伝いをします。

- シニアローンからメザンファイナンス、エクイティまで投融資一体でのソリューション提供が可能です。
- 企業価値向上に貢献できるよう、M&Aアドバイザリー、CSRサポートなど、さまざまなサービスを提供します。
- グループ会社と連携して、お客様の個別のニーズに対し、きめ細かく応える態勢を整えています。



※投融資にあたっては、DBJ所定の審査が必要になります。

融資

お客様の多様化する
資金調達ニーズに対応した
ファイナンス

- ◆ 中長期の融資
- ◆ 独自の高付加価値の金融サービスを提供（環境格付融資をはじめとする評価認証型融資など）
- ◆ さまざまなニーズに対応するため、ノンリコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）を開発・提供

● 融資額実績（単体）（フロー）



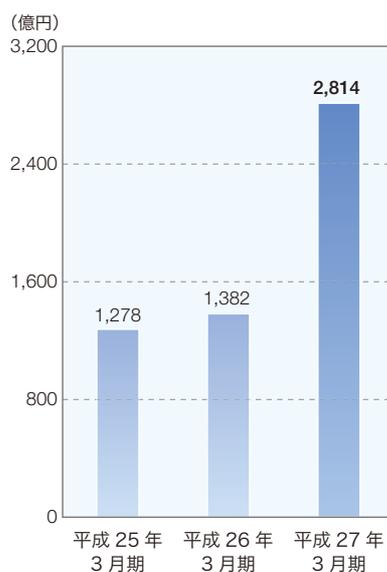
注：社債を含む経営管理上の数値です。

投資

お客様の抱えるさまざまな課題に対して、長期的視点に基づいた
リスクマネーの提供

- ◆ 成長戦略、事業再編、国際競争力強化、インフラ事業向けに、メザニンファイナンス、エクイティなどのリスクマネーを提供

● 投資額実績（単体）（フロー）



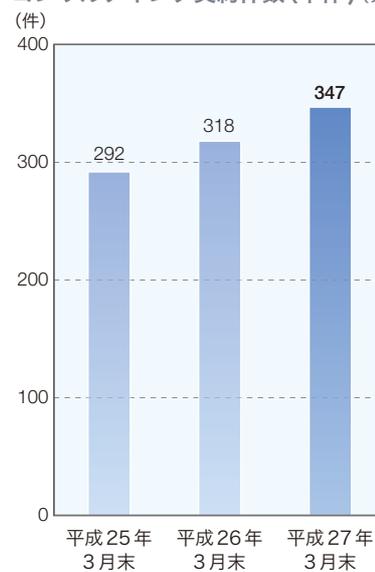
注：有価証券、金銭の信託、その他の資産（ファンド）等を含む経営管理上の数値です。

コンサルティング/ アドバイザー

お客様の競争力強化や地域経済の活性化に寄与する案件に対して
アドバイザーとしてサポート

- ◆ M&Aアドバイザーサービス
- ◆ 産業調査力と新金融技術開発力を活用した提案
- ◆ 仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント

● M&Aアドバイザー/
コンサルティング契約件数（単体）（累計）



投融資

DBJでは、お客様のさまざまなニーズに合わせた中長期の融資を行っています。伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、プロジェクトファイナンス、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンスなどの金融手法を活用した融資まで幅広く提供し、多様化する資金調達ニーズに対応しています。

また、事業拡大、成長戦略や財務基盤整備など、お客様の抱えるさまざまな課題に対して、ファンドを通じた支援や、メザニンファイナンス、エクイティなどの手法により長期的視点に基づきリスクマネーを提供しています。

DBJの投融資事例はP.70～89の「投融資等を通じたCSR」で紹介しています。

融資手続きについて

DBJでは、お客様にとって、どのような資金調達が望ましいか、またどのような条件（金利、期間等）で融資が可能かなどについて、随時、相談を承っています。

融資にあたっては、お客様の会社概要や事業計画の内容について検討し、事業の収益性などを審査のうえ、融資条件等をご相談します。

ご融資の条件

● 融資金額

お客様の資金計画などに応じて、ご相談させていただきます。

● 融資期間

お客様の返済計画や、事業の収益性、設備の耐用年数などに応じて、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

● 金利

期間とリスクに応じた当行所定の金利を設定させていただきます。固定金利のほか変動金利にも対応可能です。また、各種利子補給金制度などのご活用も検討いたします。

● 担保・保証

審査の結果に応じて、ご相談させていただきます。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

中長期融資

DBJは、政策金融機関として培ってきた長期金融のノウハウを強みとしつつ、お客様の中長期のファイナンスニーズに合わせた融資を行っています。お客様は、事業の

収益性を勘案した中長期の返済が可能です。また、必要に応じて据置期間を設けるなど、お客様のさまざまなニーズに対応しています。

お客様のニーズに応じて、幅広い情報の提供等も行っています。

長い歴史のなかで蓄積してきた知識・経験をもとに、お客様の課題解決に向けたアドバイスを行っています。

DBJの幅広いネットワークを活かして、お客様の事業拡大のお手伝いをします。

さまざまな調査・研究活動の成果や海外情報等の情報提供を、レポートや広報誌等を通じて行っています。

メザンファイナンス

メザンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアローンと、普通株式によるエクイティブファイナンスの中間的な手法です。

メザンファイナンスは、シニアローンよりも返済順位が低く、シニアローンに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されています。お客様の資金計画や資本政策に応じて柔軟な設計が可能で、近年は事業買収、子会社・事業の切り出し、事業承継、非公開化といったケースにおいて、ニーズが高まっています。

メザンファイナンスには、シニアローンでは対応困難なリスクマネーの提供、既存株主の議決権希薄化の回避、柔軟な償還・EXIT方法の設定などのメリットがあります。

DBJでは、長期的な視野に基づくお客様のバランスシート問題解決に向け、スキーム構築からファイナンスアレンジメント、リスクマネー供給まで、トータルソリューションを提供します。

メザンファイナンス

- 劣後ローン／劣後債
- 優先株／種類株
- ハイブリッドファイナンス 等

● メザンファイナンス事例

事例 1 過小資本解消策として



事例 2 事業買収におけるファイナンスの補完手段として



事例 3 事業承継における議決権の希薄化防止策として



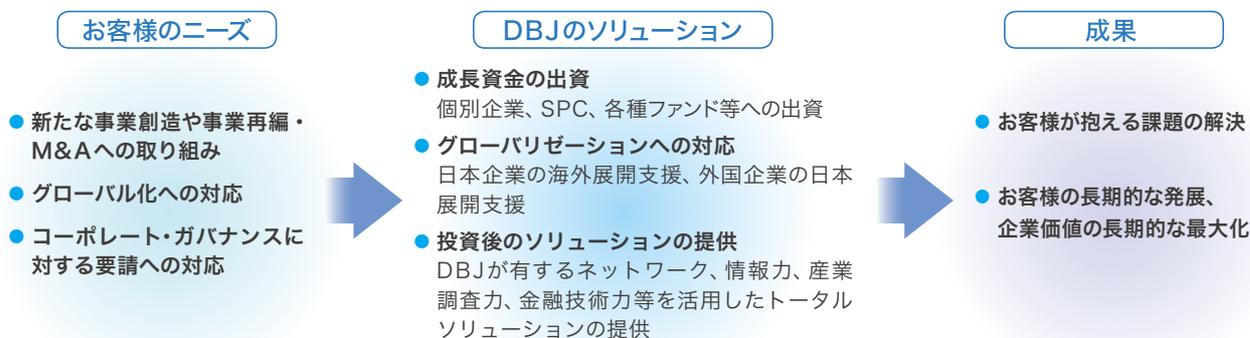
エクイティ

新たな事業創造や事業再編・M&A、グローバル化への対応等による成長ニーズが高まるとともに、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まることで、企業経営に対してエクイティが持つ意味はますます大きくなっています。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様が抱える課題を解決し、長期的な発展を支援します。投資後、DBJが有するネットワーク、情報力、産業調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、お客様の企業価値の長期的な最大化を実現し

ます。平成22年度からは「成長戦略支援のための付加価値創造型エクイティ投資（VG投資プログラム）」を強化しています。これは、日本企業へのエクイティ投資を通じて、①M&A戦略、②資本戦略、③海外戦略等において、投資先企業の成長戦略の実現、中長期的な企業価値向上を支援する取り組みです。

DBJは、エクイティ投資を通じて、お客様と成長の成果を分かち合うとともに、豊かな未来の実現に貢献します。

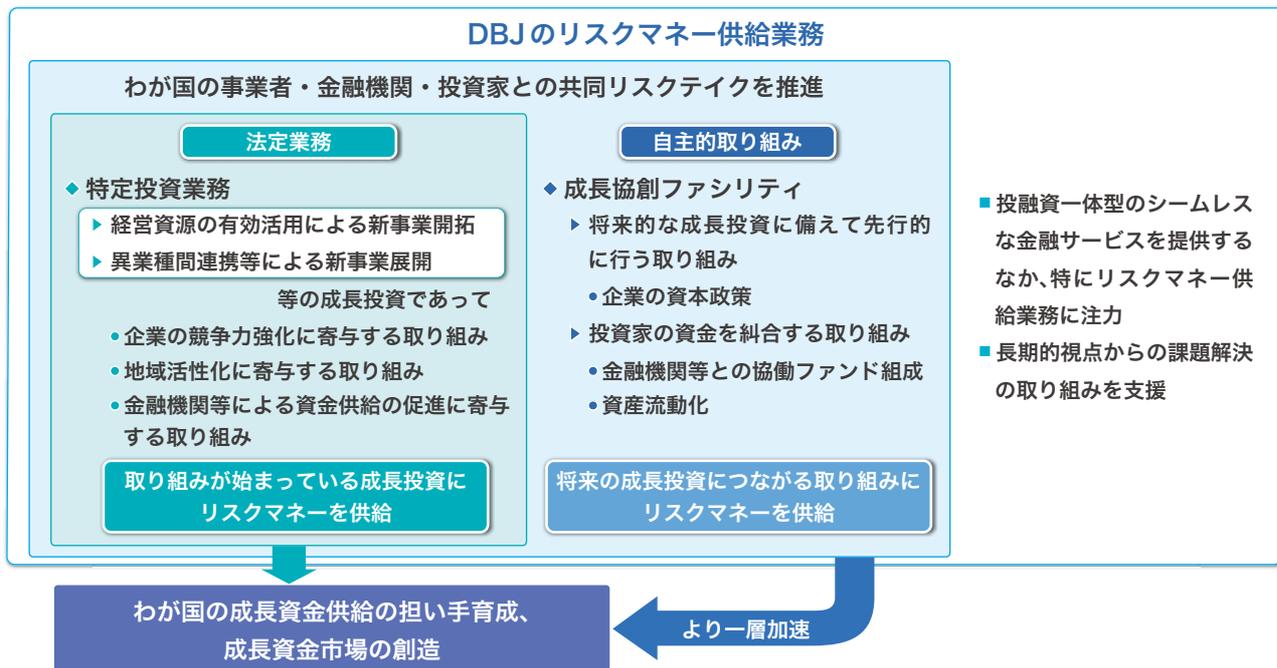


成長資金供給業務

DBJに期待されるわが国の成長資金供給の担い手育成、成長資金市場の創造を加速するため^{*}、法定業務として措置された「特定投資業務」に注力することに加え、自主的取り組みとして「成長協創ファシリティ」を創設し、広く成長投資に対するわが国の事業者・金融

機関・投資家との共同リスクテイクを推進します。

^{*}政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」等において、当社は当行等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出につなげることが期待されている。



ストラクチャードファイナンス

DBJは、平成10年に国内初のプロジェクトファイナンスのアレンジを行って以降、エネルギー、インフラ分野を中心に、プロジェクトファイナンス、PFI等にて国内有数の実績を積み上げてきました。

平成20年10月の民営化(株式会社化)以降においては、多様化・グローバル化する日本企業のお客様のさまざまなニーズにお応えすべく、DBJの特性を最大限活かしつつ、国内外においてプロジェクトファイナンス、PFI、オブジェクトファイナンス、証券化等のさまざまな金融プロダクトおよび最適なファイナンス手段(シニアローン、メザニンローン、エクイティ等)を提供し、お客様を全面的にサポートしています。

● プロジェクトファイナンス

エネルギー、インフラ分野におけるこれまでの豊富な実績を活かし、主に大規模プロジェクトにおいて、特定企業の信用力や担保価値に依拠しない、対象プロジェクトのキャッシュフローに依拠したファイナンス手法を提供し、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。近年では、国内の太陽光発電や風力発電に係るプロジェクトファイナンスのアレンジやファイナンス業務に加え、海外のエネルギー、インフラプロジェクトへのファイナンス業務も積極的に行っています。

● オブジェクトファイナンス

船舶、航空機、鉄道車両等のそれぞれのアセット特性に応じて、対象アセットから生じるキャッシュフローに着目した最適なファイナンス手法を提供することで、お客様の資金調達およびリスクコントロールをサポートしています。

● 証券化

お客様が保有している金銭債権の将来キャッシュフローに着目した金銭債権流動化・証券化や、特定の事業から生み出される将来キャッシュフローを返済原資とする事業証券化(Whole Business Securitization)等のファイナンス手法を提供し、お客様の財務戦略や最適な資金調達の実現をサポートしています。

● PPP(Public Private Partnership) / PFI(Private Finance Initiative)

DBJは、平成11年の「PFI法」[※]成立以降、公共セクターとの強いリレーションを活用して数多くのPFIの実績を積み重ね、業界のリーディングプレーヤーとしてこれまで数多くのお客様をサポートしてきました。平成23年にはPFI法が改正され、コンセッション型のPFIが導入されるなど、PFIへの期待がますます高まっているなかで、国内外においてお客様の課題解決に向けて、さまざまなサポートを行っています。

[※]「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」

● プロジェクトファイナンス— 発電プロジェクトの例



アセットファイナンス（不動産）

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、市場の活性化に取り組んできました

た。こうした実績を通じて蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、ノンリコースファイナンスなどさまざまな形態のソリューションを提供しています。

流動化型ファイナンス

【例1】お客様が自社所有している賃貸用不動産をSPCに売却し、資本効率を向上

【例2】お客様が利用している不動産をSPCに売却したうえで、新たに賃貸借契約を締結し、利用を継続

- ① 資金調達手段の多様化
 - 対象資産の収益力・キャッシュフローを活用した調達の実現
 - オリジネーター(対象資産の原所有者)の借入枠の温存
- ② オフバランスによる財務の効率化
 - ROAの向上
 - 含み損益の計画的な実現
 - 有利子負債削減などの財務内容改善
 - 不動産の価格変動リスクの切り離し

開発型ファイナンス

【例】 自社が所有する遊休不動産を、投資家の資金を活用して収益物件として開発

- ① 開発利益の実現
 - 自社のみでは資金調達が困難な不動産開発の実現
 - 追加的な必要投資や工事の遅延により、工事費が予定を超過するリスクを分散・コントロール
- ② オフバランスによるリスクコントロール
 - 自社の財務の健全性を維持
 - 不動産の価格変動リスクの隔離

DBJのアセットファイナンスの特徴

- ◆ 多数の案件での豊富なアレンジメント実績、投融資実績
- ◆ 国内外の有力投資家・金融機関とのネットワークを活用したプロジェクト実現支援、資金調達のアレンジメント
- ◆ お客様のニーズに合わせたシニア～メザニンのデットファイナンスの提供やエクイティ投資など、プロジェクトに応じたソリューション
- ◆ プロジェクトの円滑な実現のため、中立的な立場から、適切なリスク分散および関係者の利益実現を調整

LBO/MBO

LBOは、Leveraged Buyout(レバレッジド・バイアウト)の略です。M&Aの形態のひとつで、借入金を活用した企業・事業買収のことを指します。一定のキャッシュフローを生み出す事業を、借入金を活用して買収するもので、買い手(多くの場合はエクイティを提供するスポンサー)は少ない資金で企業・事業を買収することができます。借入金を梃子(lever)として、投資金額を抑えることで買い手のリターンの極大化を図ることから、この名がついています。一般的には、多額の借入金をともなうことから、対象となる事業には安定的なキャッシュフローを生み出すことが求められます。

MBOは、Management Buyout(マネジメント・バイアウト)の略で、経営陣が自ら会社の株式・事業などをその所有者から買収することをいいます。一般的に経営陣

は、手元資金の規模が限られていることから、事業の買収にあたっては借入金による調達が必要となるケースが多くなります。このため、MBOはLBOの形態をとることが多くなります。また、借入金だけでは調達ができないような場合には、経営陣はエクイティを提供する共同スポンサーとしてバイアウト・ファンドとパートナーを組むケースも見られ、最近、上場企業の株式非公開化やオーナー企業の事業承継などによく利用されています。

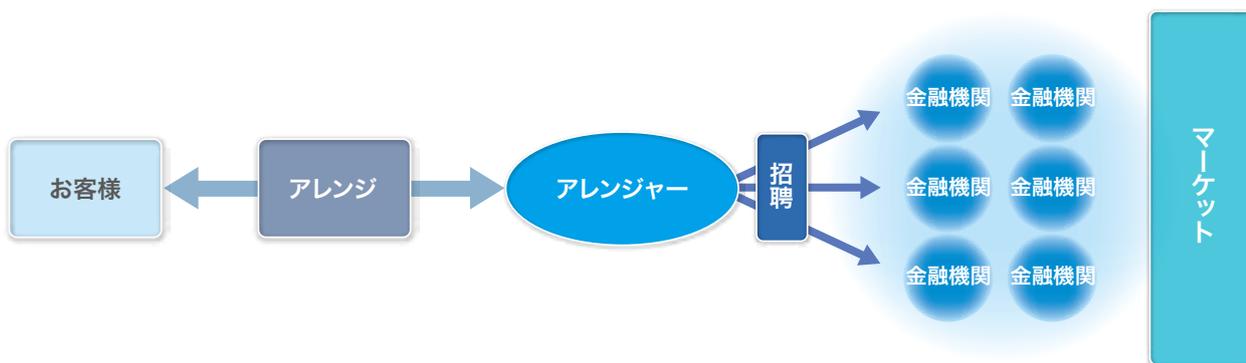
DBJは、フィナンシャルアドバイザーとしてMBO全体をとりまとめたり、融資のアレンジメントやメザニンファイナンス、スポンサーとの共同エクイティ投資を行ったりすることで、LBO/MBOの場面においてソリューションを提供しています。

シンジケート・ローン

シンジケート・ローンとは、幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、お客様に対し、単一の契約書で同一の約定条件により協調して融資を行う手法です。お客様には、窓口をアレンジャーに一本化することによる金融機関との交渉業務の負担軽減、資金決済などをエージェントが行うことによる事務管理負担の軽減、多額の資金の機動的な調達、

アレンジャーによる招聘を通じた取引金融機関の拡大、借り入れ条件の透明性の確保などのメリットがあります。

DBJのサービスの特徴としては、ターム・ローンを中心とした積極的な組成、中立的な立場を活かした幅広い参加金融機関への呼びかけ、「DBJ環境格付」融資などDBJ独自の融資メニュー等との組み合わせによる付加価値向上といった点が挙げられます。

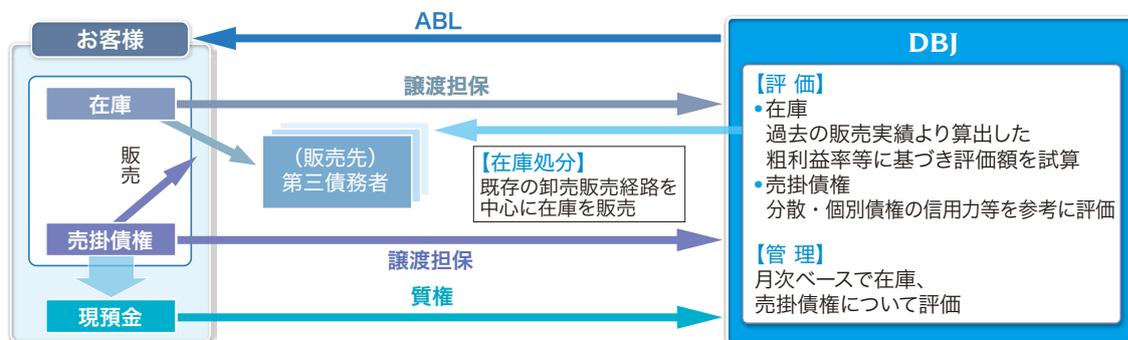


ABL(資産担保融資)

ABL (Asset Based Lending) は、お客様の流動資産（集合動産、在庫、売掛債権等）を担保として活用する金融手法です。

お客様には、資金調達手段の多様化、機動的な資金調達、負債の組み替え、余剰在庫の売却、内部管理態勢の強化・整備を図ることができるなどのメリットがあります。

DBJは、他に先駆けて取り組んできた企業再生ファイナンス分野において、豊富な実績を有しており、企業支援と債権保全の両立を図るため、ABLスキームを開発し活用してきました。今後は、こうしたスキーム構築力を下地に、企業の成長資金の提供に向けてもABLスキームの展開を進めていきます。

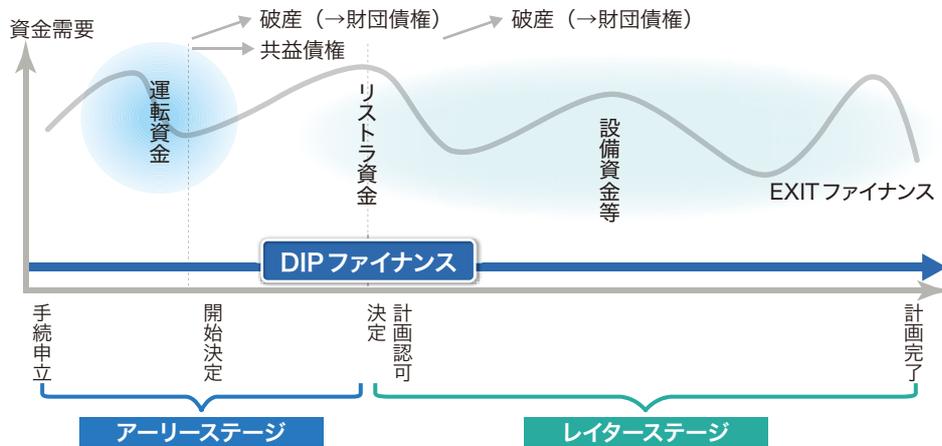


DIPファイナンス

DBJは、1990年代後半以降の不良債権問題にともなう金融システム不安の克服に向け、多様なツールを用い、不振企業が保有する価値ある事業の維持・発展を支援してきました。その手法には、民事再生法等を申請した企業が計画認可までの期間において、運転資金を調達できずに事業の継続が困難な場合に、この事業の価値を維持させる一時的な運転資金を融資する「アーリーDIP」と、再建計画実施に必要なリストラ資金の融資、

再生計画実施中の別除権の買い取り、設備投資に向けた中長期の融資、再生債権等をリファイナンスし、法的整理プロセスを早期に終結させるための融資（EXITファイナンス）などを含む「レイターDIP」があります。

DBJでは、平成13年に国内初のDIPファイナンスを行い、以後、対象・手法の多様化に努め、お客様のニーズにお応えしています。



認証・独自プログラム

DBJ環境格付融資

DBJは、昭和40年代の公害対策を皮切りに、過去40年以上の間に環境対策事業に対して3兆円以上の投融資実績を有しています。

平成16年度には、それまで培ってきた知見をもとに「DBJ環境格付」融資の運用を開始しました。これは、DBJが開発したスクリーニングシステム(格付システム)により、企業の環境経営度を評点化し、優れた企業を選定して、その評価に応じて融資条件を設定するという、「環境格付」の手法を導入した世界で初めての融資メニュー



です。平成26年度には、これまで10年間の評価実績と企業価値の構成要素としての非財務情報に対する関心の高まりを踏まえ、評価項目を大幅に改訂しています。

また、平成21年度からは、「DBJ環境格付」融資により得られた経験を活かし、地方銀行が独自で作成する「環境格付」評価ツールの開発を支援するサービスも開始しています。こうした取り組みも交え、わが国における環境金融の一層の普及・向上を図っています。

<特徴>

- ◆「環境格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の環境動向を踏まえた公平中立な評価
UNEP FI(国連環境計画・金融イニシアティブ)や環境省との情報交換を踏まえ、約120の質問からなるスクリーニングシートを開発。「環境格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJ BCM格付融資

DBJは、防災対策もしくは災害復旧関連の融資を通して、災害に強いまちづくりや被災地復興の支援を行ってきました。これに加え、事業継続の観点から、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定、施設の耐震化、情報システムのバックアップ体制の整備など企業の総合的な減災対策の支援をするとともに、被災時に必要な復旧資金に対するファイナンス手法の提供を行っています。「DBJ BCM格付」融資は、防災および事業継続対策への取り組みの優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「BCM格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。



評価内容については、東日本大震災の発生などを踏まえ、平成23年に大幅な改定を行い危機事案発生後の戦略・体制等を含めた企業の事業継続活動を総合的に評価する内容となっています。

平成18年より運用していた「DBJ防災格付」は、①格付評価内容を表現し、②BCM (Business Continuity Management) のコンセプトを広く周知することで、「BCM格付を通じてレジリエントな日本社会をデザインします」という理念を実現するため、平成24年に「DBJ BCM格付」に名称変更しました。

「DBJ BCM格付」融資の普及を通じて、企業の危機管理/事業継続の取り組みを後押ししています。

<特徴>

- ◆「BCM格付」に応じた段階別金利
- ◆世界の危機管理の動向を踏まえた公平中立な評価
内閣府や世界経済フォーラム、国連防災世界会議、NPO、有識者との情報交換を踏まえ、約100の質問からなるスクリーニングシートを開発。「BCM格付アドバイザー委員会」を開催し、外部有識者のアドバイスを得て、毎年設問を更新。
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付融資

平成20年4月の特定健診制度の導入や平成27年12月から事業者によるストレスチェックの実施が義務化されるなど、昨今は、企業の自社従業員への健康配慮の必要性が高まる状況にあります。また、将来的な労働人口の減少を受け、人的生産性の向上も重要な課題となっています。「DBJ健康経営格付」融資は、こうした社会情

勢を踏まえ、健康経営の概念を普及・促進させるべく、経済産業省の調査事業に応募し、その一環として開発された独自の評価システムをもとに、従業員の健康配慮への取り組みに優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。



<特徴>

- ◆「健康経営格付」に応じた段階別金利
- ◆予防医療専門機関等と「健康経営コンソーシアム」を形成し、経済産業省の補助事業として「健康経営プロジェクト」を進めるなかでスクリーニングシートを開発
- ◆お客様へのインタビューによる格付評価
- ◆幅広いお客様への対応

DBJビジョナリーホスピタル制度

近年、病院に対して、地域社会における安全・安心の拠点としての役割を求め声が高まっています。DBJは、平成24年5月に、医療機能の高度化に加え、環境配慮・防災および事業継続対策に積極的に取り組む病院を支援する「DBJビジョナリーホスピタル」制度を創設しました。これは、公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を受けた病院を対象に、DBJが開発した独自の環境評価・BCM評価システムにより、環境配慮・防災および事業継続対策に優れた病院を

「DBJビジョナリーホスピタル」と認定し、評価に応じた融資条件を設定する融資メニューです。DBJは、地域社会に良質な医療の提供を持続的に行う病院の取り組みを支援しています。

<特徴>

- ◆「DBJ環境格付」「DBJ BCM格付」の結果に応じた段階別金利
- ◆認定取得した病院の環境配慮・防災対策等の取り組みを、広く地域社会にアピールすることが可能

医療機関の病院機能に関する評価

日本医療機能評価機構
病院機能評価認定

「DBJビジョナリーホスピタル」
として認定

DBJ環境格付

DBJ BCM格付

DBJによる融資審査

医療機関のCSR対応に関する評価

医療機関の「財務・経営」に関する評価

DBJ Green Building 認証制度

DBJでは、長年にわたる不動産向けファイナンスで蓄積してきたノウハウおよびネットワークを活かし、平成23年度に「DBJ Green Building 認証」制度を創設しました。環境・社会への配慮がなされた不動産（グリーンビル）を所有・運営するお客様を対象に、不動産の開発・改修等の資金ニーズに対してDBJが投融資でサポートすることに加え、不動産のサステナビリティを評価する本認証制度を通じて、お客様の不動産ビジネスをIR・PR・CSR活動等の幅広い観点から支援しています。

平成25年3月より、一般財団法人日本不動産研究所と認証制度の共同運営を行っており、既存の〈オフィスビル版〉〈ロジスティクス版〉に加え、平成26年11月には

〈商業施設版〉を、平成27年1月には〈レジデンス版〉を創設したことで、代表的な4つのプロパティについての認証が利用可能となりました。今後は、認証評価と物件の経済価値の相関に関する検証も行いながら、グリーンビルが適切に評価される市場の形成を目指します。

＜特徴＞

- ◆環境性能に加えて、さまざまなステークホルダーからの要請に応じた取り組みも踏まえた総合評価
- ◆スコアリング結果に基づき、5段階の認証を付与
- ◆設備の改修やオペレーションの改善など、お客様による積極的な取り組みを通じて、ランクアップも可能

●DBJ Green Building 認証制度の概要

評価項目 環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）が有する特徴を以下の3つの分野で評価



認証結果 お客様の取り組み状況に応じ、一定以上の評価に対して5段階の認証を付与



地域元気プログラム

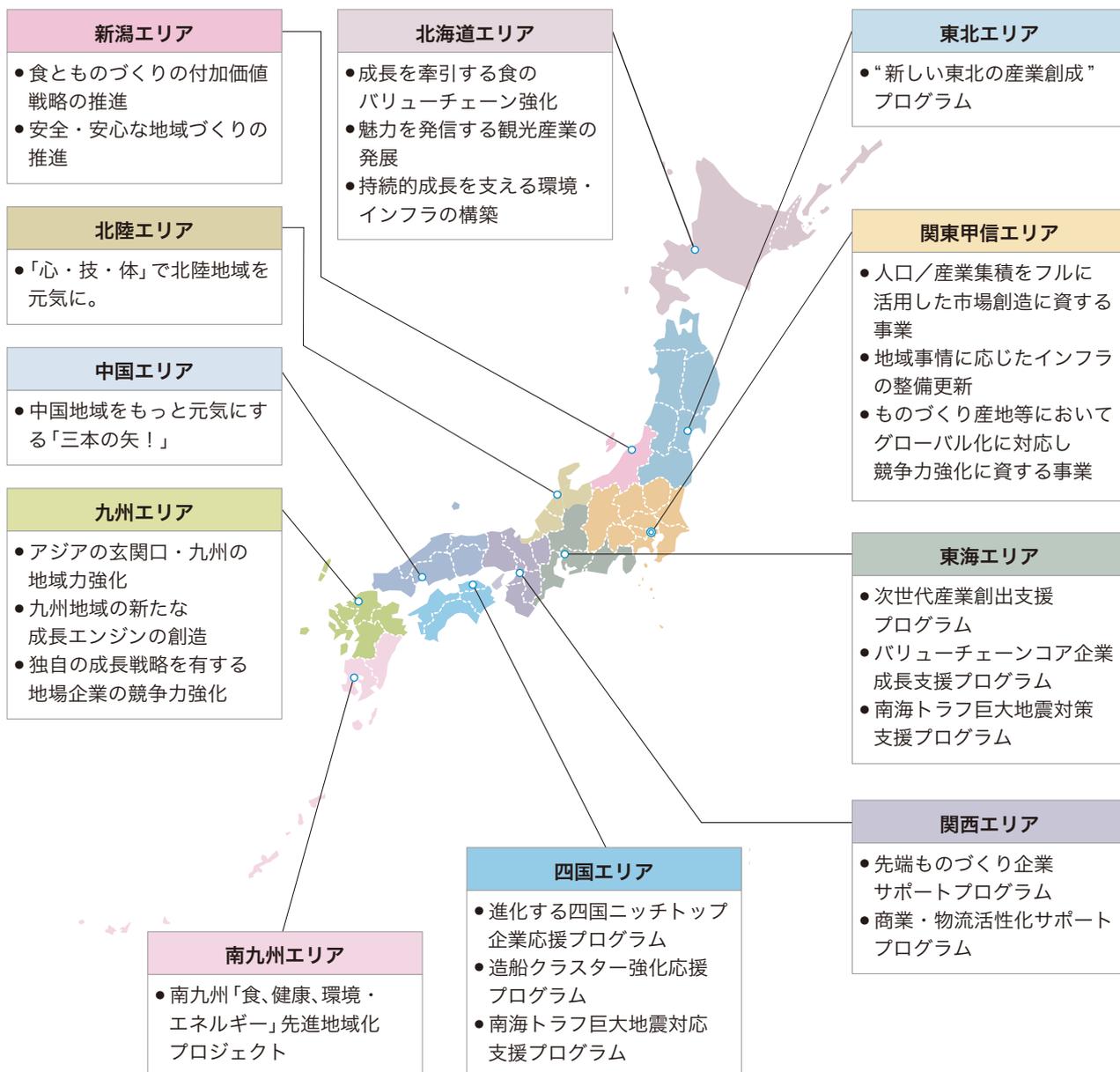
各地域は人口、財政、環境面での制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。

DBJでは、地域の強みや潜在力を活かした成長を、情報および資金面から後押しする独自の取り組みとして、「地域元気プログラム」を平成22年に創設し、支店ごとに各地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光を当て、地域金融機関と協調しながらサポートを行っています。

DBJは、こうした取り組みをさらに推進すべく、支店ごとに設定しているプログラムの内容を一部刷新することに加えて、全国共通のテーマとして「地域貢献企業[※]」の概念を導入し、地域貢献企業への資金面、情報面でのサポートをより一層強化することを通じて、地域や企業がともに元気になる好循環を創出していきます。

[※]地域貢献企業：雇用創出や地域の人材・資源の活用など、ヒト・モノ・カネの有効活用や生産性の向上等を通じて地域に貢献する企業

● DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象分野・事業



セーフティネット・公的制度

各種利子補給金制度

利子補給金制度とは、特定の産業などを促進するため、特定の事業に対して融資を行った金融機関に対して、あるいは特定の事業を行った事業者に対して、借入者の

利子負担を軽減するため、その利子の一部または全部に相当する金額を給付する国等の制度です。

利子補給金制度メニュー

- **地域再生支援利子補給金制度**
国に認定された各地方公共団体の地域再生計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **地域通信・放送開発事業に対する利子補給金制度**
法律に定める指針に定められている地域通信・放送開発事業を行うお客様が利用できる利子補給金制度。
- **国際戦略総合特区支援利子補給金制度／地域活性化総合特区支援利子補給金制度**
国に認定された各地方公共団体の総合特区計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **復興特区支援利子補給金制度**
復興特区法の対象地域（227市町村）内で、国に認定された各地方公共団体の復興推進計画に合致し、国から推薦を受けた事業を対象とする利子補給金制度。
- **危機対応業務利子補給金制度**
政府が認定した危機事案による被害を受けたお客様のうち、制度要件に合致する方が利用できる利子補給金制度。現時点では、東日本大震災に関する事案が対象。
- **環境配慮型融資促進利子補給金(環境格付利補)制度**
地球温暖化防止のための設備投資を促進し、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進する事業を行うお客様のうち、「DBJ環境格付」融資の対象となり、かつ一定期間内にCO₂排出原単位の改善またはCO₂排出総量の削減を誓約した方が利用できる利子補給金制度。
- **国内石油天然ガス開発資金利子補給金(大陸棚利補)制度**
国内の石油・天然ガス開発事業を行う方が利用できる利子補給金制度。
- **天然ガス等利用設備資金利子補給金(天然ガス等利補)制度**
対象となる天然ガス等利用設備投資を行う方が利用できる利子補給金制度。
- **エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業利子補給金(省エネ利補)制度**
一定の省エネルギー化を進める方が利用できる利子補給金制度。
- **資源有効利用促進等資金利子補給金制度**
高度な資源の有効利用を行う方が利用できる利子補給金制度。

危機対応業務

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫からリース・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは設立時において、株式会社商工組合中央金庫とともに、この指定（みなし指定）を受けており、平成20年10月に危機対応業務を開始しています。

その後、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、

DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、DBJ法が2度改正等され、政府による増資を受けて万全の体制を整備し、危機対応業務を円滑に実施してきました。

平成27年DBJ法改正においては、リーマン・ショックや東日本大震災に際して、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務付けられることになりました。
→P.50～55参照

コンサルティング/アドバイザー

DBJでは、業務提携金融機関等とのネットワークを活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件などについてコンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートしています。

これまで蓄積してきた、仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント、M&Aアドバイザーサービス、産業調査機能や環境・技術評価等のノウハウを提供し、お客様の課題解決に取り組んでいます。

DBJのアドバイザー業務事例はP.73の「投融资等を通じたCSR」で紹介しています。

M&Aアドバイザーサービス

企業の発展の形が多様化し、海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&A(企業の合併・買収)が脚光を浴びています。M&Aは、企業の事業を効率化しつつ、雇用の安定化や競争力の強化にもつながる点で有効な手段です。M&Aに対する国内外での関

心の高まりなどを背景に、DBJでは独自のネットワークによるアドバイザー業務を提供しています。

DBJは、企業のさまざまなニーズに対応し、それぞれの経営戦略に合致したM&Aソリューションをトータルに提案します。

M&Aアドバイザーサービスの特徴

- 協働者

徹底した顧客主義と長期的な視点から、顧客とともに顧客のビジョン実現に貢献

- ブランド

長年の融資・プロジェクト支援経験から生み出された、末永く付き合える、特色のある金融機関としての信頼性・ブランド

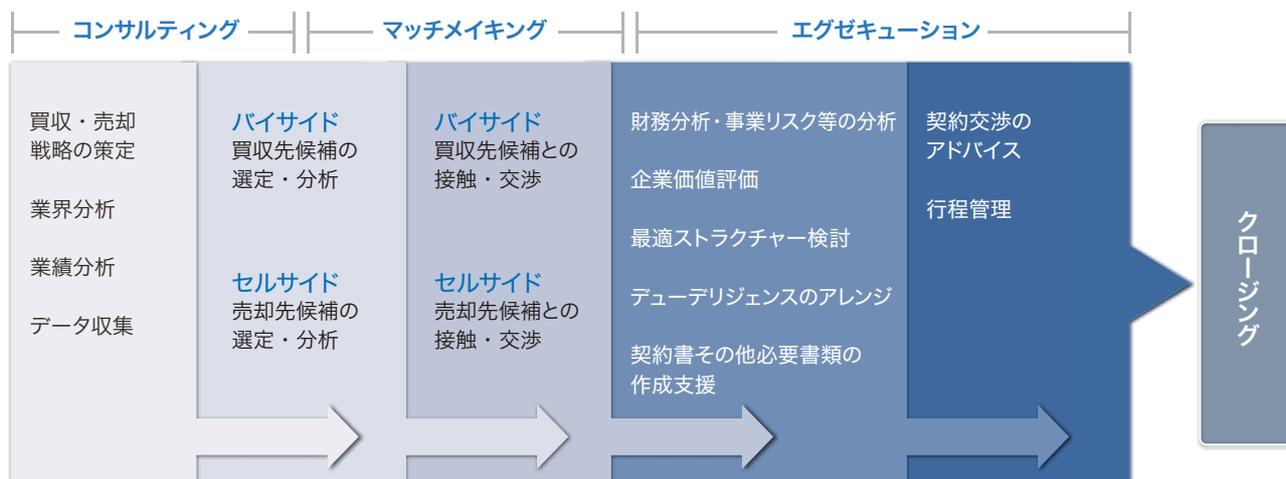
- 知見

長期資金提供により培われた幅広い業界への深い洞察と分析能力、そして短期的な動向に左右されない使える戦略を提示できる知見

- ネットワーク

海外金融機関および国内地域金融機関、会計事務所・法律事務所、国内外政府関係機関等との情報ネットワークに基づく的確な情報収集

● M&Aアドバイザーサービスの流れ



大手町イノベーション・ハブ (iHub)

DBJは社会的課題をビジネスで解決することを見据え、中立性や広範なネットワークを活かして、企業に眠る知恵同士をつなぎ、新たな価値創造を行うための「場」として、平成25年4月に、本店ビル内にて「大手町イノベーション・ハブ (iHub)」を開設しました。

平成26年度は、地域創生に貢献すべく、企業・官庁・自治体など多様なパートナーとの協働によるオープンイ

ノベーションの運動化に向けて、地域ごとの問題意識・事情に合わせたiHubの地域展開も進めています。主なものに、関西ではヘルスケアに係るシンポジウムを開催したほか、広島では新しいアイデアを「意図的に考える」機会を提供し、「地域みらいづくり・iHub」では本店と全国5拠点をテレビ会議システムでつなぎ、協創 (Co-creation) を体感いただくワークショップを行いました。

● iHub 地域展開の実例 (主なもの)

地域	時期	テーマ等
関東/東京	平成26年5月	自治体職員を対象とするワークショップ
	平成26年12月	地域みらいづくり・iHub(全国5拠点をテレビ会議システムで接続して開催)
北陸	平成25年12月～	北陸地域連携プラットフォームへの参画
富山	平成26年11月、平成27年5月	「富山に眠る知恵をつなぐ」ワークショップ
浜松	平成26年2月	地域発新たなビジネスを構想する場
東海	平成27年6月～10月	東海B2B企業による新たな価値創造の場
関西	平成25年12月～	ヘルスケア
広島	平成26年2月	新たなビジネスを構想するワークショップ
	平成26年6月～10月、平成27年6月～9月	新たなビジネスのアイデアを考える共創の場
高知	平成27年5月～9月	地域資源を活かした新規ビジネスづくりの場
九州	平成25年12月～	九州の未来力2030への参画



技術事業化支援センター

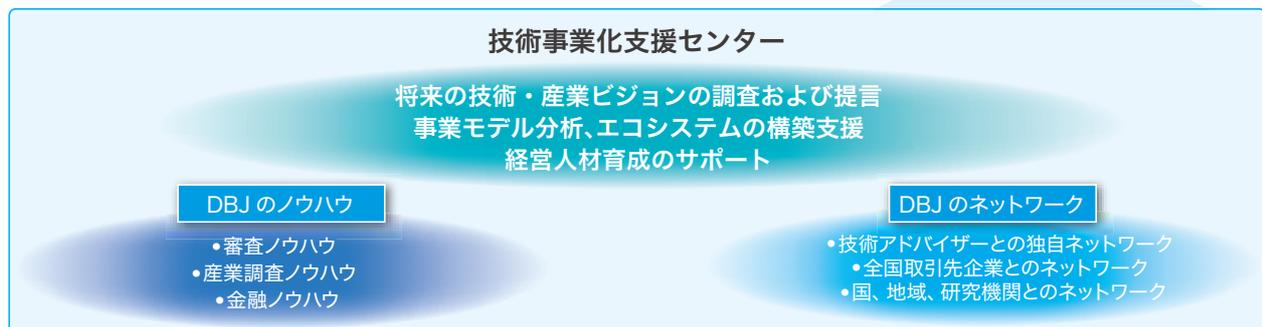
DBJは、平成16年2月、製造業における技術開発成果の事業化をサポートするため、「技術事業化支援センター」を開設しました。同センターの役割は、iHubの企画・運営に加えて、技術を価値に変える経営力 (= 技術経営力) の視点から新たな価値創造につながる将来の事業モデルの調査分析・提案や、技術経営に関する研修事業などを行うことです。

お客様をはじめ幅広く産業界とともに、社会的課題の解決のための技術経営戦略の検討などイノベーション (新結合) の視点からエコシステム (企業間の連携) と事業モデルづくりをサポートしていきます。事業審査のノウハウに基づくセカンドオピニオンの提供、事業戦略・財務戦略のご相談を含めて、お客様とともに最適な成長戦略とビジネスプランを考えます。

● 製造業の環境変化

	従来	これから
価値のつくり方	製品自体が価値	世界をリードする技術力 製品、サービスなど多様な要素の組み合わせ
求められる能力	性能アップ、機能向上 効率化、コストダウン	価値のデザイン力と社会とのコミュニケーション能力 ダントツの生産技術力と品質管理能力
時代背景	大量生産 欧米へのキャッチアップ	市場のグローバル化・フラット化と不確実性の高まり 新興国企業の躍進 ICT技術の飛躍的進化

新たな価値創造のサポート



DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)

平成24年末以降、回復基調に転じたわが国の経済を持続的成長に導くため、政府は成長戦略の重点項目のひとつとして「人材の活躍強化」を掲げています。その実現に向け、女性の力に対する期待がさらに高まるなか、女性の新たな視点によるビジネスが、わが国の新たな市場の創出と社会の変革の原動力として求められているところです。

この期待に応えるため、「DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)」では、女性による新ビジネスの成長のための資金・起業ノウハウ等を総合的にサポートしています。

その一環として、新ビジネス発掘・育成のため、毎年、女性経営者を対象とするビジネスプランコンペティションを実施しています。革新性や事業性に優れた新ビジネスに対して、最大1,000万円の奨励金を支給するとともに、コンペティション終了後も、外部の起業経験者や各種知見を有する方々と連携し、起業ノウハウのアドバイスやネットワーク紹介等、計画実現へ向けたサポートを行っています。特に、「第4回DBJ女性新ビジネスブ

ランコンペティション」では、新たに「地域みらい賞」を設け、地域内の人材や資源を有効活用し、地域内に人材を呼び込むまちづくり・産業づくりなど地域の成長に資するかどうかについても評価しました。

今後も、新しい志をビジネスに発展させる女性経営者の挑戦を、地域や専門家の方々とも連携し、応援していきます。



The DBJ Women Entrepreneurs Center
DBJ女性起業サポートセンター



「第4回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」表彰式



第4回DBJ女性起業大賞 矢島 里佳氏
(株式会社和える 代表取締役)

DBJアジア金融支援センター

DBJは、平成23年6月、中堅・中小企業等のアジア進出を支援する地方銀行に対して、現地情報やコンサルティングサービスの提供機能強化をサポートすべく、「DBJアジア金融支援センター」を開設しました。

同センターの役割は、全国の地方銀行と連携し、中堅・中小企業等のアジア事業展開にあたってのさまざまなニーズを情報面からサポートすることにあります。DBJの海外拠点および株式会社日本経済研究所といったDBJグループのリソースのほか、平成23年6月に包括連携協定を締結した一橋大学、海外の開発金

融機関・民間金融機関等とのネットワークを活用し、地方銀行をサポートしています。

平成27年5月末時点での加盟地方銀行は67行となり、累積相談件数は1,632件となりました。国別では、中国・タイ・ベトナム・インドネシア、内容的には、市場調査・ビジネスマッチング等となっています。平成26年からは、政府の成長戦略の一環として開始された「海外展開一貫支援ファストパス制度」の一翼をも担っています。DBJは、引き続きアジアに関する情報発信力を強化していきます。

公有資産マネジメント

「公有資産マネジメント」とは、自治体が保有するすべての公有資産を経営的視点から、総合的に企画・管理・活用・処分するための手法です。

自治体が保有する公有資産は、学校、庁舎、公民館等のハコモノから、上下水道、道路等のインフラまで、膨大かつ多岐にわたっていますが、近年、大きく2つの課題が顕在化し始めています。

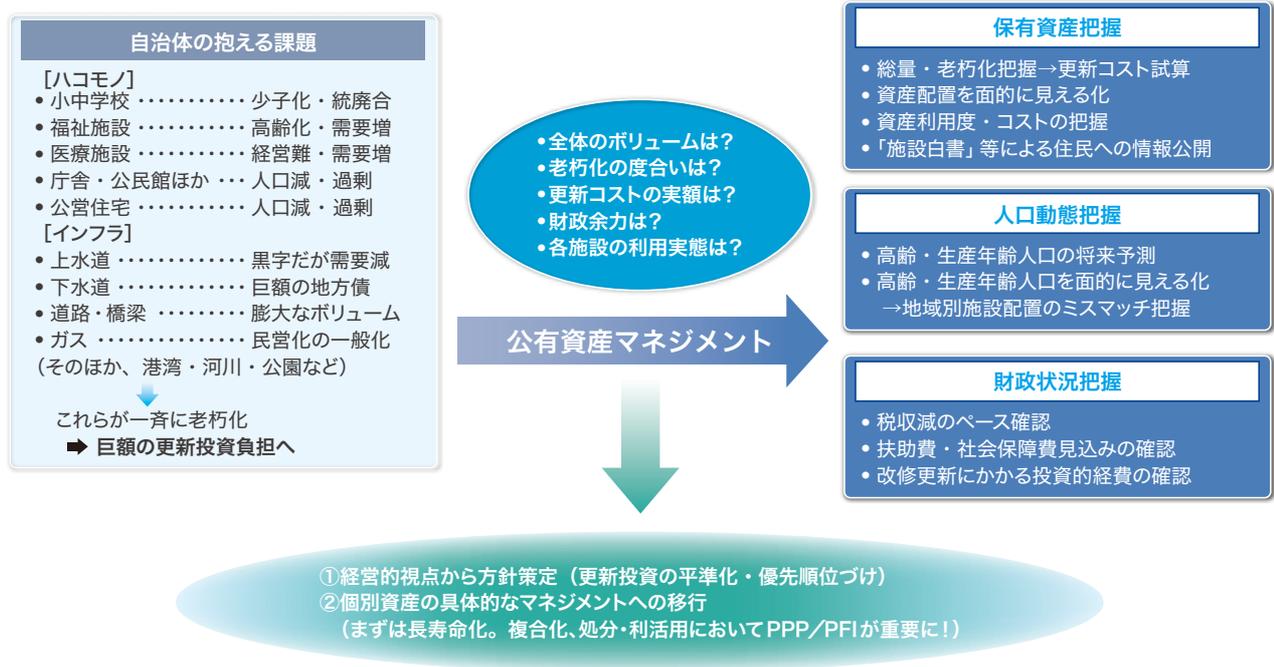
1つ目は、「高度経済成長期に集中的に整備された公有資産の急速な老朽化」です。公有資産は同時期に大量に整備されているため、老朽化を迎える時期も同時にやってきます。2つ目は、「人口減少・人口構成の変化にともなう住民ニーズと施設供給量・内容のミスマッチ」です。今後、各自治体において生じる総人口の減少・高齢化の進展にともない、必要とされる公有資産の量

やその種別も大きく変化していくことになります。

しかし、長引く景気低迷や生産年齢人口の減少による税収減、福祉予算の増加などにより、老朽化した公有資産の更新や再配置のための予算確保が困難な状況が見込まれます。

そのため、各自治体には、早期に公有資産マネジメントに着手し、持続可能な都市経営を図っていくことが求められています。

DBJは、株式会社日本経済研究所とともに、公共施設白書の策定など施設の現状把握支援、公共施設等総合管理計画の策定など施設適正化に向けた支援、個別モデル事業におけるPPP/PFIの導入支援等に取り組んでいます。



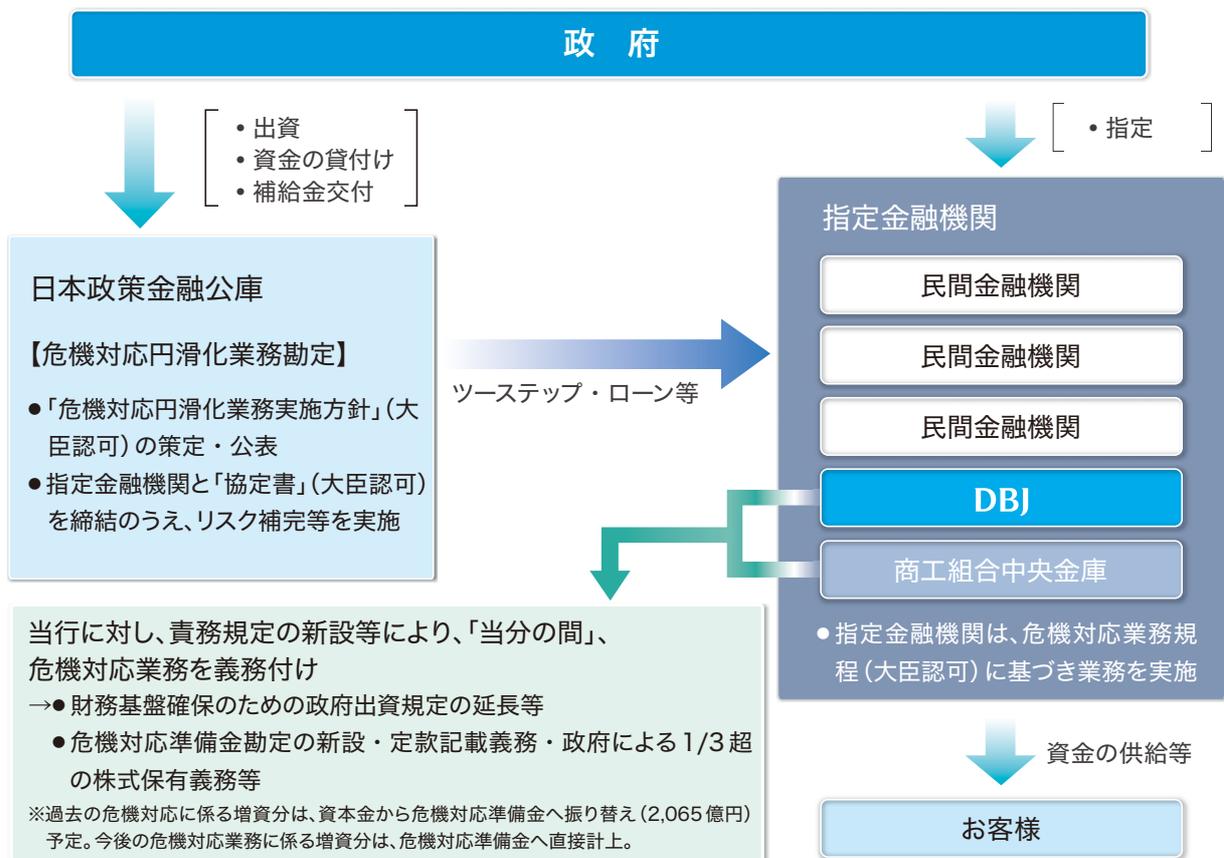
危機対応業務について

危機対応業務とは

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。その後の改正を含む。）に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）からツーステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関（指定金融機関）が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

DBJは、リーマン・ショックや東日本大震災に際し、大規模な危機対応業務に取り組んできましたが、平成27年DBJ法改正においては、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務付けられることになりました。

● 危機対応業務スキーム



東日本大震災について

DBJは、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対処するため、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

震災復興のステージが、〈復旧段階〉から〈復興・成

長段階〉へと移行しつつあるなか、地域金融機関等と協働したリスクマネー供給などにも取り組んでいます。

東日本大震災への取り組みについては、P.53～55をご参照ください。

危機対応業務の実績

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応策として、政府は同年10月30日に策定された経済対策「生活対策」において「商工中金、政投銀による金融危機対応業務の発動」を掲げ、同年12月11日には「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」の危機認定を行いました。さらに同年12月19日に策定された経済対策「生活防衛のための緊急対策」において予算枠の拡充・CP(コマーシャルペーパー)購入業務の追加等を含む「日本政策金融公庫の危機対応業務を活用した中堅・大企業の資金繰り対策」が掲げられました。これを受け、平成21年1月27日には平成20年度二次補正予算が成立し予算枠が拡充されたほか、同年1月30日にはCP購入業務の追加等を含む政省令の改正等が行われました。

加えて、同年4月10日に公表された「経済危機対策」において、中堅・大企業向け危機対応業務として計15兆円という大規模な危機対応業務が具体的施策として掲げられました。さらにその後、同年5月29日には平成21年度補正予算が成立し、また同年7月3日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」(平成21年法律第67号)においては、DBJの財務基盤強化が講じられ、危機対応業務の円滑な実施が可能となるよう対策が講じられました。

また、平成23年3月11日以降に発生した東日本大震災に関する事案については、政府が同年3月12日付で危機認定を行っており、当該認定に係る告示において、危機対応業務の実施期間は再延長されています(一方で、「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」等の一部の事案に関する実施期間については、平成23年3月末日までにて終了しています)。

なお、平成27年3月末時点の危機対応融資、損害担保およびCP購入の実績の累計は、以下のとおりです。

- 融資額：5兆5,007億円(1,129件)

- 損害担保：2,683億円(47件)

(日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額および出資額の合計金額。日本公庫へ申し込み予定のものを含む)

- CP購入額：3,610億円(68件)

(注1) 危機対応業務に係る株式会社日本航空宛の損害担保契約付融資額670億円のうち470億円(当社の更生手続終結により平成23年4月に確定した額)については、最終的には、同契約に基づき、日本公庫より補てんされております。

(注2) マイクロンメモリアージャパン株式会社(旧エルピーダメモリ株式会社)に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しており、DBJは日本公庫に対し損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本にかかる回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付します。

● 危機対応融資額・件数(累計)



セーフティネットとしての取り組み

DBJはこれまで、地震や台風といった大規模自然災害が発生した場合の復旧・復興支援や、SARSやBSE等の疫病、テロ、金融システム不安など広範な影響を

及ぼす緊急事態が発生し、平時の金融プラットフォームが機能しない場合における緊急対応のための投融資を行っています。

災害復旧対応

社会的課題

災害復旧対応には、①被災地域について十分な知見を有する者が地域事情を勘案して対応にあたること、②重要な基盤インフラの毀損には極めて速やかな復旧対応が必要であることから、基盤インフラ関連の業界や事業について日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ長期資金の供給ノウハウを有する者が対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、阪神・淡路大震災（平成7年1月発生）や新潟県中越地震（平成16年10月発生）などの災害復旧に対応しました。電気・ガス・鉄道・通信・放送・都市開発事業などのインフラ産業から、小売・食品関連などの生活関連事業、地域の雇用や経済活性化に大きな役割を果たす製造業等まで、さまざまな分野の復旧事業への対応を実施しました。

【参考】災害復旧融資実績累計

阪神・淡路大震災 1,848億円
（平成6年度～平成14年度）
新潟県中越地震 203億円
（平成16年度～平成18年度）

テロ災害等対応緊急ファイナンス

社会的課題

テロ災害など緊急事態へのファイナンスは、日頃の取引関係を通じて十分な知見を有し、かつ運転資金も含めた資金供給ノウハウを有する者が機動的に対応することが必要です。

DBJの取り組み

DBJは、平成13年度には「緊急対応等支援制度」を創設し、米国同時多発テロ（平成13年9月発生）、SARSなどにより事業環境が急速に悪化した航空業界などに対し、交通・物流体制の維持を図るため、緊急融資を実施しました。

【参考】テロ・SARS対応緊急融資実績累計 4,370億円
（平成13年度～平成16年度）

セーフティネットの取り組み実績

平成 7年	阪神・淡路大震災復興	平成18年	アスベスト対策
平成 9年	金融環境対応（貸し渋り）		原油価格高騰対応
平成12年	有珠山噴火復興 東海地方集中豪雨復旧支援	平成19年	能登半島地震復興 新潟県中越沖地震復興
平成13年	米国同時多発テロ SARS対策、BSE対策	平成20年	岩手・宮城内陸地震復興 金融危機対応
平成16年	新潟県中越地震復興	平成22年	円高等対策
平成17年	福岡県西方沖地震復興	平成23年	東日本大震災復興

危機対応業務

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた平成23年度補正予算（平成23年5月2日成立）において、株式会社日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置されました。

この補正予算成立を受け、DBJは、危機対応業務の指定金融機関として万全の体制を整備し、直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきま

した。

平成27年DBJ法改正においては、リーマン・ショックや東日本大震災に際して、危機対応業務等を通じてDBJが果たした役割への評価、民間金融機関の参加・実績がなかった状況などを踏まえ、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられることになっており、引き続き、震災からの復興に向けて取り組んでまいります。

電力供給問題への対応

東日本大震災以降、電力の安定供給は、わが国の経済・産業競争力を維持・強化するうえで重要な課題となっています。各電力会社が、代替燃料確保のための燃料コスト増加、安全対策の実施等により、結果として事業収支の悪化が見込まれ、また、社債の円滑な発行も困難となっている状況のなかで、DBJは電力の安定供

給確保に向けた資金確保のため、民間金融機関と協調しながら迅速な対応を行っています。

エネルギー分野（電気・ガス・熱供給・水道業）向け融資残高は、3.1兆円（平成27年3月末時点）となっています。

東北復興支援室

DBJは、東北をはじめ被災地域の復旧・復興支援に全力を挙げて取り組むために、復興支援に有益な知見・金融ノウハウを集約し、提供することを目的とした「東北復興支援室」を、平成23年4月21日に東北支店内に設置しました。

東北復興支援室は、本店の地域企画部、金融法人部など部店横断的な体制で、被害額の推計など被災地に関する情報の提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携し、創造的復興に資する調査・企画業務に取り組んでいます。

東日本大震災復興・成長支援ファンド

DBJは、東日本大震災で被害を受けた企業の復旧・復興を支援するため、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成し、これまで46件の投融資に取り組んできました。

平成26年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉

へと移行しつつあることに対応して、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）とも連携した復興・成長支援ファンドを新たに設立しました。

新ファンドは、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業に対して、劣後ローンや優先株等を提供することで、全国のモデルとなる先進的な取り組みを促進し、地域の成長と活性化を支援します。

● 新ファンドの概要

名称	いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合
設立	平成26年12月8日		
ファンド規模	各ファンド50億円（ただし、組合員の同意のもとに各ファンド100億円まで増額可能。）		
無限責任組合員（GP）	（株）東北復興パートナーズ		
有限責任組合員（LP）	DBJ、岩手銀行、REVIC	DBJ、七十七銀行、REVIC	DBJ、東邦銀行、REVIC
期間	投資期間5年、存続期間7年4カ月（ただし、必要があれば、投資期間で2年以内、存続期間で1年以内の延長を行うこともあります。）		

東日本大震災復興ファンド投融資先の企業価値向上に向けたマッチングなどの事例

●学生が考える会津日本酒プランコンテスト

ふくしま応援ファンド投資事業有限責任組合の融資先である末廣酒造株式会社(本社：福島県会津若松市)との意見交換等を踏まえ、新市場の開拓を図るため、DBJは平成26年2月、会津若松酒造協同組合とともに、「学生が考える会津日本酒プランコンテスト」を実施しました。イベント・情報発信を通じた震災復興支援にも積極的に取り組んでいます。

●気仙沼と秋保温泉のコラボレーション

DBJは、みやぎ復興ブリッジ投資事業有限責任組合の融資先である株式会社ムラタ(本社：宮城県気仙沼市)を含め、気仙沼市内のフカヒシやサメ肉の加工業者8社で構成される「サメの街 気仙沼構想推進協議会」と秋保温泉旅館組合とのビジネスマッチングを行いました。DBJの取引基盤を活かしたコラボレーションを通じて、販路開拓・地域産業支援にも取り組んでいます。

東北未来創造イニシアティブ

民間有志を中心に、復興、自立、さらには未来創造へと挑戦する被災地を支援するため、「東北未来創造イニシアティブ」(代表発起人：大滝精一・東北大学大学院経済学研究科教授、大山健太郎・アイリスオーヤマ株式会社代表取締役社長)が平成24年4月にスタートしました。人材育成道場を運営し、経営者や起業家などの育成をはじめ、街づくり・産業づくりに向

け、有志の首長に民間から支援チームを派遣し、地元自治体の復興計画の具現化を推進するなど、被災地の自立的発展への基礎固めとすることを目指しています。DBJは、人材育成道場において「経営と金融」をテーマにしたセッションを担当しており、講師派遣による研修プログラムの実施など、当プロジェクトに協力しています。

福島県と産業復興に関する連携協定を締結

平成25年3月、DBJは福島県と産業復興に関する連携協定を締結しました。この協定は、福島県の地域経済活性化に向けた地域産業・観光の振興および地域の魅力発信を総合的に推進するため、情報収集や戦略検討、人材育成などを図ることを目的としています。

本型モデル”の実現に向けて、福島県に対する提言や、企業連携に向けた支援を行っています。

●福島医療関連産業集積研究会

DBJとDBJグループの株式会社価値総合研究所が事務局となり、平成25年6月、「福島医療関連産業集積研究会」(座長：菊地眞・医療機器センター理事長)を設置しました。

わが国医療機器の新たな創出拠点として“福島発日

●福島復興シンポジウム

平成26年5月、DBJは福島県郡山市において「福島復興シンポジウム」(共催：ゼビオ株式会社、後援：復興庁、福島県、株式会社東邦銀行ほか)を開催しました。福島県の子どもたちが、自然と触れ合い、スポーツ・文化活動等を楽しみながら成長できる社会の形成を目指して、関係団体や企業とともに公民連携による事業促進に向けた議論を行いました。

「新しい東北」官民連携推進協議会

復興庁が進めている「新しい東北」の創造に向けて、被災地で事業展開されている企業、大学、NPO等、多様な主体による取り組みを、より一層推進し、東北の持続的な活力に結びつけていくために、平成25年12

月「『新しい東北』官民連携推進協議会」が設立されました。DBJは、この取り組みの意義に賛同し、設立発起人の一人として当協議会の設立に加わったほか、副代表として参画しています。

国連防災世界会議パブリック・フォーラム

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議であり、平成27年3月に開催された第3回会議で、今後15年間の新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組」等が採択されました。また、サイドイベントとして、復旧・復興、災害対応、防災・減災に関する350以上のシンポジウム、セミナー、展示等が実施されました。DBJは、「レジリエントな社会を実現す

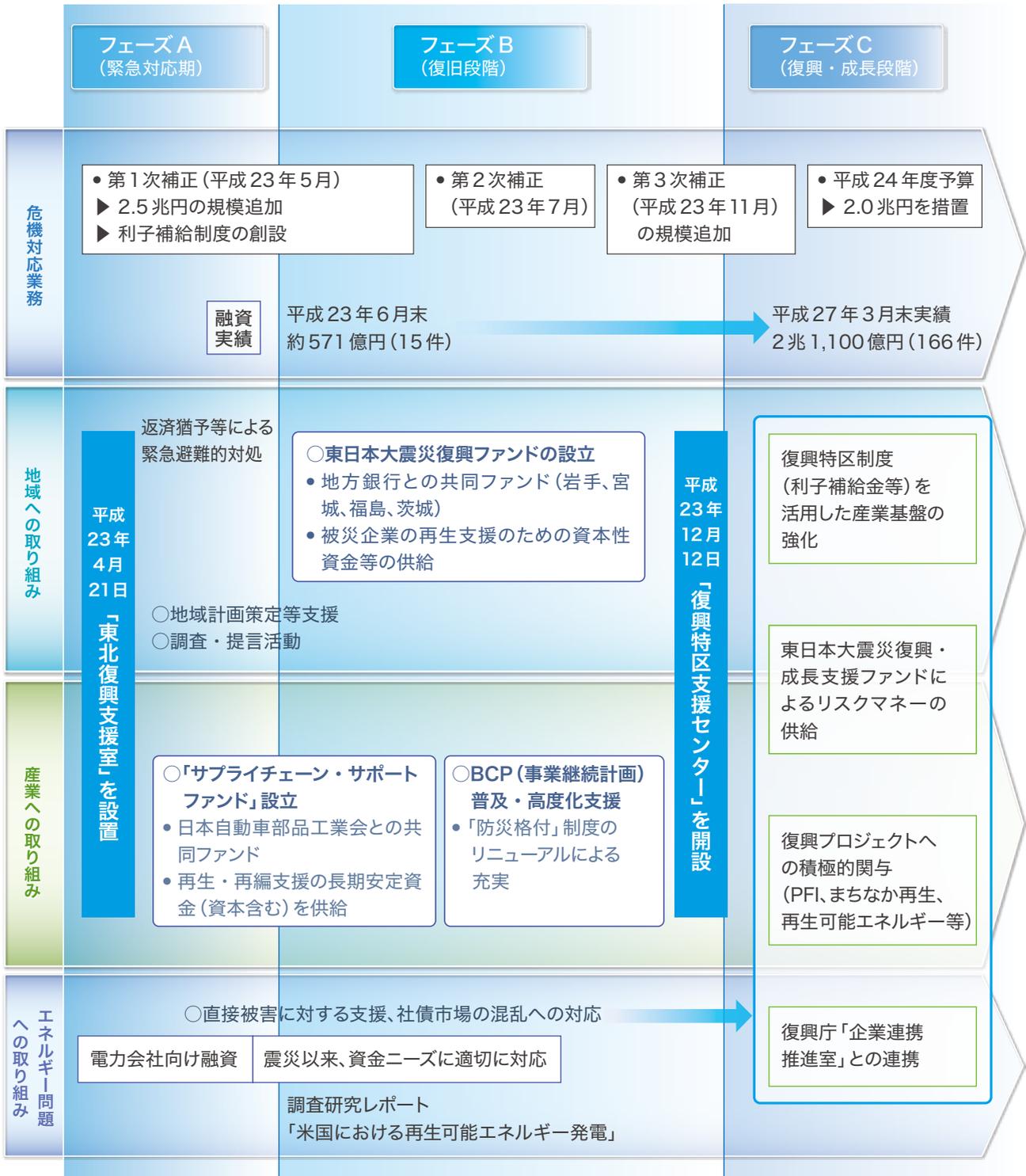
る金融イニシアティブ～災害リスク管理や災害発生後の復興における金融の役割」と、「東北内外の連携・相互協力による災害対応力強化に向けて～東北復興連合会議における東北一体となった取り組み」と題した2件のシンポジウムを開催し、世界に向けて東日本大震災から得た経験・教訓の情報を発信しました。

復旧・復興に向けた課題と対応

世界的にも類を見ない複合型の大規模災害である東日本大震災の復旧・復興に向けた施策については、時間軸ごとにステップを刻んだ対応を必要とし、また、被

害地域が広範で、復旧・復興対象も多様であることから、地域や被害類型に応じたきめ細かな対応が必要であると認識しています。

● 投融資活動による復旧・復興支援



地域創生に向けた取り組み

DBJは、第3次中期経営計画において、地域のパートナーとして、地域に応じた活性化に貢献することを業務の重要課題としています。そこで、さまざまな課題に直面する地域での自立的な取り組みをより一層後押しするため、平成26年9月に「地域みらいづくり本部」を設置するとともに、地域の取り組みを支援し、課題へのソリューションを提供すべく、「地域創生プログラム」を創設しました。また、平成26年10月には、地域中堅企業の経営者などから170件以上のナマの声を聞き、それをもとに地域活性化に必要な方策、および金融機関に求められる役割などをまとめた「地域創生への提言」を公表しました。

地域創生プログラム

「地域創生プログラム」の具体的な取り組みとして、業種横断的な協創型ビジネスの創出を支援する「イノベーション・ハブ」を地域に展開しています。また、株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）が中心となってPPP/PFIの活用拡大について取り組んでいますが、DBJとしても地方公共団体の方々を対象にした

「PPP/PFI大学校」を開講し、地域を担う人材に対してDBJのノウハウ・ネットワークを提供するなどの取り組みを進めています。このほか、「地域貢献型M&Aプログラム」を創設し、地域企業の経営基盤強化や地域のインフラ整備に資する取り組みなど、地域の成長に資するM&A案件を支援しています。

地域におけるリスクマネー供給の取り組み

DBJは、観光産業を通じて地域活性化を支援するため、株式会社地域経済活性化支援機構および株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ」とともに、「観光活性化マザーファンド投資事業有限責任組合」を平成26年4月に組成し、リスクマネーの供給に取り組んでいます。また、平成26年9月に、地域企業の円滑な事業承継を支援するため、株式会社広島銀行をはじめとする

地域金融機関3行と共同して「せとうち事業承継ファンド^{むすぶ}『結』」を組成したほか、株式会社東京都民銀行、リサと協働して、首都圏経済の活性化に資する中堅・中小企業を対象に、事業基盤の改善・強化から拡大・成長までを一貫して支援するための資金供給を行う「とうきょう活性化基金投資事業有限責任組合」を組成し、リスクマネーの供給に取り組んでいます。

瀬戸内ブランド推進に関する取り組み

DBJは、瀬戸内ブランド推進連合^{*1}と連携して瀬戸内ブランド推進体制^{*2}を構築するため、平成27年5月に瀬戸内地域の地方銀行6行（中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行）とともに、「瀬戸内地域の観光産業の活性化に関する協定」を締結しました。本協定は、①瀬戸内ブランド推進連合との連携、②事業会支援組織推進室の設置、③観光関連事業者への多様な資金支援の検討、④観光関連事業者へのノウハウ提供による経営支援の検討、をその内容としています。

今後は、本協定に基づき7行が連携・協力するなかで、地方銀行が有する知見やネットワークと、DBJが有する豊富なファイナンス実績を活かして、観光関連事業者の支援を行い、観光産業の発展を通じた地域活性化に取り組んでいきます。

^{*1}瀬戸内ブランド推進連合：瀬戸内ブランドの確立を目的に、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県の7県で平成25年4月に設立された広域連合。

^{*2}瀬戸内ブランド推進体制：瀬戸内エリアの価値向上のため、瀬戸内ブランド推進連合、観光関連事業者、金融機関等が連携する体制。

● 地域創生への提言 (平成 26 年 10 月公表)

地域中堅企業の経営者等の声 (170 件)
聞き取り調査から導かれる地域創生への提言

～ 地域みらいアクションプランの策定 ～

地域創生は、国の長期ビジョンに加え、地方圏・大都市圏の分配の問題や地域間の限られたパイの奪い合いとしてではなく、従来の行政区域を越えた地域経済取引実態を考慮した域内企業の経営や都市計画上の指針となる現実的かつ具体的な中期・長期のアクションプランを策定

まちづくりのあり方

- ① 人口減少、高齢化に対応したまちづくりの枠組み
 - 「地域生活コンティンジェンシープラン」の策定と、同プランに基づく公有資産マネジメントの早期実施：PPP/PFIの促進 (PFI推進機構の活用等)
- ② 個性を持ったまちづくりと広域エリアマネジメントの推進
 - 「ミニ東京」ではない固有の特性

ひとづくりのあり方

- ① 地域の人材ニーズに合った (高等) 教育システムの構築、高度化
- ② 労働市場改革 (女性、高齢者、外国人労働力の活用)
 - 地域における女性、高齢者等の雇用を促進し、産業活動を安定的に支えるため「地域労働市場改革プラン」の策定・継続的取り組み

しごとのあり方

- ① 地域を支える企業 (大企業の地方拠点、地域企業等) が継続的に立地できるように地域産業立地取り組みの転換
- ② 地域中核企業 (バリューチェーンコア企業等) の成長への取り組み (事業高度化・新規事業立ち上げを含む) 支援
- ③ 地域中小企業の円滑な事業承継・第二創業や再編を支援する仕組み
- ④ 研究開発・オープンイノベーション
- ⑤ 海外企業等の域内投資、地域企業の海外展開支援
- ⑥ 地域資源を活用した産業を育成・支援するための新たな枠組み



課題解決に向けて ～ 地域連携プラットフォーム形成等による関係者の連携・協創 ～

地方自治体、企業、金融機関、教育研究機関等地域の関係者が一堂に会するプラットフォームを形成し、地域の強みと弱みを共有したうえで地域の自立戦略を決定し、それを推進する連携・協創スキームを策定・実施することが有効

地域実態の「見える化」 → 関係者間の共通認識 → 過去の成功体験、しがらみを越えた議論 → 「ないものねだり」ではなく「あるもの」を最大限活かす施策



金融機関に求められる役割 ～ 地域コーディネーター ～

- (1) 全国的なデータや地域経済循環モデル等を活用し、**地域の現状に関する客観的な情報を把握・分析**、「あるもの」を「見える化」する
- (2) 上記分析に基づく現実的な将来予測の実施や、地域関係者の「ナマの声」を集めたうえで、所在地域ごとの「強み」と「弱み」を関係者に提供し、地域の弱点を冷静に認識してもらったうえで、地域独自の成長と課題解決に向けたとりまとめをサポートする

DBJは、投融資を中心とする幅広い活動を通して、社会と多面的な接点を持っています。企業をはじめ、国内外の政府、政府機関、国際機関、地方自治体、大学など多岐にわたる情報チャネルや人的ネットワークを活かし、経済・社会が抱える課題の抽出、中立的な立場からの提言の実施など、質の高い情報発信を行っています。

経済・産業動向調査

産業界との広範な事業を背景に、DBJでは各業種・業界の事情や市場動向、国際競争などについて調査・研究を行っています。それとともに、各産業個別の状況報告書、技術開発等の動きや新産業・イノベーションに関するレポートを作成するなどして、その成果をお客様を中心とする社会に対してフィードバックしています。

(調査例)

◆『DBJ Monthly Overview』

内外の経済産業動向を、月次の景気指標と簡潔なコメントで解説したレポートです。

毎月公表される経済・金融指標の分析を軸に、内外の経済動向を解説しています。近年は、世界的に経済・金融面の連携が一段と拡大していることを受けて、マーケットに関連した視点を充実させているほか、海外での財政金融政策を紹介するなどして充実を図っています。

また、産業動向については、タイムリーなトピックスを取り上げて解説しています。



◆「バリューチェーンコア企業の『長期的視点』と『人材マネジメント』～地域活性化の『コア』となり得るバリューチェーンコア企業の重要性」

(『DBJ Monthly Overview』No.215-1、平成26年8月)

DBJでは、付加価値を生み出す源泉である「バリューチェーンコア企業」(DBJが独自に命名)の調査やサポートに取り組んでおり、これまでも随時、紹介してきました。

本レポートでは、バリューチェーンコア企業が従業員を長期にわたって安定的に増加させていること、その背景には長期的将来を見据えたうえでの人的資源の強化が関係していることを明らかにするとともに、地域活性化を図るうえでのバリューチェーンコア企業の重要性や課題について考察しました。



◆「日本の電子部品産業の強みと競争力強化に向けた方策」

(『DBJ Monthly Overview』No.217-1、平成26年9月)

日本の貿易収支は平成23年に31年ぶりに赤字に転じ、赤字幅は拡大傾向にあります。LNGや原油などの輸入増加が主因である一方で、輸送用機器、一般機械とともに貿易黒字の稼ぎ柱となってきた電気機器において、貿易黒字が縮小していることも一因です。

そこで、本レポートでは、電子部品・デバイスの貿易黒字縮小の主因が太陽電池や集積回路(LSI)の輸入増加であり、それらを除く一般電子部品では、相応の貿易黒字を保っていることを明らかにしています。そのうえで、一般電子部品における日本の強みを概観し、成長領域であるスマートフォン、自動車や医療・ヘルスケア関連市場における競争力強化に向けた方策を提言しています。



◆「DBJ 長期金利 Weekly Outlook」

お客様に対する週次の長期金利動向に関する情報として、毎週最初の営業日に提供しています。日米を中心に、前週のマーケット動向を概説するとともに、今週の主要経済指標や国債入札等のイベントを紹介します。当行エコノミストが週内に公表される重要経済指標や金融政策の影響について解説を行い、経済のファンダメンタルズ分析に基づくマーケット動向を展望します。

◆設備投資研究所 設立50周年記念論文集

本論文集2冊は、平成26年の設備投資研究所の設立50周年を記念して、永年の研究対象である「金融と企業行動」「社会的共通資本」をテーマに刊行されました。初代所長の下村治博士と顧問の宇沢弘文教授のスピリットを継承し、変革期にある日本経済の持続的発展に向けて、アカデミックに論じています。



国際的な情報発信活動～コロンビア大学との連携

米国コロンビア大学ビジネススクールの研究機関であるCenter on Japanese Economy and Business(所長: Hugh Patrick 教授、以下「CJEB」とDBJは、平成27年5月、各界著名な有識者を招いたカンファレンス「日本におけるコーポレート・ガバナンス改革」を開催しました。CJEBとDBJは、客員研究員の派遣や、研究におけるDBJネットワークの活用、勉強会の開催等により長年にわたり協力関係を築いてきています。DBJは、世界有数の学術機関とも連携しながら、企業が抱えるさ

まざまな課題の解決に向けた調査・研究に積極的に取り組んでいます。



設備投資計画調査

DBJは、主な業務のひとつとして長期設備資金の供給に取り組んできました。「設備投資計画調査(アンケート調査)」は、昭和31年以来半世紀以上の歴史を持ち、地域別の設備投資動向の調査、企業についての生きた情報を踏まえた分析などにより、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育などさまざまな場面で活用されています。

(調査例)

◆「2013・14・15年度設備投資計画調査報告(2014年6月調査)」

(『調査』第107号、平成26年9月)

企業の設備投資動向をアンケート調査で把握する「設備投資計画調査」の実施後、その分析を踏まえた調査結果を公表しています。



調査・研究と投融資活動の融合

DBJの調査・研究活動の成果は、資料の公表のみならず、全国各地の講演会やセミナー等で紹介されています。さらに、全行的なネットワークを通じた投融資機能にその成果を反映させることで、新たな金融ソリューションとして企業のCSR活動や技術事業化などに役立てられています。

(1) 環境分野

環境分野では、地球温暖化対策、循環型社会形成、企業経営の持続可能性などのテーマに対し、国内外の各部門が調査レポートや講演会、専門誌・新聞・雑誌への寄稿などさまざまな形で活動を続けた結果、その成果が平成16年度から開始した「DBJ環境格付」融資等として結実し、多くの企業に活用されています。

(2) 防災分野

地震をはじめとする自然災害が発生した場合、いかに対応し事業を継続すべきか——こうした課題に対して、企業には災害等への対策と備えをあらかじめ整えることが求められています。DBJでは、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)をめぐる動向に関する調査や、企業の防災への取り組み調査などを行い、その結果として平成18年度より「DBJ防災格付」融資を開始しました。

「DBJ防災格付」融資は、平成23年8月に大幅にリニューアルしたのち、平成24年より「DBJ BCM格付」融資へと名称変更しています。

(3) 技術分野

技術関連では、バイオエタノールなどの動向調査のほか、技術事業化支援センターが技術評価に関する活動を行い、企業の持つ技術の事業化の支援をしています。

地域への情報提供

地域振興に向けた情報提供活動

少子高齢化や市町村合併、財政難など、地域を取り巻く環境は厳しさを増し、今まで以上に知恵や工夫が求められる時代になっています。DBJでは、国内本支店・事務所19カ所、海外駐在員事務所・現地法人4カ所(平成27年7月1日現在)のネットワークを活用し、地方自治体、各地域の経済団体、企業など内外のさまざまな事業主体との情報交換等を通じて得られた情報の分析を行っています。その対象は、PPP (Public

Private Partnership : 官民パートナーシップ)、観光振興、地域づくりやまちづくり、地方財政など多岐にわたり、分析結果は各種レポート、刊行物、寄稿、講演などの形で提供しています。



『地域ハンドブック2015年度版～地域データと政策情報』

本書は、地域政策、地域経済、地域社会の現状や地域プロジェクト等の動向を総合的に把握できるよう、「データ編」として地域ブロック・都道府県および主要都市等における経済・産業・生活・行財政等に関する基本的な指標を、「政策編」として主要な地域政策や地域プロジェクトの情報を、それぞれ掲載しています。なお、「トピックス」では、慶應義塾大学の樋口美雄教授に、「人口急減社会の処方箋」をテーマに特別に寄稿していただきました。



『木造建築物の新市場創出と国産材利用の推進～木質系構造部材のサプライチェーン構築にともなう各主体による地域間連携の重要性』

わが国の林業・木材産業においては、CLTをはじめとした木質系構造部材の技術開発と、それに応じた規制改革が進展しています。本レポートでは、平成26年11月に公表した中間報告を踏まえ、課題、技術、需要、供給、地域という5つの側面から、木質系構造部材のサプライチェーン構築を基軸としながら、新たな大規模多層の木造建築物が創出する「木造都市®」の実現に向けた動きや、地域ごとのポテンシャルについて考察しました。



『地域社会の活力維持・成長に向けての取組と連携プラットフォームの形成』

わが国では、本格的な人口減少社会を迎え、少子化対策をはじめ、人口減少に歯止めをかけるための取り組みが進められています。本レポートでは、企業や自治体、金融機関や教育機関等における地域の各関係者が、重要課題の解決に向けて進めるべき取り組み内容を示すとともに、それらを民間の力を最大限活用しながら、地域経済団体が中心となって効率的に推進する仕組みとして「地域経済連携広域プラットフォーム」を形成することを提言しています。



『スポーツツーリズムの展開～地域資源を活用した観光地域づくりの一例』

本レポートは、2020年東京オリンピック・パラリンピックを控えるなか、スポーツに関連する地域資源を活用した観光振興(スポーツツーリズム)に戦略的に取り組んでいる自治体等に対する示唆となるよう事例調査等を実施し、スポーツを一例とした観光地域づくりの在り方について検討したものです。また、調査対象の地方公共団体におけるスポーツツーリズムの取り組みや、地域資源を活用した観光地域づくり全般への提言も行っています。



支店レポート

北海道支店

『北海道新幹線開業による北海道内への経済波及効果～経済波及効果推計年間約136億円』

(レポート、平成26年10月)

本レポートでは、平成27年度末までに新青森―新函館北斗間に開業が予定されている北海道新幹線の、1都3県(東京都、神奈川県、埼



玉県、千葉県) および宮城県からの入込数増加による北海道内への経済波及効果の推計を行いました。そして、開業にともなう時間短縮効果により、関東や東北など他地域との交流人口が大きく増加した場合、観光やビジネスにおける直接効果に加え、道内生産が誘発される効果や雇用者所得の増加による効果も見込まれ、経済波及効果の総額は大きいと推計されています。

東北支店

『東北におけるインバウンド（アジア8地域）意向調査（平成26年版）～潜在力のある東北観光素材を武器に、さらなる戦略的プロモーションが必要』

（レポート、平成26年12月）

本レポートは、平成25年12月発行『東日本大震災後の訪日観光意識（平成25年版）』の続編で、アジア8地域（韓国、中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア）を対象に、インターネットによる訪日旅行者の観光意向調査を実施し、特に、東北訪問経験者や東日本大震災の影響についての回答結果をまとめたものです。「東北」としての認知度は低い一方で、東北は魅力的な観光素材を多く抱えており、さらなる訪日外国人の増加が期待できるため、今後は「広域連携」と「差別化」の観点から戦略的プロモーションが求められるという提言も行っています。



新潟支店

『新潟県企業の成長・競争力強化に向けた取り組み』

（レポート、平成26年9月）

DBJが、平成26年6月に設備投資計画調査にあわせて、企業に対する特別アンケート「企業行動に関する意識調査」を実施するなか、DBJ新潟支店では、その調査結果のうち新潟県企業の成長・競争力強化に向けた取り組みなどについてまとめました。



調査結果では、①新潟県企業の主力事業での競争力強化に向けた注力分野、②成長・競争力に向けた重要な取り組み、③中期的に市場開拓に注力する事業分野などについて、新潟県企業の意識や経営志向等がうかがえる興味深いレポートとなりました。

北陸支店

『北陸地域における産業観光の可能性について』

（レポート、平成27年3月）

DBJは、平成25年3月に、調査レポート「北陸新幹線金沢開業による石川県内への経済波及効果」および「北陸新幹線開業による富山県内への経済波及効果」

を公表し、北陸新幹線開業による石川県および富山県内の経済波及効果について試算しました。本レポートでは、この経済波及効果を拡げ持続させるための地域振興の切り口のひとつとして、「産業観光」に焦点を当て、先行事例のヒアリング調査を踏まえつつ、取り組みのポイントと北陸地域における可能性について考察を行っています。



東海支店

『働く女性の姿にみる愛知・名古屋の課題～「なでしこ」不在 都市の活力に影響も』

（レポート、平成26年6月）

政府の成長戦略では「女性の活躍推進」の重要性が強調され注目が集まっている一方で、愛知県は、雇用者に占める女性比率や管理職に占める女性比率が全国平均を下回っており、女性の活躍は限定的です。



本レポートでは、保育士の不足など愛知県および名古屋市の課題を整理し、来るリニア時代に向けた企業・自治体の在り方を展望しています。

関西支店

『「センサ×ビッグデータ」ビジネスの可能性～スマートフォンのビジネスモデルから学ぶ、センサの将来』

（レポート、平成26年5月）

M2M (Machine to Machine)、IOT (Internet of Things)、そしてビッグデータ。近年、ネットワークとデータを駆使したビジネスが注目を集めています。それにとともに、社会のあらゆるところにセンサを張り巡らせてデータを収集する「センサネットワーク」への関心も高まり、今後ビジネスとして大きな成長が見込まれています。



本レポートでは、センサネットワークビジネスにおいて日本が優位に立つために、近年ビジネスモデルの劇的な変化を遂げたスマートフォンのビジネスを参考に、センサネットワークビジネスにおけるセンシングデータの流通プラットフォーム構築について考察しています。

中国支店

『酒蔵経営に係る課題と解決の方向性～広島中小酒蔵の現状と成長戦略』

(レポート、平成27年2月)

広島県では地元での日本酒の消費が減少しており、酒蔵の存続には大消費地での販路拡大が必要であるものの、経営資源に乏しい中小規模の酒蔵では個別での対処が困難な状況が続いています。本レポートでは、多彩で高品質な地酒を造ってきた広島県の中小酒蔵の経営を持続させ、全国にも普遍化できる課題解決の切り口として「連携」「醸造と販売の分離」をキーワードに、日本酒の醸造から消費者に届くまでのプロセスにおける全国の好事例紹介などを通じて、中小酒蔵が本質的に取り組むべき方策を考察しています。



四国支店

『四国における自治体の防災対策に関する調査～地域防災力の向上に向けて』

(レポート、平成26年5月)

本レポートは、DBJが平成25年12月に公表した、都道府県と人口5万人以上の市区町村を対象とした防災対策に関するアンケート調査の結果を、四国版として整理したものです。そして、今後の地域防災への取り組みに向けた示唆として、①避難経路など重要な情報を記載したハザードマップのより実践的な活用、②自治体の長によるリーダーシップのもとでのBCPの策定促進、③高い防災意識を活かし、全国に先駆けるモデルの構築を挙げています。



九州支店

『ロンドンと福岡の空間構造分析に見るまちづくりの可能性』

(レポート、平成26年10月)

本レポートでは、ロンドンと福岡のまちの位置関係が類似していることに着目し、両都市の歴史的背景を確認したうえで、まちづくりの客観的な評価手法としてロンドンで開発されたSpace Syntax手法を用いて、ロンドンと福岡のまちの空間構造を分析しました。また、今後、福岡がさらなる国際観光都市を目指し、スタートアップに適したまちとなる可能性と課題について提言を行っています。



南九州支店

『畜産業界調査 報告書～「畜産王国」南九州の成長戦略』

(レポート、平成26年5月)

南九州は、わが国畜産業の一大生産拠点です。しかし、今後は、人口構造の変化にともなう国内市場の縮小や、TPPの影響等による海外産との競争激化など、大きな環境変化にさらされることが予想されます。

本レポートでは、こうした近年の畜産業界の動向について、南九州の畜産業の現状を整理したうえで、特に和牛に焦点を置いて、今後の国内市場規模の推計、繁殖および肥育経営の生産構造の分析、輸出拡大に向けた課題抽出を行い、国内外それぞれの市場での成長に向けた提言を行っています。



一般財団法人日本経済研究所

一般財団法人日本経済研究所は、「内外の重要な経済問題に関する調査研究を行い、学術の振興に資するとともに、わが国経済社会の発展及び福祉の向上に寄与する」ことを目的に設立された財団法人です。日本経済研究所の活動は、DBJの調査研究部門や大学・研究機関・有識者、また国・地方自治体など数多くの調査関係先および約500社の賛助会員等々、内外のネットワークに支えられ、都市開発、地域開発、社会資本整

備、エネルギー、経済・産業などの分野において、日本経済の構造にかかわる課題の調査に取り組んでいます。

DBJは、日本経済研究所と連携し情報発信を行っています。



DBJでは、お客様の課題に対応する投融資一体型金融サービスを提供し、社会の持続的な成長を金融面から支えています。

また、DBJにとってのCSR (Corporate Social Responsibility) とは、投融資等を通じて社会に貢献することはもちろん、社会の要請を真摯に受けとめ、社会の一員としての責任を果たしていくことです。

そのためには、役職員一人ひとりが日常業務のなかで常に「社会」「環境」「経済」を意識して活動することが必要であり、それにより社会から信頼され、好まれ、選ばれる金融機関になることができる、と考えています。

CSR経営の実践	65
投融資等を通じたCSR	70
環境マネジメント	90
事業継続計画(BCP)	94
人材育成と職場環境づくり	96

編集方針

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度に初めて「社会環境報告書」を発行しました。平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

平成19年度からは「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

今回も、DBJの成り立ちや業務内容に鑑み、業務の一つひとつを適切に実施することこそがDBJのCSRであるという観点から、最新の活動状況も盛り込みながら、よりわかりやすいレポートとなるよう心掛け、以下の方針に基づいて作成しました。

- 社会の課題解決のためのDBJのCSRの考え方をご説明します。
- DBJの業務と社会とのかかわりについて具体的にイメージしていただけるよう、投融資等を通じたCSR事例の紹介に引き続き力を入れています。

DBJは、このレポートを、DBJを取り巻くすべてのステークホルダーの皆様との重要なコミュニケーションツールのひとつと位置づけ、さらに進化させていきたいと考えています。忌憚のないご意見・ご感想をお聞かせください。

対象範囲

対象組織：特に断りのない限り、海外駐在員事務所を含むDBJ全店を対象。

国内：本店、支店10カ所、事務所8カ所

海外：海外駐在員事務所1カ所

対象期間：平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

継続的な取り組み状況を紹介するため、投融資事例などは過去のものに掲載している場合もあります。なお、一部の内容は、発行時点までの最新情報を含んでいます。

発行情報

発行時期：平成27年7月

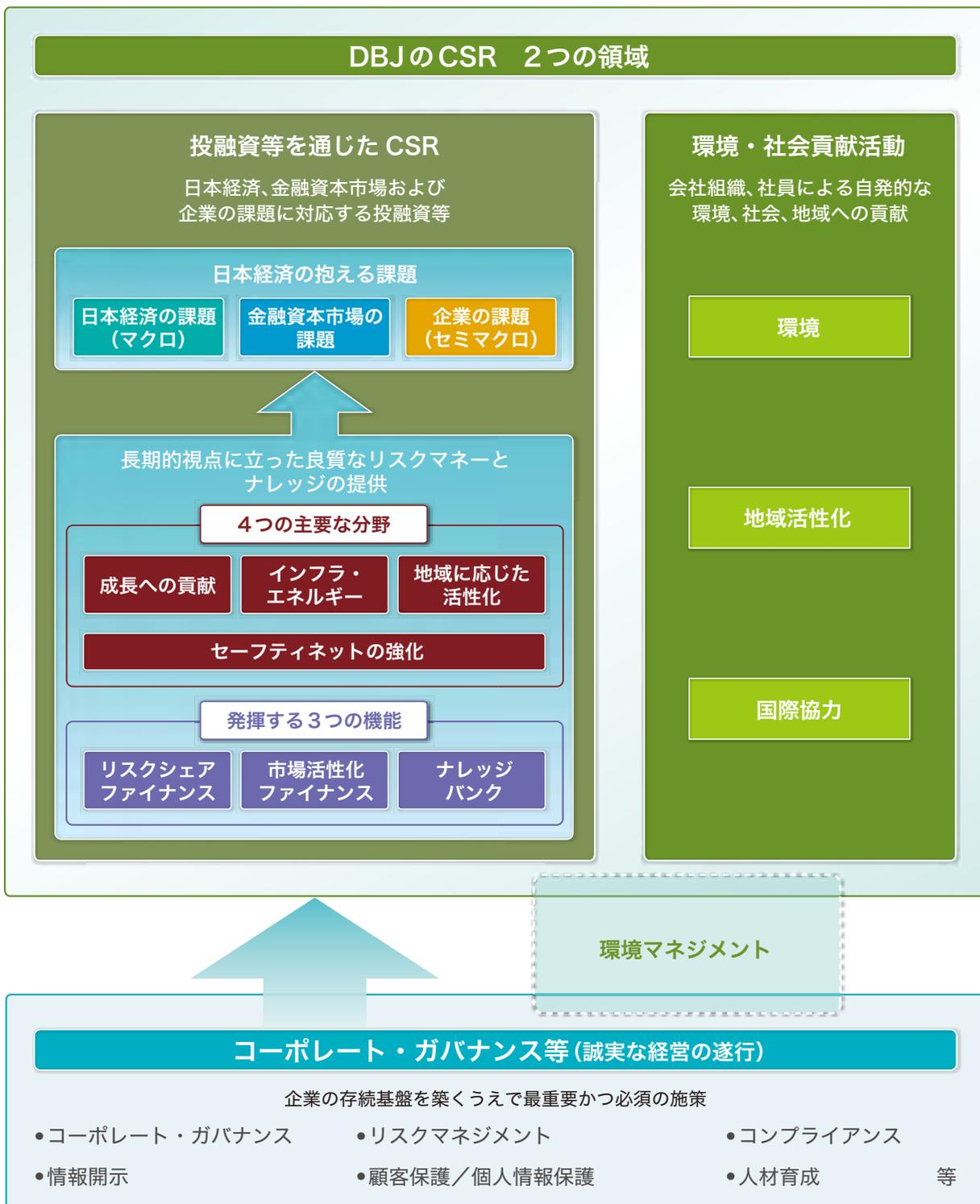
次回発行予定：平成28年7月(前回：平成26年7月、発行頻度：毎年1回)

参照ガイドライン

作成にあたってはGRI(Global Reporting Initiative)の「サステナビリティ・レポート・ガイドライン(第4版)」を参考にしました。

DBJでは、「コーポレート・ガバナンス等」を礎とし、社会の課題解決のためのCSR実践領域を「投融資等を通じたCSR」と「環境・社会貢献活動」の2つに分類してCSR活動を行い、企業価値向上に向けて取り組んでいます。

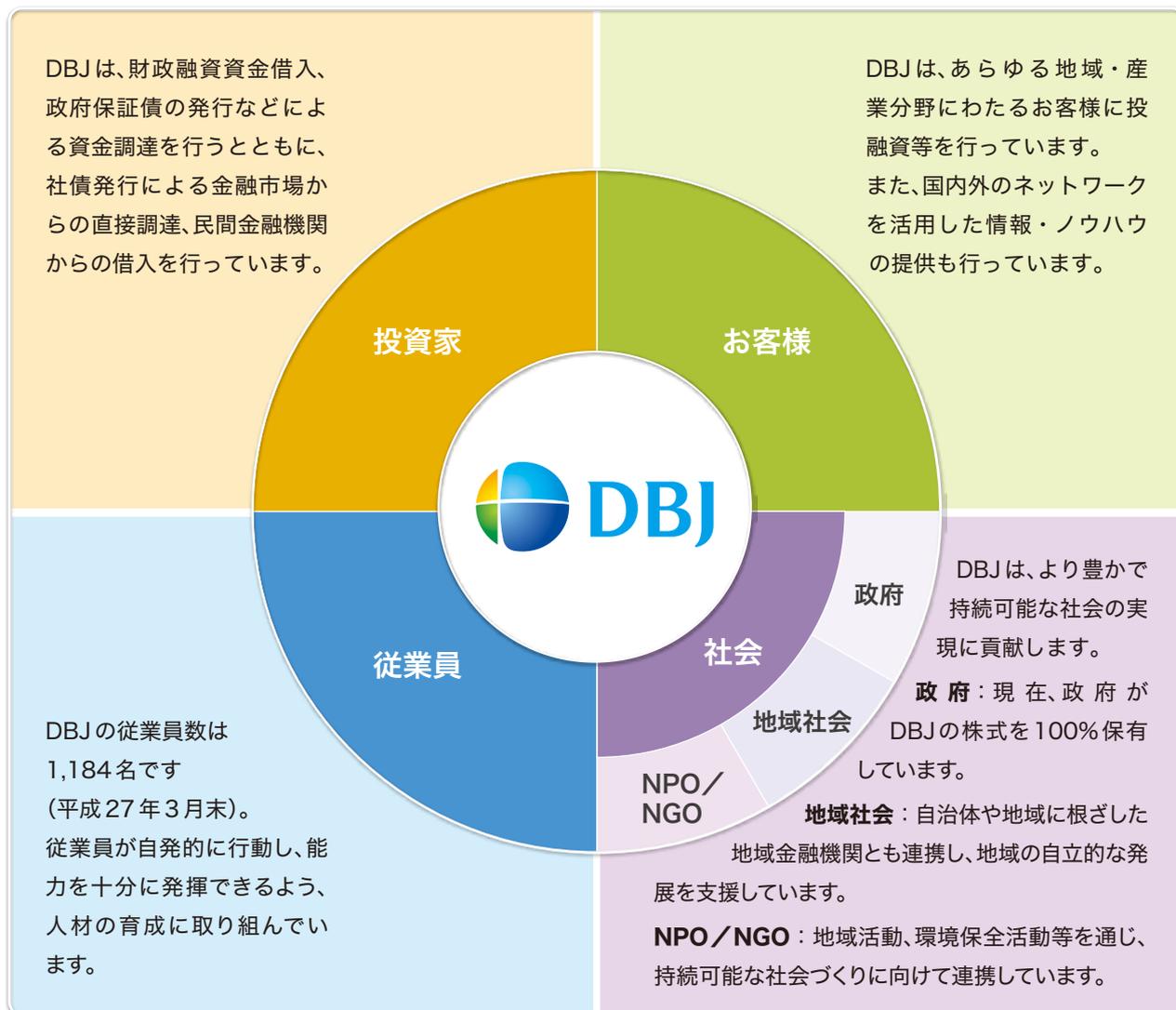
DBJのCSR実践領域



DBJとステークホルダー

DBJは、業務を行ううえでいろいろな組織・企業・人とのかかわりを持っています。DBJでは、次の世代が受

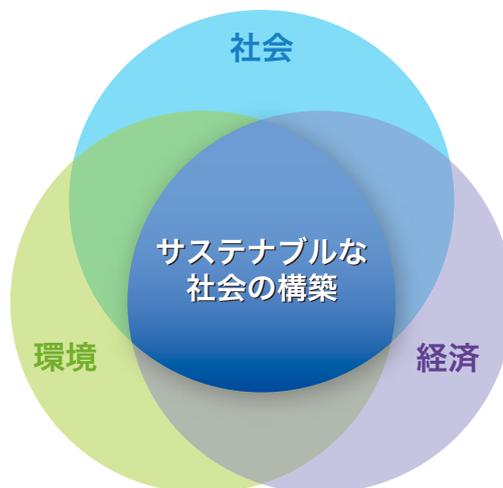
け継ぐ社会をサステナブルなものにするために、ステークホルダーの皆様との対話を一層進めていきます。



トリプルボトムライン

「トリプルボトムライン」とは、企業活動を財務パフォーマンスのみで評価するのではなく、社会・環境・経済という3つの側面から評価する—つまり、持続的発展の観点から、経済だけでなく、環境と社会の側面からも総合的に評価する考え方のことをいいます。

DBJが行う投融資等は、お客様の経済的側面のみならず、地域の問題でもある社会的側面、時代の問題でもある環境的側面、すなわちトリプルボトムラインの要素を考慮することを包含しています。したがってDBJの「投融資等を通じたCSR」は、サステナブルな社会を築くためのトリプルボトムラインを踏まえた活動とすることができます。



社会的効果

DBJが総合政策金融機関時代に、年度ごとに行っていた政策金融評価は、わが国が直面する政策課題や経済社会環境の変化に対してDBJの機能・役割を適切に対応させるべく、業務の有効性・成果を高めるためのマネジメントサイクルのツールであり、金融機関としての投融資等を通じたCSRを評価する仕組みであったといえます。

民営化(株式会社化)後もDBJは、創造的金融活動による課題解決で、引き続き豊かな未来の実現に貢献することを目指しており、独自の観点から真に社会に有用な事業を見極め、サステナブルな社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

投融資等を通じたCSR

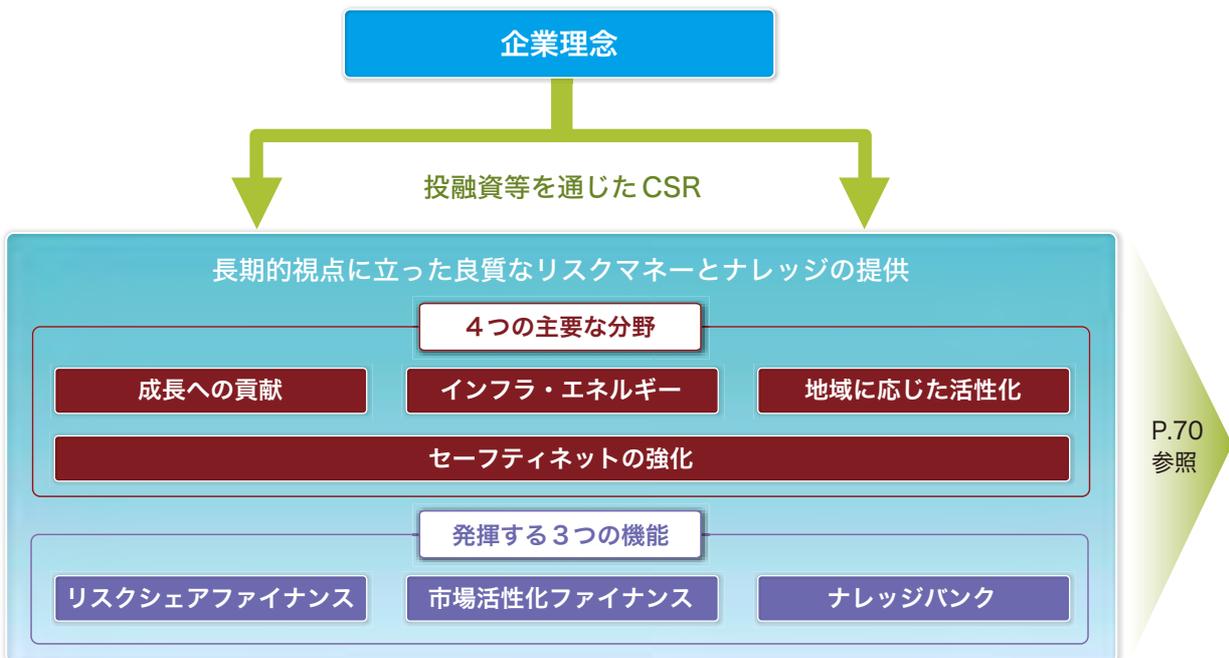
企業が持続的に発展していくためには、コンプライアンス等に配慮するのはもちろんのこと、その事業活動を通じて、社会に新しい価値をもたらし、社会の問題解決に貢献し、社会から信頼されることが重要です。

特に金融機関は、経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供することにより、長期にわたり調和のとれた社会を形成する役割を担っています。

DBJは、投融資等を通じたCSR活動により、お客様の満足度や企業価値の向上につながるサービスを提供し、社会から信頼される企業になれるものと考えています。ま

た、それには、知的資産や金融プラットフォームを活用した投融資をはじめ、業務の一つひとつをさまざまな分野の皆様とともに推進することが重要です。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供するなかで発揮する3つの機能「リスクシェアファイナンス」「市場活性化ファイナンス」「ナレッジバンク」を使い、4つの主要な分野「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」に積極的に取り組んでいきます。



環境・社会貢献活動

DBJでは、多岐にわたる社会・環境問題を解決するには、さまざまな分野の皆様とともに考え、対話することが重要であるととらえており、セミナーやシンポジウム、講演会等を通じて、できるだけ多くの方々のコミュニケーションを図るよう心掛けています。

(1) 環境をテーマとしたコミュニケーション

地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けては、一人ひとりが正しい問題認識を持ち行動することが重要です。

DBJでは、環境イベントへの出展等を通じ、環境と金融とのかかわりに対する理解を深めていただけるよう努めています。

国内最大規模の環境イベントである「エコプロダクツ展」には、平成13年度に銀行として初めて参加して以来、毎年継続して出展しており、「DBJ環境格付」をはじめ、「DBJ BCM 格付」「DBJ健康経営格付」「DBJグリーンボンド」など、DBJのさまざまな環境への取り組みを紹介するパネルの展示等を行っています。



エコプロダクツ2014出展ブース



エコプロダクツ2014出展ブース

(2) 地域活性化に向けたコミュニケーション

DBJは、地域の自立的な発展を支えるには、地域の方々とともに「その地域に合った地域づくり」が重要であるととらえ、地方自治体や地元商工会議所など経済団体と連携して、セミナーやシンポジウムの開催・後援等も行っています。

<東海支店>

○メッセナゴヤ

日本最大級の異業種交流会である「メッセナゴヤ2014」に出展しました。今回は、「環境・安全・モノづくり」というテーマのもと、「DBJ BCM 格付」融資等の金融サービスや復興支援の具体的な取り組みを紹介しました。



メッセナゴヤ2014出展ブース

(3) 国際協力でのコミュニケーション

DBJは、戦後日本の産業経済の復興・成長を政策金融により支援してきた経験や、近年、省エネ・環境対策や民活インフラ整備等の政策課題に取り組むなかで蓄積してきた知見を、グループシンクタンクである株式会社日本経済研究所と協力して、アジアを中心とする開発途上国の政府・開発金融機関等に対して提供しています。

昭和42年以降39回、DBJ本店で実施してきた開発金融研修には、延べ30カ国以上から346名を受け入れてきました。近年では、日本および関係国政府の要請を受けて、ベトナム開発銀行の信用リスク管理支援等プロジェクト、モンゴル開発銀行の詳細設計プロジェクト、南部アフリカ地域の開発銀行支援プロジェクトをサポートしてきました。

DBJは、ADFIAP(アジア太平洋開発金融機関協会)の原加盟機関でもあり、昭和51年以来、中国・韓国・ASEAN・インド等の開発金融機関とのネットワーク

ングに活用しています。平成27年のベトナム総会では、「DBJグリーンボンド」に関し、環境・社会に配慮した事業および社会的責任投資を支援する取り組みとして、ADFIAP Awards 2015を受賞しました。



ADFIAPベトナム・ニャチャン
年次総会

(4) その他のコミュニケーション

<情報発信活動>

○CSRへの取り組み紹介映像の制作

平成21年度に、DBJのCSRへの取り組みをわかりやすく紹介する映像「DBJのCSR—金融力を、社会のチカラに。」を制作しました。「エコプロダクツ2014」で上映し、DBJのウェブサイトでも紹介しています。

<http://www.dbj.jp/co/csr/index.html>



○CSRレポートの発行

DBJでは、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを深めるため、平成15年度には「社会環境報告書」を、平成16・17年度には「サステナブルな社会づくりレポート」を、そして平成18年度には「CSR Report 2006」を発行しました。

現在は、「CSRの視点で伝えるディスクロージャー」をコンセプトに、ディスクロージャー誌と統合して発行しています。今後とも、サステナブルな社会の実現に向けたDBJの取り組みを報告していきます。

<社会貢献活動への参加>

○TABLE FOR TWOへの参加

DBJは、平成22年3月29日から「TABLE FOR TWOプログラム」※に参加しています。本店社員食堂のメニューのうち、毎日1メニューを「ヘルシーメニュー」に設定しています。多くの役職員の賛同を得て、平成27年5月末時点で8万9,262食分178万5,240円の寄付を行いました。

※「TABLE FOR TWOプログラム」は、特定非営利活動法人TABLE FOR TWO Internationalが開始した活動で、対象となる定食や食品を購入することにより、1食につき20円（開発途上国の給食1食分に相当する金額）を、開発途上国の子どもの学校給食として寄付するもの。



ヘルシーメニュー



キャンペーンの様子

<地域活動への参加>

○環境配慮型バス「丸の内シャトル」の運行支援

DBJは、大手町・丸の内・有楽町地区を無料で巡回する環境配慮型バス「丸の内シャトル」の運行に、平成15年度より協賛しています。環境配慮型バスの運行は、ビジネス街の環境意識向上に貢献しています。また、環境配慮型バスは、環境負荷低減だけでなく、低床によるバリアフリー化、低騒音化もなされています。



無料巡回バス「丸の内シャトル」

DBJでは、社会の課題解決のために投融资等を通じたCSRを推進しています。

具体的には、従来よりDBJが発揮してきた特色ある金融機能や、今後予想される経済・社会環境の変化等を踏まえ、お客様にさまざまなソリューションを提供するなかで発揮する3つの機能「リスクシェアファイナンス」「市場活性化ファイナンス」「ナレッジバンク」を使い、4つの主要な分野「成長への貢献」「インフラ・エネルギー」「地域に応じた活性化」「セーフティネットの強化」に積極的に取り組んでいきます。

投融资等を通じたCSR

日本経済、金融資本市場および企業の課題に対応する投融资等



取り組み事例

成長への貢献

- 競争力強化 P.71
- M&A P.73
- 海外 P.74
- 医療・福祉 P.75
- DBJ環境格付融資 P.76
- DBJ健康経営格付融資 P.77

インフラ・エネルギー

- エネルギー P.78

- 運輸・交通 P.79
- 都市開発 P.80
- DBJ Green Building 認証制度 P.81
- PPP/PFI P.82

地域に応じた活性化

- 地域活性化 P.83

セーフティネットの強化

- 復興対応 P.87
- DBJ BCM 格付融資 P.89

成長への貢献

競争力強化

わが国経済は、緩やかな回復基調が続いていますが、政府等による成長に向けたさまざまな戦略や施策を着実に実現するためには、産業の競争力強化が必要です。具体的には、競争力の根幹の維持（人材、サプライチェーン、研究開発拠点機能などの国内生産基盤の確保、資本ストックの適切な更新等）および競争力の戦略的な強化（異業種間連携による新たな価値創造、バリューチェーンの「川上」から「川下」までが一体となった取り組み推進等）が重要です。

投融资事例 静岡ガス株式会社

静岡ガス株式会社（本社：静岡県静岡市）は、明治43年の設立以来、静岡県中東部を中心に事業展開してきた都市ガス会社です。近年は、電力・ガスの自由化をはじめとする事業環境の変化を捉え、再生可能エネルギーや自家発余剰電力を活用した地域PPS（Power Producer and Supplier：特定規模電気事業者）事業に参入するなど、地域電力事業にも注力し、電力も含めた最適なエネルギーを地域の家庭や企業に提案できる体制の構築を推進しています。

DBJは、静岡ガスがタイIPP（Independent Power Producer：電力卸売事業者）事業に参画するために設立した株式会社SG・Bang Boパワーホールディングに

対し、「特定投資業務[※]」の第1号案件として優先株式出資を行いました。本件は、タイでガス火力IPP事業を営むプロジェクトカンパニーである Eastern Power and Electric Co., Ltd. (EPEC社) の株式の一部について、丸紅株式会社の子会社より買収するものであり、静岡ガス初の海外投資案件となります。静岡ガスは、本件出資を通じて実績ある既存IPP事業に参画するなかから、海外におけるマネジメントや事業推進ノウハウを得ることを目的としており、将来的には海外進出を行う地域の企業へエネルギーソリューションを提案していくこと等を通じて地域創生に貢献していきます。

DBJは、地域企業の海外事業・

電力事業展開を支援し、地域経済の活性化に貢献する観点から、株式会社静岡銀行とともに、リスクマネーを供給し、静岡ガスの本件事業への参画をサポートしました。

[※]特定投資業務：平成27年5月に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」に基づき措置された、地域経済の活性化や企業の競争力強化に資する成長資金の供給を限定的・集中的に実施する取り組み（詳細はP.22～23を参照）。



EPEC社火力発電所（タイ）

投融资事例 株式会社ソシオネクスト

株式会社ソシオネクスト（本社：神奈川県横浜市）は、日本のシステムLSI[※]産業のグローバルな発展を目指して、富士通株式会社（本社：東京都港区）、パナソニック株式会社（本社：大阪府門真市）、およびDBJの共同出資によって設立された、システムLSIの設計・開発および販売を手掛けるファブレス形態の統合新会社です。

ソシオネクストは、富士通の100%子会社である富士通セミコンダクター株式会社（本社：神奈川

県横浜市）とパナソニックそれぞれのシステムLSI事業の設計・開発機能などを統合し、両社が培ってきた映像・イメージングおよび光ネットワークなどの技術を核に、顧客基盤などの経営資源を集結して、グローバルに競争力のある企業に成長することを目指しています。

DBJは、システムLSI分野におけるソシオネクストの新たな取り組みに対し、「競争力強化ファンド」を活用してリスクマネーを供給することで、同分野におけるわが国の競

争力強化を後押ししていきます。

[※]システムLSI：ある装置・機器やシステムの動作に必要な機能を、一つまたは複数の半導体チップに実装する集積回路（LSI）。



マルチコーデック機能を集積したSoC

競争力強化

投融資事例 三菱重工航空エンジン株式会社

三菱重工航空エンジン株式会社（本社：愛知県小牧市、以下「MHIAEL」）は、三菱重工業株式会社の民間航空エンジン事業を会社分割により承継し、平成26年10月に発足しました。DBJは、「競争力強化ファンド」を活用した資本参加に加え、「産業競争力強化法」に基づくツーステップ・ローン（事業再編促進業務※）により投融資を実施しました。

また、MHIAELに対して株式会社IHIも資本参加し、長期的な生産協力関係を構築します。MHIAELは、生産量の増加が見込まれる低圧タービンブレードにおいて、世界有数の生産能力を持つIHIと生産連携すること、および三菱重工業の支援を通

じた取引企業のクラスター化により構築されるエンジン部品製造の一貫生産体制を通して、競争力の強化および国際マーケットでの存在感を高めていくことを企図しています。

本件は、平成26年9月に、経済産業省から「特定事業再編計画」の認定を受けたことを踏まえ、DBJが長年行ってきた事業再編への取り組

み、および日本の航空機産業に対する継続的なサポートによって蓄積してきた知見を活かし、両社の連携意義、ならびに産業競争力向上を評価し、投融資を実施したものです。

※「産業競争力強化法」に基づく特定事業再編計画等の認定を受けた者に対して、指定金融機関が、必要な資金をツーステップ・ローンにより供給する業務。



工場風景

投融資事例 合同会社日本充電サービス

合同会社日本充電サービス（本社：東京都港区）は、電動車両（PHV※1・PHEV※2・EV※3）のユーザーにとって利便性の高い充電インフラネットワークの構築を推進するために設立されました（出資者：トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、本田技研工業株式会社、三菱自動車工業株式会社、東京電力株式会社、中部電力株式会社およびDBJ）。

日本充電サービスの事業は、電動車両の普及とそれとともなう環境負荷の低減に加え、地域および関連産業への波及効果や、新事業の創造にも寄与するなど、高い公共性と社会的意義が認められることから、DBJは平成26年6月に「競争力強化ファンド※4」による出資を実施しました。

さらには、日本充電サービスが全国規模で展開する充電インフラネットワークの構築資金を対象に、株式会社横浜銀行、株式会社京都銀行、株式会社七十七銀行、株式会社中国銀行および株式会社百五銀行と共同し、プロジェクトファイナンス方式でのシンジケート・ローンを組成しました。

※1PHV：Plug-in Hybrid Vehicle（プラグインハイブリッド自動車）

※2PHEV：Plug-in Hybrid Electric Vehicle（プラグインハイブリッド電気自動車）

※3EV：Electric Vehicle（電気自動車）

※4競争力強化ファンド：わが国の産業競争力強化に向け、各企業における潜在能力を、新たな事業フロンティアの開拓や戦略的連携の推進等を通じて事業化し、成長につなげることにより、新たな価値の創造や企業価値向上を進める取り組みを支援するため、DBJが創設したファンド。



急速充電器

M&A

企業の発展の形が多様化し、海外展開、事業再構築、産業再編などの動きが活発になるなか、M&Aが脚光を浴びています。M&Aは、積極的な事業再構築・不振事業の再生・活性化等に不可欠かつ有効な手段として認識されています。

アドバイザリー業務事例 三協立山株式会社

三協立山株式会社（本社：富山県高岡市）は、ビル・住宅用のアルミ建材を中心とする「建材事業」、アルミニウム・マグネシウムの鋳造・押出・加工を中心とする「マテリアル事業」および店舗用什器・サイン（看板）を中心とする「商業施設事業」の3事業を運営しています。

三協立山が発表した、平成23年7月の「VISION2020」や平成24年7月の「中期経営計画」において、重点戦略のひとつとして掲げる「非建材事業」および「海外展開」の強化に向けた取り組みの一環として、タイ国内でピレット製造、押出・加工を行

うThai Metal Aluminium Co., Ltd.を子会社化するにあたり、DBJは買収を提案し、M&Aアドバイザリーサービスを提供しました。

Thai Metal Aluminiumは、タイ国内でピレット製造から製品販売まで

を行うアルミ押出メーカーThai Metal Co., Ltd.より全事業を譲り受けており、同社の子会社化により、三協立山が目指すASEAN地域における建材・非建材を含めた事業領域拡大が大きく前進することが期待されています。



Thai Metal工場

アドバイザリー業務事例 株式会社マルエツ

株式会社マルエツ（本社：東京都豊島区）は、昭和27年の設立以来、首都圏を中心に食品スーパーマーケットチェーンを展開しています。同社は、スーパーの「マルエツ」をはじめ、都市型の「マルエツ プチ」、高品質スーパーの「リンコス」の3つの異なる店舗形態を持ち、立地に適した柔軟な店舗展開を得意としています。

マルエツは、人口減少・高齢化・消費増税などによる市場縮小や、コンビニエンスストアやネット通販などとの競争激化といった外部環境の変化に対応するため、茨城県においてナンバーワンシェアを有する株式会社カスミ、イオン株式会社の子会社で首都圏を中心に展開するマックス

バリュ関東株式会社と経営統合し、共同持株会社として日本最大規模の食品スーパーマーケット企業となるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社（以下「U.S.M.H.」）を設立しました。DBJ

は、経営統合スキーム等に関して、総合的なアドバイザリーサービスを提供しました。

U.S.M.H.という連合のもとで、相互補完効果を発揮し、首都圏における売上ナンバーワンを目指します。



東京証券取引所でのU.S.M.H.上場セレモニー

海外

日本がさらなる成長を遂げるためには、海外の成長を取り込んでいくことが重要となっています。特に新興国においては、中間所得者層の成長が著しく、また、環境問題や都市化など、わが国が先に直面し克服してきた制約要因や課題を抱えながら成長しているため、日本にとって大きなビジネスチャンスとなっています。

投融資事例 欧州高速鉄道路線 PPP・コンセッション事業

DBJは、欧州・北米地域において、道路・鉄道・公共施設等のPPPプロジェクトに特化した長期保有目的のインフラ投資家であるMeridiam Infrastructureから、同社との投資パートナーシップに基づき、「欧州運輸セクターにおける最大規模の欧州高速鉄道路線 PPP・コンセッション事業」(以下「本プロジェクト」)に対する投資持分を一部取得しました。

本プロジェクトは、トゥール〜ポルドー間(約300km)の高速鉄道専用路線をコンセッション方式により新設するものです。この路線は、EUの欧州横断運輸ネットワーク構想における重要な路線の一部を構成しており、

フランス政府およびEUにとって政策的意義の高い案件として、同国政府や公的機関による手厚いサポートを受けています。2017年に予定されている本プロジェクトの完成後は、長期安定的なインカムゲインが期待できます。

インフラ投資は、海外の年金基金などでは有力な運用手法となっており、わが国の年金基金や機関投資家の間でも投資対象として関心が高まっています。DBJは、これまで培ってきたインフラ分野における投融資のノウハウやリスク評価手法などを活かし、コンセッションをはじめとする海外の先進的なインフラ・プロジェクト

に対して、引き続き積極的に投融資を実施していくとともに、国内外の優良な資産運用機会を年金基金や金融機関等の国内投資家と分かち合うことで、年金資産などの投資家運用ニーズにも対応していきます。



欧州高速鉄道路線

投融資事例 TOKYO PRO-BOND Market

プロ投資家向け債券市場「TOKYO PRO-BOND Market」(東京プロボンドマーケット)は、日本国内にユーロ市場と比肩するグローバルな債券市場を構築し、アジア域内の中核市場に発展させることを目指して、平成23年に創設された市場であり、現在、東京証券取引所により運営されています。同市場は、英語のみでの開示を可能にすること等により、海外企業の日本での社債発行を促すこと等が期待されています。

DBJは昨年度、平成26年4月にチリの大手銀行である Banco

Santander-Chileが東京プロボンドマーケットにおいて上場する円建て債を皮切りに5件の投資を実施しました。

こうしたDBJの取り組みは、東京プロボンドマーケットを活性化し、わが国の金融市場をさらに発展させることを目的としたものです。DBJが東京プロボンドマーケットに上場された債券に対して主力投資家として参画することで、世界各国の優良企業による東京市場でのさらなる債券発行を促進し、東京市場の世界的な地位向上が図られるとともに、わが国におけるプロ投資家による投資機会の増

加が期待されます。DBJは、今後も総額1,000億円を目途に、同市場において発行される債券への投資を実施していく予定です。



東京プロボンドマーケットロゴ

医療・福祉

ヘルスケアをめぐるのは、高齢化の進展、医療制度改革、医療法人のM&A、老朽化した施設の建て替えなどさまざまな課題が存在します。持続的なヘルスケアの提供を行うためには、医師など従事者の技能の充実や関連施設・機器等の整備に加え、財政面の課題の解決も重要なポイントになっています。

投融资事例 地域ヘルスケア成長ファンド

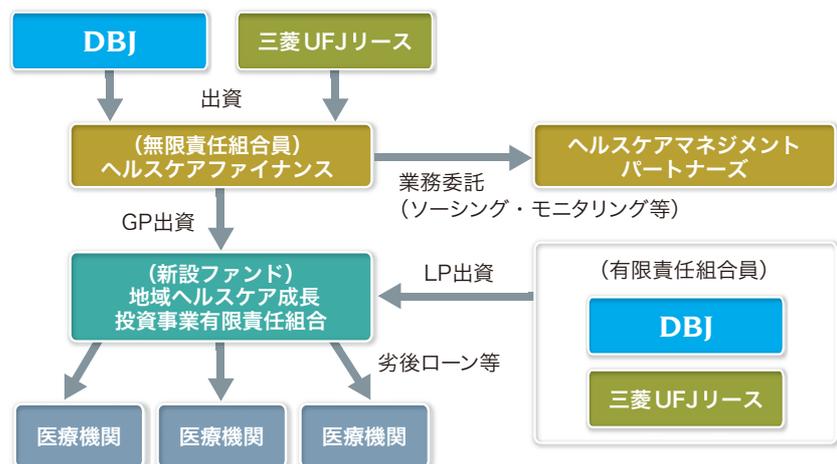
わが国では、超高齢社会への本格的な移行を見据えて、健康・医療産業の育成と事業基盤強化の重要性が増しており、政府の「日本再興戦略」等においてもその推進が掲げられています。健康・医療産業の中核的存在である医療機関等においては、老朽化した病院の建て替えや医療機器の更新等による医療機能の高度化、今後の地域環境に対応した医療体制の構築に向けた取り組みが進められています。

こうした状況のなか、DBJと三菱UFJリース株式会社（本社：東京都千代田区）は、医療機関等向け劣後ローンおよび貸付債権を投資対象とする、地域ヘルスケア成長投資事業有限責任組合（略称「地域ヘルスケア成長ファンド」）を組成（総額100億円）しました。

DBJは、三菱UFJリースと協力し、医療機関等の取り組みを促進するため、地域金融機関等とも連携しながら、これまでのファイナンスソリューションとナレッジの蓄積を活用しつつ、地域ヘルスケア成長ファンドを通じて劣後ローン等を活用したリスクマネーを供給していきます。

DBJは、三菱UFJリースと協力し、医療機関等の取り組みを促進するため、地域金融機関等とも連携しながら

● 地域ヘルスケア成長ファンドスキーム



投融资事例 社会医療法人河北医療財団

社会医療法人河北医療財団の中核である河北総合病院（所在地：東京都杉並区）は、24時間体制の救急医療を行うなど、地域の救急・急性期医療において中心的役割を果たしています。また、近年は、地域の幅広い医療ニーズに対応するため、河北リハビリテーション病院、健診センター、家庭医療学センター、介護老人保健施設の充実を図るなど、積極的に医療提供体制の整備を進めています。

DBJは、河北医療財団を「環境への配慮に対する取り組みが先進的」

であり、「防災および事業継続への取り組みが優れている」と評価。「DBJ ビジヨナリーホスピタル」として、平成24年度に引き続き再認定し、融資を実施しました。

また、今回の融資にあたって、環境評価としては、廃棄物リサイクル率向上を目標に掲げ、処理委託業者の厳格な選定や定期的な実地確認等を通じ、リサイクルが難しい医療廃棄物の100%再資源化を達成している点などに加え、BCM(防災)評価としては、平時から強固な防災体制を構築するとともに、トリアージ訓練*等

を通じ緊急時の初動対応体制を強化している点、などを評価しました。

*トリアージ訓練：災害時などの負傷者に対して、医療従事者の数・資源が不足している状況のなかで最善の救命効果を得るために、多数の傷病者を重症度と緊急性によって分別し、治療の優先度を決定するための訓練。



河北総合病院

DBJ 環境格付融資

地球環境問題は永続的な課題であり、企業は環境に配慮した事業運営を求められています。そのことは金融機関においても例外ではなく、環境に配慮した投融資活動を行うことで持続可能な社会の実現に貢献することが、大きな使命として課せられています。

投融資事例 スズキ株式会社

スズキ株式会社（本社：静岡県浜松市）は、スローガン「小さなクルマ、大きな未来。」のもと、軽く、燃費が良く、CO₂などの排出が少ない軽自動車の製造・販売を全世界で手掛ける業界のトップ企業です。創業以来「価値ある製品」の生産を徹底的に追求する一方で、全社を挙げて環境への取り組みを体系的に推進すべく、「スズキ地球環境憲章」を平成14年に策定し、極めて高いレベルでの環境経営を展開しています。

DBJは、スズキに対し、「DBJ環境格付」において最高ランクを付与するとともに、同制度に基づくシンジケート・ローンを組成しました。

格付評価においては、①製品使

用時の環境負荷を重要課題と特定し、トップランナー基準等の厳格な要求項目を前提に、次世代環境技術「スズキグリーン テクノロジー」の推進により低燃費化・軽量化を実現、新規需要創出と社会課題解決の双方に資する製品を継続的に提供している点、②グローバル平均燃費向上の数値目標達成に向けて、中期的なロードマップにおいて環境技術開発に係るKPI (Key Performance Indicator：重要業績評価指標)を設定、次世代自動車の開発およびさらなる低燃費技術の改善を促進している点、③月次のラインおよび工程ごとの環境負荷分析や、エネルギーコスト換算による設備導入等の年間効

果額の測定など、各工場における環境負荷を「見える化」し、環境対策を徹底している点、④調達先の環境リスクを一元的に管理する体制を構築しているほか、販売代理店に対しても「スズキ環境管理システム」の導入を進め、サプライチェーン全体で環境配慮を推進している点、を高く評価しました。



新型アルト

投融資事例 参天製薬株式会社

参天製薬株式会社（本社：大阪府大阪市）は、創業120年以上の歴史を持つ医療用眼科薬の国内トップメーカーです。社名の由来である「天機に参与する*」という基本理念に基づき、眼科領域を中心とする専門分野に特化した事業活動を通じて、優れた製品・サービスを提供することにより、世界の「患者さん」のQOL (Quality of Life) 向上への貢献を目指しています。

DBJは、参天製薬に対し、「DBJ環境格付」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①同社の基本理念にISO26000の考え方を照ら

し合わせ、企業活動のなかで重視すべき社会的課題を「CSR推進中核領域」として特定したうえで、社内外のステークホルダーとの対話を進めながら、各領域で具体的に取り組むべき事項を検討している点、②製品の品質について法令などの要求水準を超える独自の規格や基準を設定するとともに、品質管理に大きな影響を与える水資源への対策を重要な環境活動のテーマに定め、森林保護活動による水系保全を積極的に実施している点、③厳格な工程管理により不良品率の低下を実現するなど、廃棄物の削減を進めてきたことに加え、廃棄物の最終処分率について業界

水準を上回る数値目標を設定し、3R活動のさらなる推進にコミットしている点、を高く評価しました。

*中国の古典「中庸」の一節を参天独自に解釈したもので、自然の神秘を解明して人々の健康の増進に貢献するという意味。



医療用眼科薬の製造ライン

DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付融資

従業員の健康管理・健康づくりの推進は、従業員の満足度の向上、企業の生産性の向上、優秀な人材の確保、健康保険組合の財政改善等につながります。将来的な労働人口の減少が課題となるなか、従業員の健康管理を経営的視点からとらえ戦略的に実践する「健康経営」は、持続可能な社会の実現のために、重要なテーマとなっています。

投融資事例 株式会社オートボックスセブン

株式会社オートボックスセブン（本社：東京都江東区）は、カー用品の販売、車検・整備、車の買い取り・販売などを行う店舗をフランチャイズチェーン展開しており、当該業界において有数の地位を誇っています。

DBJは、オートボックスセブンに対して、「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①同社トップによる基本方針としての「健康宣言」を全従業員に周知し、全社統括組織の「健康増進協議会」と実行組

織の「健康管理室」を設置することにより、健康保険組合、産業医、労働組合等と一体となって健康施策を推進する体制を整備している点、②健康診断やレセプトデータ^{※1}等による定量的な分析から従業員の健康リスクを「見える化」し、リスクに応じて重点課題を定め、3カ年のデータヘルス計画に中期的な数値目標を設定している点、③全従業員を対象に、健康リスクが認められた場合には保健指導等のハイリスクアプローチ^{※2}を実施するなど、生活習慣病の早期対策を徹底している点、を高く評価しました。

※1レセプトデータ：患者が受けた診療について、医療機関が保険者（健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと。

※2ハイリスクアプローチ：疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込み、対処を行う方法。



認定証の授与式

投融資事例 株式会社フレスタ

株式会社フレスタ（本社：広島県広島市）は、広島県を中心に中国地方で食品スーパーマーケットチェーンを展開しており、自社の従業員だけでなく、地域全体の健康を推進する「ヘルシストスーパーマーケット」として、お客様の健康を支えることで地域の活性化を目指しています。

DBJは、フレスタに対し、広島県初となる「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①「ヘルシストスーパーマーケット」への進化を経営の重点テーマに掲げ、そのファーストステップとして、「健康宣言」により

全従業員に自身の健康に関する目標を設定させている点、②「フレ・スマート・プロジェクト[※]」や脳ドック受診推進活動により、独自の社内基準を設けて健康診断結果から健康リスクの高い従業員を特定し、専門家のアドバイスを含めた改善指導や脳ドック受診の義務づけなどを実施している点、③法令水準を上回る労働時間管理の基準の設定、産業カウンセラーへの相談が可能な「従業員相談室」の設置、疾病などにより就業が困難となった場合の所得を補償する「LTD制度（長期障害所得補償制度）」の導入など、従業員が健全な状態で安心して働くことのできる職場

環境の整備に努めている点、などを高く評価しました。

※フレ・スマート・プロジェクト：メタボリック症候群の診断基準に社内基準を加えて条件を設定し、対象者に対して専門家と協働しながら運動面や食事面での健康支援を行うプロジェクト。



認定証の授与式

エネルギー

エネルギーの長期的な安定供給を確保するためには、さまざまなエネルギーの活用が重要です。また、地球温暖化の進行などを背景に、太陽光や風力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギーへの関心も世界的に高まっています。温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会を構築するには再生可能エネルギーの活用は不可欠とされています。

投融資事例 株式会社グリーンエナジー津

株式会社グリーンエナジー津（本社：三重県津市）は、JFEエンジニアリング株式会社（本社：東京都千代田区、以下「JFEE」）がバイオマス燃料による発電事業を行うために設立された会社です。

DBJは、グリーンエナジー津に対して、「競争力強化ファンド」を活用し、JFEE等と共同で出資を実施したことに加え、同ファンドを通じたメザニンローンの供与についても合意しており、シニアローンの貸出人である株式会社百五銀行および三井住友信託銀行株式会社と役割分担しながら、プロジェクトファイナンス方式による本件全体のアレンジメントを行っています。

本事業は、JFEEの津製作所の敷

地内に、同社の最先端技術および豊富なEPC（設計・調達・建設）と事業運営の実績を活用して、未利用間伐材等を燃料とする発電出力約20メガワットの発電所を建設・運営するものです。また、地元の未利用間

伐材を活用するため、津市が推進する「バイオマス産業都市構想」に合致するほか、地域産業の競争力強化や、地域における雇用の質と量の向上に貢献するという観点から、地域創生にも資する取り組みです。



バイオマス発電所

投融資事例 宮古太陽光発電事業

宮古太陽光発電事業は、東日本大震災の復興事業である「宮古市スマートコミュニティ事業」の一環として実施されるプロジェクトです。具体的には、東日本大震災による津波で被災した岩手県宮古市の津軽石地区と田老地区に約4メガワット（直流ベース）のメガソーラー（大規模太陽光発電）設備を建設し、被災地の土地を有効活用するとともに、災害時における電力の安定供給に資する取り組みです。

DBJは、ファイナンス組成支援および資金提供を通じて、宮古太陽光発電事業を後押しすべく、金融機関として唯一「宮古市スマートコミュニ

ティ事業」の構想当初から各種支援を行ってきた株式会社岩手銀行と共同で、シンジケート・ローンを組成しました。



津軽石地区メガソーラー



田老地区メガソーラー

運輸・交通

交通インフラは、経済活動を支え、人びとの生活を豊かにするための基盤です。輸送力の増強・効率化、経年劣化にともなう交通インフラの整備・更新、さらには利用者の高齢化や環境問題等に対応するための投資を進めていくことが必要ですが、投資額が大きく、投資回収に長い期間を要するケースが多いため、長期資金の調達が課題のひとつとなっています。

投融資事例 スカイネットアジア航空株式会社

スカイネットアジア航空株式会社（本社：宮崎県宮崎市、以下「ソラシドエア」）は、ブランドコンセプトの「空から笑顔の種をまく。」を軸とする顧客満足度の高いサービスの提供と、わが国の新規航空会社におけるトップレベルのコスト競争力の実現を目指しつつ、「九州・沖縄の翼」として路線ネットワークの拡充を図っています。

DBJは平成19年2月に、当時は株式会社産業再生機構の支援を受けていたソラシドエアとの取引を開始して以来、ファイナンス面や事業面において、中長期的な視点からソラシドエアの成長を実現すべく、企業価値向

上のためにさまざまな分野で積極的にサポートを続けてきました。特に、機材調達面においては、就航地の主要金融機関と協調してシンジケート・ローンを組成するなど、ソラシドエアの事業基盤強化に寄与してきました。

このたび、DBJは再生目的で出資していた優先株式（無議決権株式）の全株を普通株式に転換し、ソラシドエアの筆頭株主となりました。また、DBJが保有する株式の一部を、就航地の主要金融機関（株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行、株式会社大分銀行、株式会社鹿児島銀行、株式会社十八銀行）および

宮崎県に本社を置く企業等に譲渡しました。株主企業の経営資源をソラシドエアの企業価値向上に活用してもらうことで、ソラシドエアのさらなる成長が後押しされ、地域の新たな経済価値の創出が実現されることを企図しています。



ソラシドエア保有旅客機

投融資事例 京王電鉄株式会社

京王電鉄株式会社（本社：東京都多摩市）は、新宿と京王八王子を結ぶ京王線をはじめ、井の頭線、高尾線、相模原線など総営業キロ84.7kmの路線で鉄道を運行しています。また、京王電鉄を中心とした京王グループは、流通業（株式会社京王百貨店、株式会社京王ストア等）やレジャー・サービス業（株式会社京王プラザホテル、株式会社京王プレッソイン等）などを幅広く展開しています。

京王電鉄は、踏切による交通渋滞の解消や事故の防止、都市計画道路の立体化による市街地の一体化、

利用者の利便性向上を図ることを目的とした「調布駅付近連続立体交差事業」に事業主体である東京都とともに取り組み、平成26年度に事業が完了しました。この事業により、京王線の柴崎駅～西調布駅間および相模原線の調布駅～京王多摩川駅間

が地下化され、18箇所の踏切道が解消、8箇所の都市計画道路が立体化されました。

DBJは、輸送サービスを通じて、沿線住民の暮らしを支え、沿線地域の発展に貢献する京王電鉄を支援するため、融資を実施しました。



調布駅地下ホーム

都市開発

都市基盤・都市機能の整備・高度化を図り、働く人にとっても快適な環境を整え、新しい都市文化の創造につながる「まちづくり」をすることが、地域の、さらにはわが国の経済・社会を活性化する原動力となります。

投融資事例 ダイビル株式会社

ダイビル株式会社(本社：大阪府大阪市)は、大正12年の設立以降、ビジネスの都市集積を見越して、大正14年の「ダイビル本館」(大阪市北区中之島)を皮切りに、昭和2年に「日比谷ダイビル」(東京都千代田区内幸町)を当時の最先端の技術を駆使して完工させるなど、業容を拡大してきました。

このたび、DBJにより「国内トップクラスの卓越した『環境・社会への配慮』がなされたビル」として、「DBJ Green Building認証」を受けた「新ダイビル」は、大阪のビジネスの中心地である北区堂島浜に、昭和38年に完工したオフィスビル

ですが、老朽化が進んでいたこともあり、建て替え工事が実施されました。そして、平成27年3月に、エネルギー効率が高く、BCP(事業継続計画)や安全性にも配慮した最新鋭のオフィスビルに生まれ変わり、「DBJ Green Building認証 2014 five stars」を受けました。また、旧ビルに設けられていた屋上庭園の植栽や歴史的風格が漂うオブジェなど、長い間、施設の利用者に親しまれてきた独自の意匠や取り組みを、新ビルにおいても継承することで、地域社会への貢献も期待されています。



新ダイビル

投融資事例 石屋製菓株式会社

石屋製菓株式会社(本社：北海道札幌市)は、昭和22年に創業し、「しあわせをつくるお菓子」という経営理念のもと、「白い恋人」など北海道を代表するお菓子を製造・販売している会社です。

石屋製菓は、お客様に商品等をより身近に感じてもらえるよう、同社が札幌観光の中心地に保有する「札幌大通西4ビル」に、「ISHIYA SHOP」「ISHIYA CAFÉ」「Candy Labo(キャンディ・ラボ)」の3店舗を、平成25年6月にオープンしました。これによって、観光客のみならず、地元札幌のお客様にも

好評を博しており、地域活性化にも貢献しています。

DBJは、この「札幌大通西4ビル」に対して、共用部におけるLED照明の採用や節水型トイレの設置をはじめ、省エネ性能の高い設備の導入を通じて、環境配慮を図っている点、ビルの外壁に北海道の動植物をモチーフとした彫刻・ステンドグラスを施し、地域文化への配慮を行っている点などを高く評価し、「極めて優れた『環境・社会への配慮』がなされたビル」として、「DBJ Green Building認証」を付与しています。



札幌大通西4ビル

DBJ Green Building 認証制度

持続可能な社会の実現に向けて、環境や防災に配慮した都市の開発・再生が求められています。近年、不動産を取り巻くステークホルダーに対し、「経済性」だけでなく、「環境・社会への配慮」を併せ持つ不動産を供給する事業者の先進的な取り組みが進みつつあります。

投融資事例 積水ハウス・リート投資法人／積水ハウス・SI レジデンシャル投資法人

「DBJ Green Building 認証」は、不動産オーナーの「環境・社会への配慮」にかかる先進的な取り組みを評価する「顧客支援サービス」として、平成23年3月より運用を開始しました。平成27年1月には、共同住宅向け認証として〈レジデンス版〉を新設し、既存の〈オフィスビル版〉〈ロジスティクス版〉〈商業施設版〉とあわせて、4つの代表的なアセットタイプにかかる認証

が可能となりました。

これにともない、積水ハウス・リート投資法人（本社：東京都港区）については、保有するオフィスビル（「ガーデンシティ品川御殿山」「本町南ガーデンシティ」「本町ガーデンシティ」）に対する認証を付与することで、新規上場時のファイナンス提供に絡めたIR支援を実施しました。また、積水ハウス・SI

レジデンシャル投資法人（本社：東京都港区）については、保有する共同住宅（「プライムメゾン品川」「プライムメゾン御殿山イースト」）において、積極的に省エネ・創エネを推進している点などを高く評価し、〈レジデンス版〉初の案件として認証を付与することで、アセットタイプ垣根を越えて、積水ハウスグループ全体の取り組みをサポートしました。



ガーデンシティ品川御殿山



プライムメゾン品川

PPP/PFI

PPPは公民が連携して公共サービスの提供等を実施する際のさまざまな手法の総称で、国や地方自治体が担ってきた公共施設の整備等について、民間資金やノウハウを活用して、施設の整備や維持管理運営等を行うPFI等が代表的手法として挙げられます。PPP、特にPFIは国や地方自治体の財政状態が厳しいなかで、老朽化した公共インフラの更新等において活用が期待される分野のひとつです。

投融资等事例 PPP/PFIの活用拡大へ向けた各種取り組み

DBJは、平成25年6月に、本店地域企画部および各支店・事務所に「PPP/PFI推進センター」を開設し、PPP/PFIの活用拡大に向けて、川上段階からの幅広い取り組みを実施しています。

その例として、地域金融機関や内閣府、株式会社民間資金等活用事業推進機構などとの協働により、「PPP/PFI推進セミナー」を平成26年度末までに各地で計30回開催し、財政制約・人口減少下における公共インフラの再構築等へ向けた情報を発信しています。また、平成26年10月からは、主に地方公共団体の職員を対象に、DBJ本支店のテレビ会議システム等を活用して、全国の

各拠点で受講可能な「PPP/PFI大学校」を開講し、延べ300名を超える皆様に受講いただいています。

今後もDBJでは、政府・民間資金等活用事業推進機構・地方公共団体・企業・地域金融機関等との

適切な連携のもと、PPP/PFIに係る各種調査・情報発信・提言をはじめ、多様なPPP/PFI事業の発掘・形成支援、リスクマネー供給など、PPP/PFIの活用拡大を通じた地域創生へ積極的に取り組んでいきます。



PPP/PFI大学校開催風景

投融资等事例 株式会社民間資金等活用事業推進機構への出資

DBJは、株式会社民間資金等活用事業推進機構（本社：東京都千代田区、以下「PFI推進機構」）の設立に際し、発起人として出資を実施しています。

PFI推進機構の設立は、改正PFI法（平成25年6月成立）に基づくも

ので、「日本再興戦略」（同年6月閣議決定）の重要施策のひとつに挙げられています。現在、PFI推進機構では、コンセッション方式等のPFI事業に対する出融資や、地方公共団体等に対する専門家の派遣・助言等を通じてインフラ投資市場を育成するこ

とで、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図っています。

地域に応じた活性化

地域活性化

人口や企業立地等の都市への集中が進み、近年、大都市圏と地方圏との経済的格差が拡大しています。さらに、地方圏のなかでも、拠点都市とそうでない地域との格差が拡大するなど、地域間格差は重層的で複雑な様相を呈しています。

今後も地域経済が持続的に存立するためには、広く国内他地域や海外市場を視野に入れた展開を図ることが重要だと考えられます。

投融资事例 函館山ロープウェイ株式会社

函館山ロープウェイ株式会社（本社：北海道函館市）は、ロープウェイ事業を主に営んでおり、『ミシュラン・グリーンガイド・ジャポン（改訂第2版）』に三つ星で評価されるなど美しい夜景で抜群の知名度を誇る函館山で、函館の観光産業における中心的な役割を果たしています。

函館山ロープウェイは、平成27年度末に予定されている北海道新幹線の開業（新青森～新函館北斗間）にあわせて、利便性や観光地としての

魅力の向上を企図し、夕方のピーク時の混雑対応やバリアフリー化を目的として大規模な施設改修計画を進めています。

DBJは、函館地域の観光産業において、極めて重要なプロジェクトとなる同計画を資金面からサポートすべく、メザニンファイナンスによるリスクマネー供給を通じて函館山ロープウェイの財務基盤強化を図るとともに、地域金融機関等の参加によるシンジケート・ローンを組成しました。

同社のロープウェイの乗降客に対する利便性向上により、函館地域および道内観光の基盤強化に資するものであると評価し、DBJは「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



125人乗りの大型 Gondola

投融资事例 ^{むすぶ}せとうち結投資事業有限責任組合

DBJは、高齢化が進展するなか、地域企業の円滑な事業承継を支援するため、株式会社広島銀行（本社：広島県広島市）をはじめとする地域金融機関3行と共同して、「せとうち結投資事業有限責任組合」（以下「せとうち事業承継ファンド『結』」）を組成しました。

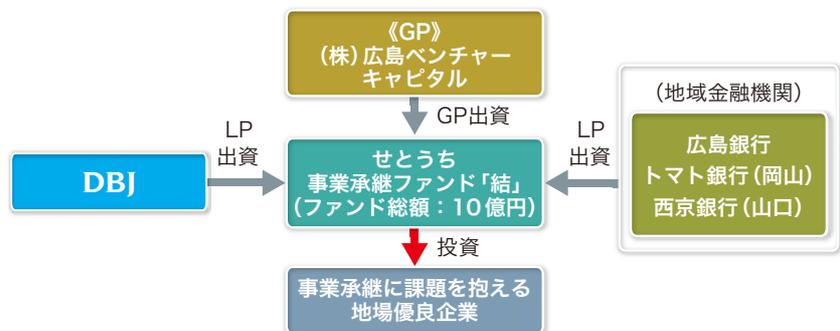
せとうち事業承継ファンド「結」は、ファンドの参加金融機関における取引先のうち、資本面で事業承継関連のニーズを有している企業の株式を一定期間安定的に保有し、その後、次世代の経営者や当該企業等に還

元していくことで、地域内における事業や雇用の維持を図り、ひいては地域経済の活性化に貢献することを目的としています。

DBJは、広島銀行をはじめとした地

域の金融機関が進める機動的な事業承継支援の取り組みに賛同し、資金面の協力のみならず、DBJの中立性という特色を活かしながら、ファンド運営に関するアドバイスを行っていきます。

●「結」ファンドスキーム図



地域活性化

投融資事例 ツインバード工業株式会社

ツインバード工業株式会社(本社：新潟県燕市)は、昭和26年に創業し、今年で創業64周年を迎える家電製造販売メーカーです。

金属表面処理業として創業し、主にギフト市場や家電量販店市場で発展してきたツインバード工業は、経営理念である「感動と快適さを提供する商品の開発」を実現すべく、「モノづくりの街」燕市において、開発型企業として成長してきました。

現在は、調理家電、LED照明機器、クリーナー、生活家電、理美容健康機器、防水AV機器、業務用冷蔵庫など、さまざまな商品を製造販売しています。

ツインバード工業は、外部環境に影響を受けやすい家電業界において、顧客ニーズを細やかに把握し、製品開発・生産をしています。また、海外事業を強化することで、さらなる拡大を図っています。DBJは、ツインバー

ド工業のこうした取り組みが、地域産業の活性化に資することから、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



本社外観

投融資事例 大京株式会社

大京株式会社(本社：石川県小松市)は、昭和51年の創立以来、塗装で培った技術を基盤とし、新たな技術領域・市場への進出を続けており、現在では、世界的建設機械メーカーのひとつであるコマツに、キャビンや運転席ユニットを供給する主力サプライヤーとなるなど、その存在感を発揮しています。大京では、新製品への対応や生産効率向上のため、国内4工場を集約した新工場の建設

を予定しています。この取り組みが、建設機械製造業など、石川県における基幹産業のさらなる競争力強化の推進につながるものとして、同県の地域再生計画「産業革新戦略」に基づき、「地域再生支援利子補給金制度^{*}」が適用されています。

DBJは、石川県で集積が進む建設機械製造業の発展につながる大京の取り組みを評価し、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。

^{*}「地域再生支援利子補給金制度」とは、国が認定した各地域独自の地域再生計画に沿って実施される事業を対象とする国の支援制度。



新工場

投融資事例 遠州鉄道株式会社

遠州鉄道株式会社(本社：静岡県浜松市)は、静岡県浜松市を拠点とする鉄道・バス事業者であり、遠州鉄道を中核とする遠鉄グループは、静岡県西部地域を中心に、運輸、商品販売、レジャーサービス、不動産等の事業を展開しています。

DBJは、①「浜名湖パルパル」等の観光施設や周辺宿泊施設、ならびに浜松市を拠点とする公共交通機関において、Wi-Fi(無料公衆無線

LAN) サービス「HAMAMATSU_FREE_Wi-fi」の提供開始に加え、中部国際空港直行バスのターミナル等の案内板を5言語表記にすることで、訪日外国人観光客の利便性向上に取り組んでいる点、②遠鉄百貨店内に免税カウンターや自動外貨両替機を新設し、さらに館内全フロアにWi-Fiサービスを提供することで、浜松市内へのインバウンド(外国人観光客)需要の創出を図り、駅前・中

心市街地への観光客誘致に貢献している点を評価し、遠州鉄道の取り組みに対し、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



遠鉄百貨店内の免税カウンター

地域活性化

投融資事例 株式会社関西スーパーマーケット

株式会社関西スーパーマーケット（本社：兵庫県伊丹市）は、兵庫県、大阪府、奈良県において、65店舗（平成27年4月末時点）のスーパーマーケットチェーンを展開しています。特に生鮮食品に定評があり、地域のお客様から高い支持を得ています。

DBJは、関西スーパーマーケットに対し、「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①過重労働対策として、「長時間労働再発防止マニュアル」に基づく関係部

署の役割分担の明確化と店舗各部門への残業時間実績の通知による注意喚起を実施していることに加え、7連休・5連休・3連休の導入など休暇取得を促進している点、②「心の健康づくり計画」に基づき、メンタルヘルス対策として、中長期目標を設定するとともに、具体策として新入社員および社員に対するセルフケア研修の実施やメンタルヘルスの専門性を有する外部窓口の設置などに取り組んでいる点、③地域住民の健康増進への貢献活動として、「見て、触って、

楽しく！」食育体験ツアーや講習会等を開催し、豊かな食生活への情報提供を積極的に実施している点、などを高く評価しました。



久代店（兵庫県川西市）

投融資事例 株式会社中川水力

株式会社中川水力（本社：福島県福島市）は、小水力発電機器の設計、製造、販売およびメンテナンスを営んでおり、小水力発電機器における全国有数のノウハウと技術力を有しています。一方、小水力発電は、設備利用率が高く経済的であること、一般河川や農業用水などの落差と流量を利用して発電するため、年

間を通じて安定的、かつ環境配慮型の発電方法であるといった特徴があります。

DBJは、中川水力による猪苗代小水力発電所の建設・運営が、東北地域における再生可能エネルギーの普及に資するものと評価して、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。



猪苗代小水力発電所

投融資事例 あなぶき 穴吹興産株式会社

穴吹興産株式会社（本社：香川県高松市）は、昭和39年の創業以来、「住まい創りや不動産価値創造事業を通じて地域社会の文化と歴史の創造に貢献します」を経営理念として、四国、中国、近畿および九州地域を中心に「アルファ」ブランドの分譲マンション開発を行うほか、高齢者向け住宅等の運営・管理など、不動産事業を中心として地域に密着した幅広い事業展開を行っています。

穴吹興産は、南海トラフ巨大地

震を見据えて平成24年にBCP（事業継続計画）を策定し、本社ビルや管理施設の耐震化工事等の防災対策を進めているほか、分譲マンションについても、敷地内における防災倉庫の設置など、防災対応型マンションの開発を進めています。

DBJは、穴吹興産のこうした取り組みが南海トラフ巨大地震を見据えた防災対策・事業継続対策に資するものであると評価し、「地域元気プログラム」を通じて、穴吹興産の発行する私募債を取得しました。



アルファパークナード高松ザ・タワー

地域活性化

投融資事例 NCB九州活性化投資事業有限責任組合

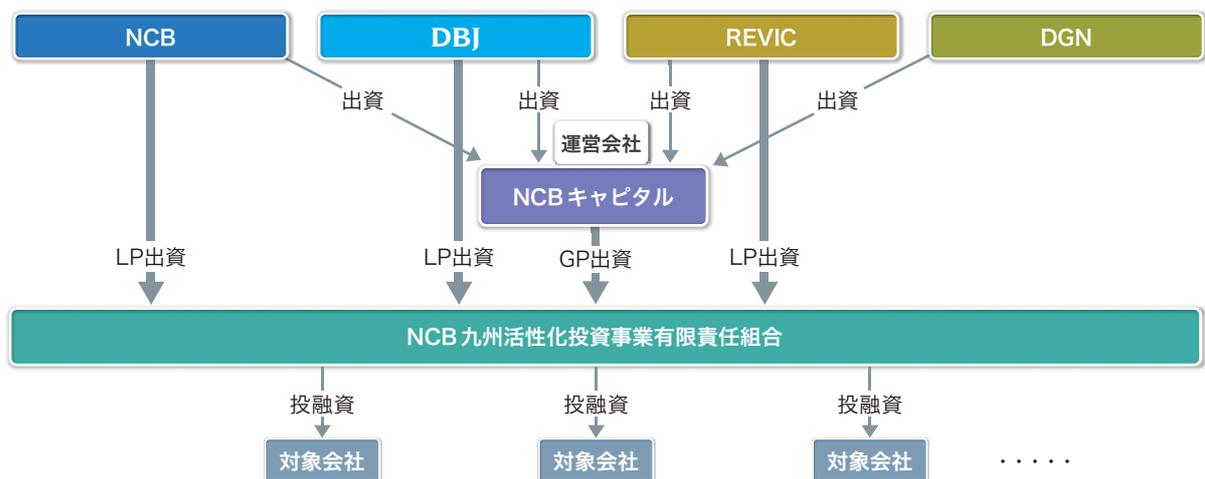
九州地域の地場企業の多くは、人口減少や高齢化にともなう市場の縮小に加えて、大企業の地方進出による競争激化や事業の後継者不足等の課題に直面しています。今後は、事業再構築・企業再編・事業の円滑な承継等の抜本的な対策を行うための財務基盤の強化および資本政策の再構成が必要です。こうした状況のなか、DBJは、九州地域にお

る企業の多様な成長資金ニーズに対応するため、株式会社西日本シティ銀行（以下「NCB」）、株式会社地域経済活性化支援機構（同「REVIC」）、株式会社ドーガン（同「DGN」）と共同で、「NCBキャピタル株式会社」を設立しました。NCBキャピタルが運営を行う「NCB九州活性化投資事業有限責任組合」の組成を通して、優先株式や劣後ローンなど多様な金

融サービスを組み合わせ、段階的かつ複合的に成長資金の供給を実施していきます。

DBJは、NCB、REVIC、DGNとともに、お互いのノウハウやネットワークを活用しながら、このファンドを通じて、地場企業の成長に向けた取り組みなどを幅広く支援していきます。

●NCB九州活性化投資事業有限責任組合スキーム図



投融資事例 あずまちょう 東町漁業協同組合

東町漁業協同組合（本所：鹿児島県出水郡）は、昭和43年にブリの養殖漁業を開始し、単一の漁協としては養殖ブリの生産量日本一を誇っています。養殖魚業界初のHACCP※認証取得（加工施設）をはじめ、オリジナル飼料の導入による生産コストの低減、漁協主導の管理型養殖などによる品質の均一化、稚魚から出荷までの一貫生産、トレーサビリティ・システムの確立など徹底した品質管理等の取り組みを通じて、安

心・安全で高品質のブランド「ぶりおう鯺王」（養殖ブリ）を国内のみならず、海外にも安定供給できる仕組みを整えています。

DBJは、東町漁業協同組合の先進的な経営戦略・生産体制を業界における模範的な取り組みとして評価し、「地域元気プログラム」を通じて融資を実施しました。

原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法（厚生労働省HPより引用）。



養殖場

※HACCP：「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略。食品の

セーフティネットの強化

復興対応

地震、津波、原発事故が重なり未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、世界的にも類を見ない複合型の大規模災害であり、わが国経済に深刻な影響を与えました。その復旧・復興には、時間軸ごとのステップを刻んだ対応、地域や被害類型に応じたきめ細やかな対応に留意する必要があります。

投融资事例 東日本大震災復興・成長支援ファンド

DBJは、東日本大震災以降、株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行と共同でそれぞれ組成した東日本大震災復興ファンドを通じて、リスクマネーを供給し、被災企業の復旧・復興を支援してきました。平成26年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓

や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉へと移行しつつあるなか、これに対応すべく、DBJは、上記の3地方銀行および株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携し、復興・成長支援ファンドを新たに設立しました。新ファンドの総額は、当初3ファンド合計で150億円としていますが、投融

資の進捗に応じて、最大300億円までの規模拡大も視野に入れています。

新ファンドは、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業（他地域からの進出企業や新設企業も含む）に対して、劣後ローンや優先株等を活用しリスクマネーを提供することで、全国のモデルとなる先進的な取り組みを促進し、地域の成長と活性化を支援します。

● 新ファンドの概要

名称	いわて復興・成長支援投資事業有限責任組合	みやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合	ふくしま復興・成長支援ファンド投資事業有限責任組合
設立	平成26年12月8日		
ファンド規模	各ファンド50億円(ただし、組合員の同意のもとに各ファンド100億円まで増額可能。)		
無限責任組合員(GP)	(株)東北復興パートナーズ		
有限責任組合員(LP)	DBJ、岩手銀行、REVIC	DBJ、七十七銀行、REVIC	DBJ、東邦銀行、REVIC
期間	投資期間5年、存続期間7年4カ月 (ただし、必要があれば、投資期間で2年以内、存続期間で1年以内の延長を行うこともあります。)		

投融资事例 昭和シェル石油株式会社

昭和シェル石油株式会社(本社：東京都港区)は、国内大手石油元売り会社として石油事業における強固な基盤を築きつつ、来る低炭素社会に対応したエネルギービジネスとして、次世代型CIS薄膜太陽電池事業を100%子会社であるソーラーフロンティア株式会社により積極的に展開しています。

DBJは、昭和シェル石油に対し、宮城県黒川郡大衡村で平成27年4月に稼働を開始したソーラーフロンティアの第4工場となる東北工場建設

が、「大衡村復興推進計画」の目標である、立地企業の競争力強化を促進し、大衡村および沿岸部を含む地域における雇用機会の創出など同村の地域経済の活力の再生にも寄与するものと評価し、東北の地銀3行とともに「復興特区支援利子補給金制度*」に基づくシンジケート・ローンを組成しました。

*復興特区支援利子補給金制度：東日本大震災の被災地の復興に向けて、地方公共団体が作成し国の認定を受けた復興

推進計画の推進の中核となる事業に必要な融資に対して、国が利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する制度。



東北工場

復興対応

投融資事例 庄司建設工業株式会社

庄司建設工業株式会社（本社：福島県南相馬市）は、港湾・道路・農地の土木工事や、住宅・工場・医療施設等の建築工事などに幅広く事業を展開する総合建設業者です。東日本大震災により莫大な被害を受けたものの、地域インフラの中核を担う企業として、復旧・復興工事に取り組んできました。

庄司建設工業は、平成26年5月に庄司岳洋社長（現任）が経営を承

継。新たに設立した株式会社庄司ホールディングスを通じたMBOにより資本（株式）の承継を行い、今後のさらなる成長を目指して事業を展開することとしました。

DBJ、株式会社七十七銀行および株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が共同で出資するみやぎ復興・地域活性化支援投資事業有限責任組合は、第1号案件

として、MBOによる事業承継を支援するため、庄司ホールディングスに対して融資を実施しました。



岸壁工事

投融資事例 岩機ダイカスト工業株式会社

岩機ダイカスト工業株式会社（本社：宮城県亘理郡）は、昭和44年に設立し、自動車部品を中心に電気製品や医療機器など幅広い分野の部品を取り扱う総合ダイカスト^{※1}メーカーです。金型の設計から部品の加工までを自社で行う高い技術を背景に、順次取引先数を増やし、現在では、大手自動車メーカーやTier1メーカーを含む200社近くの企業と取引関係を有しています。

岩機ダイカスト工業は、自動車部品に次ぐ柱である医療機器部品向け

を中心としたMIM（Metal Injection Molding：金属粉末射出成形法による精密部品）の製造工場を宮城県亘理郡山元町に新設し、販路拡大、地元における雇用創出の拡大、地域経済の活性化を企図しています。

DBJは、本事業を地域産業の高度化または活性化に寄与し、かつ、雇用機会の創出に資するものとして、岩機ダイカスト工業に対し、「復興特区支援利子補給金制度^{※2}」および「地域元気プログラム」に基づく融資を実施しました。

^{※1}ダイカスト：溶融金属を精密な金型に圧入することにより、高精度で鑄肌の優れた鑄物をハイサイクルで大量に生産する鑄造方式の一種。

^{※2}P. 87参照。



本社工場

投融資事例 株式会社マイヤ

株式会社マイヤ（本社：岩手県大船渡市）は、岩手県沿岸南部を中心に15店舗を展開しているスーパーマーケットです。東日本大震災による津波で6店舗が全壊したものの、仮設店舗の早期立ち上げによって被災地のライフライン確保の役割を担うなど、地元のお客様からは高い支持を得ています。

DBJは、津波による壊滅的な被害を受けた陸前高田市において、仮設店舗から本設店舗への建て替えとなる「竹駒店」を新設するマイヤに対し、「復興特区支援利子補給金制度[※]」

「DBJ BCM 格付」および「地域元気プログラム」に基づく融資を実施しました。

格付評価においては、①お客様の生命の安全確保のために、従業員による安全誘導、津波避難訓練を継続的に実施している点、②有事における物流機能の維持や調達確保のために、取引先とのBCP（事業継続計画）に関する情報共有や有事協定の契約締結を行い、災害に強いサプライチェーンの構築に向けた取り組みを能動的に行っている点、③被災地域における食のライフライン確保と

復興に寄与すべく、経営者のリーダーシップのもと、仮設店舗および店舗の建て替え等における早期の営業再開や新規店舗の出店を実現している点、などを高く評価しました。

[※]P. 87参照。



竹駒店（岩手県陸前高田市）

DBJ BCM 格付融資

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、岩手・宮城内陸地震、また、東日本大震災といった大災害は、莫大な経済被害をもたらし、長期にわたり事業停止を余儀なくされ、業務の継続に支障をきたす企業も少なくありません。人や物の被害対策だけでなく、災害時の事業中断による利益の減少、顧客の流出を防ぐ事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、企業の事業継続という観点から経営基盤を強固なものにすることが、重大な経営課題となっています。

投融资事例 三菱UFJリース株式会社

DBJと三菱UFJリース株式会社（本社：東京都千代田区）は、三菱UFJリースが運用を開始する企業の防災対策および事業継続管理を支援する商品・サービス「BCM(防災)サポートプログラム」(以下「新商品」)に関して、業務協力協定を締結しました。

近年、自然災害をはじめとする企業の事業継続を脅かすリスクが多様化・複雑化するなかで、これらに適切に対応すべく各企業は、防災対策

の実施、BCP(事業継続計画)の策定、BCM(事業継続マネジメント)の確立に取り組んでいます。こうした状況のもと、DBJと三菱UFJリースは、わが国企業全体の防災およびBCMの高度化の進展に対し、金融面から一層寄与すべく、新商品の開発に取り組んできました。

今回の協定締結により、DBJは「DBJ BCM 格付」を通じて蓄積した防災および事業継続の評価に関するノウハウの一部を三菱UFJリースに

提供し、同社はDBJの協力を得て開発した新商品の運用を行います(なお、新商品は、DBJが提供する「DBJ BCM 格付」融資とは異なる商品となります)。

DBJと、平成25年に「DBJ BCM 格付」を取得した三菱UFJリースが双方の顧客基盤を活かし相互補完することで、わが国企業における防災およびBCMの高度化を一層進めていくことが可能となります。

投融资事例 株式会社^{しらけん}白謙蒲鉾店

株式会社白謙蒲鉾店（本社：宮城県石巻市）は、笹かまぼこを中心にかまぼこ製品の製造・販売を行う水産加工メーカーです。素材の品質に徹底してこだわった白謙蒲鉾店の製品は、県内外で根強い人気があり、高い評価を得ています。東日本大震災による津波で全工場が被災し、一時は休業を余儀なくされましたが、翌月には製造を再開するなど、高い事業継続力を有しています。

DBJは、白謙蒲鉾店に対し、「DBJ BCM 格付」および「地域元気プログラム」に基づく融資を実施しました。格付評価においては、①経営陣のリーダーシップのもと、全社一丸となった人命の安全確保における対策を講

じており、訓練などを通じた実効性のある防災対策を進めている点、②組織的かつ継続的にBCM(事業継続マネジメント)の取り組みを進めるべく、ISO22301認証を活用するなど、リスクベースの統合的な経営マネジメントシステムの構築に向けた

取り組みを進めている点、③サプライチェーンの上流・下流の事業者との間で、リスク情報を定期的に共有したうえで、調達先の分散化や戦略在庫の確保のリスク低減措置を講じている点、などを高く評価しました。



かまぼこ製品

DBJは、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題ととらえ、環境に配慮した経済社会の形成に貢献する取り組みを進めています。

平成13年6月には、日本の銀行として初めてUNEP（国連環境計画）の金融機関声明に署名し、UNEPと金融機関の自主的協定に基づく団体UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）に加盟しました。さらに、

平成14年11月にISO14001の認証を取得、平成23年11月には「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」に署名するなど、環境保全と持続可能な社会の実現に関する取り組みを組織的に推進してきました。

DBJでは、平成20年10月に定めた「環境基本方針」に則り、支店・事務所の所在する地域においても取り組みを推進しています。

環境基本方針

制定 平成20年10月1日決定 同年10月1日実施

(目的)

第1条 当行は、社会・環境・経済というトリプルボトムラインの調和の実現を通じた「より豊かで持続可能な社会の実現」を目指すべく、環境問題の解決を人類共通の重要課題と認識し、環境に配慮した経済社会の形成に貢献することを目的として、当方針を定める。

(投融资業務を通じた環境対策の推進)

第2条 当行は、投融资業務を通じ、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートすることで、お客様の環境対策に貢献することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献する。

2. 投融资業務にともない発生する環境面でのリスク評価を通じ、お客様の環境対策に貢献する。

(環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進)

第3条 当行は、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じ、環境意識の向上や環境課題の解決への貢献を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する。

2. 我が国の環境への取り組みの紹介等を通じ、国際協力による環境啓発を推進する。
3. 当行の環境への取り組みに関する情報を発信し、社会とのコミュニケーションを通じて、取り組みの改善に努める。

(オフィスにおける環境配慮活動の推進)

第4条 環境法規制を遵守するとともに、当行業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより環境に配慮したオフィス環境の形成に貢献する。

- (1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進
- (2) 環境配慮物品の調達促進
- (3) 環境汚染の予防

(地域における環境配慮活動の推進)

第5条 当行は、ヒートアイランド対策等地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献する。

環境基本方針の実践

投融资業務を通じた環境対策の推進

DBJは、投融资業務を通じて、地球温暖化防止、循環型社会形成等に資するプロジェクトを支援し、また、お客様の環境配慮経営の推進をサポートし、お客様の環境対策に寄与することを通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 「DBJ環境格付」融資 →P.41、76
- 「DBJ Green Building 認証」制度 →P.43、81

環境コミュニケーションを通じた環境啓発の推進

DBJは、環境問題についての継続的な調査研究・提言等を通じて、環境意識の向上や環境関連の課題への取り組みを支援し、持続可能な社会の実現に貢献します。

- 環境をテーマとしたコミュニケーション →P.68
- 地域活性化に向けたコミュニケーション →P.68
- 国際協力でのコミュニケーション →P.68～69

オフィスにおける環境配慮活動の推進

環境法規制を遵守するとともに、DBJの業務活動から生じる環境負荷の軽減に向けて、以下の活動を推進することにより、環境に配慮したオフィス環境の形成に努めます。

(1) 省資源・省エネルギー、資源のリサイクル活動の推進

省資源・省エネルギーへの取り組み状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コピー・印刷用紙使用量(kg)	85,011	60,139	60,393
廃棄物排出量(kg)	55,688	33,976	33,366
電力使用量(万kWh)	401	405	402
水使用量(m ³)	22,667	10,083	9,633

(注) すべて本店ビルのみ。

(2) 環境配慮物品の調達促進

DBJでは、平成13年4月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(通称「グリーン購入法」)に基づき、環境負荷の低減に効果のある物品やサービスの購入に取り組んできました。民営化(株式会社化)後も継続してグリーン購入を行っています。

代表的品目についてのグリーン調達実施状況

	平成26年度
紙類	100%
文具類	95.8%
オフィス家具類	90.7%
OA機器	98.2%
照明	100%

(注) 印刷用紙、メディアケース、タックラベルなど、市場に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める判断の基準を満たす物品が十分に供されていない、もしくは機能・性能上の必要性から基準を満たさない製品を購入せざるを得ない物品については除く。

(3) 環境汚染の予防

環境法規制を遵守しています。

地域における環境配慮活動の推進

DBJは、ヒートアイランド対策など地域における環境改善に資する取り組みへの協力を通じ、環境に配慮した地域社会の形成に貢献しています。

○本店

打ち水プロジェクト2014

大手町・丸の内・有楽町打ち水プロジェクト実行委員会(大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会/一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会/NPO法人 大丸有エリアマネジメント協会)、環境省、東京都、千代田区の主催する「打ち水プロジェクト2014」に参加しました。DBJは「打ち水プロジェクト2008」から継続して参加しています。



○北陸支店

金沢エコ事業者推進ネットワーク

平成16年度から「金沢エコ事業者推進ネットワーク」に参加し、①廃棄物削減、②省エネ、③グリーン購入の推進に取り組んでいます。

○関西支店

関西エコオフィス宣言

平成20年度から「エコオフィス宣言」に登録し、①夏のエコスタイル、②節電の励行、③グリーン購入の推進、④自動車利用の抑制、⑤ごみの再資源化に取り組んでいます。

○四国支店

森林間伐活動

いの町、高知県と三井物産株式会社が協働で取り組んでいる「いの町・三井協働の森事業」の間伐活動に継続して参加しています。

地球にやさしいオフィス

平成21年度に高松市環境部の「地球にやさしいオフィス」に登録し、平成26年度も引き続き、①紙使用量の抑制、②リサイクル品の利用促進、③従業員へのごみ減量・資源化啓発活動、④節電・節水、⑤冷暖房の適切な温度管理に取り組みました。



○九州支店

天神クリーンデー

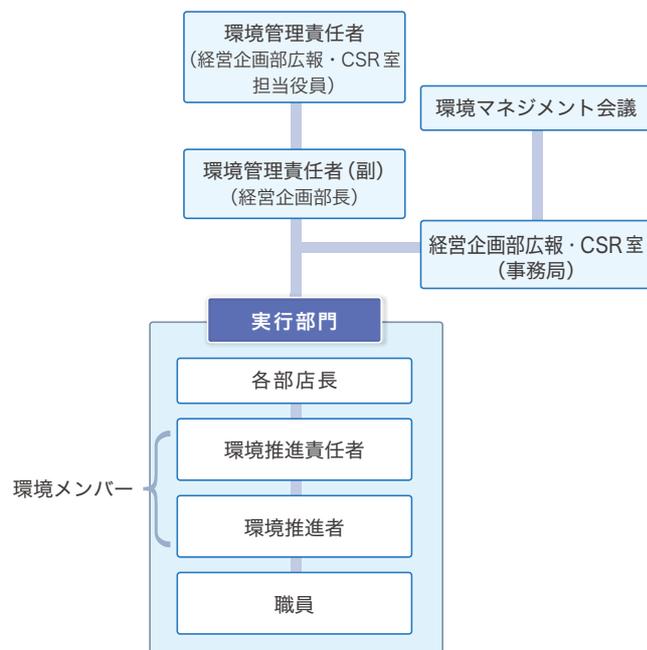
We love天神協議会主催の「天神クリーンデー」に参加し、地域の清掃と花の苗付け運動を行いました。

○その他の支店等

使用済み切手の寄付活動、マイ箸・マイカップ持参などの身近な取り組みを進めています。

環境管理体制

● 環境管理体制



経営企画部広報・CSR室担当役員を環境管理責任者とする体制のもと、役職員全員参加で環境マネジメント活動を行っています。

<環境管理責任者>

環境管理責任者は、経営企画部広報・CSR室担当役員とし、環境教育・研修実施の確認を行うとともに、環境年度目標の承認等を行います。

<環境マネジメント会議>

環境マネジメント会議において、環境年度目標や環境マネジメントレビューの審議を行います。

<経営企画部広報・CSR室>

環境マネジメント活動の運営に関する事務は、経営企画部広報・CSR室が行い、環境年度目標の立案に加え、環境年度目標の達成状況や法規制等の遵守状況の管理等を行います。

<環境推進責任者>

環境マネジメント活動を推進するために、各店舗に環境メンバーとして環境推進責任者および環境推進者を置いています。環境推進責任者は、環境推進者を指名するとともに、環境年度目標の達成状況の管理等を行います。

<職員>

環境マネジメント活動の実施・推進を行います。

近年の環境分野への主な取り組み

平成11年	10月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)の目的に「持続的発展」を明記
平成13年	4月	グリーン調達、環境研修開始
	6月	UNEP(国連環境計画)の「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名(邦銀初)
	10月	UNEP「環の国 金融機関環境会議」を主催
平成14年	3月	UNEPリオ総会にて基調講演
	7月	「環境方針」策定(平成17年4月に一部改訂)
	11月	ISO14001認証取得
平成15年	10月	「社会環境報告書」(第1号)発行
	同月	金融と環境に関する国際会議「UNEP FI 東京会議」を共催
平成16年	4月	「DBJ環境格付」融資開始
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第2号)
	11月	日本カーボンファイナンス(JCF)設立
	12月	日本温暖化ガス削減基金(JGRF)設立
平成17年	1月	UNEP FI「アジア・太平洋地域タスクフォース」の議長に就任
	9月	「サステナブルな社会づくりレポート」発行(社会環境報告書 第3号)
	10月	UNEP FIグローバルラウンドテーブルにて発表
	11月	ISO14001認証取得(更改)
平成18年	5月	「責任投資原則並びに署名機関の公表に関する記者会見」開催
	8月	「CSR Report 2006」発行(社会環境報告書第4号)
平成19年	7月	「CSR・ディスクロージャー誌」発行(ディスクロージャー誌にCSRレポートを統合)
平成20年	10月	株式会社日本政策投資銀行発足にともない、第1回取締役会および経営会議にて「環境基本方針」「環境マネジメント規程」を制定
平成21年	3月	初の環境クラブ型シンジケート・ローン「エコノワ」組成
	4月	「DBJ環境格付」融資がADFIAP Awards環境部門賞を受賞
	9月	地域金融機関に対する環境格付融資体制整備への協力開始
平成22年	1月	IFC(国際金融公社:開発途上国で投融資活動を行う世界銀行グループ最大の国際金融機関)と基本協力協定を締結
	4月	損害保険会社と「環境対策を促進する事業に関する業務協力協定」締結
	12月	「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」(通称「低炭素促進法」)に基づく指定金融機関に選定
平成23年	4月	「DBJ Green Building認証」制度創設
	11月	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に署名
平成25年	10月	「環境・復興支援シンジケート・ローン」が「グリーン購入大賞」で大賞・環境大臣賞を受賞
平成27年	5月	「DBJグリーンボンド」がADFIAP Awards 2015を受賞

事業継続計画(BCP)

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などのさまざまな緊急事態発生時に、重要業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

BCPにおいては、継続すべき重要業務や災害からの復旧計画のほか、緊急時における役職員の初動等を定め、緊急時に必要な対応を分かりやすくまとめています。

1. 役職員の行動原則

大規模災害発生時等の緊急時における役職員の基本的な心構えとして、①生命身体の安全確保、②的確な状況把握、③冷静沈着な行動の3点を定めています。具体的には、まずお客様や役職員の人命・安全を最優

また、重要業務の継続・復旧にかかる方針を定めるにあたっては、地震や火災といった原因事象に応じて個別に対策を検討するのではなく、大規模災害等の場合における本支店の①建物・設備、②役職員、③システムといった重要な経営リソースの被害状況に応じた対策を検討する手法を採っています。

以下では、DBJのBCPについて、その概要をご説明します。

先し、テレビ・ラジオ等の情報に留意するとともに、パニックに陥らず冷静に避難や安否連絡等を行うこととしています。

2. DBJの重要業務

DBJでは、大規模災害発生時等において、①事業継続の基礎・前提となるもの(設備、要員、システム等)、②当行の社会的使命と金融の公共性(投融資実行等)、③金融市場への責任(マーケットでの決済継続)という観点から、継続すべき重要業務として、次の6項目を抽出しています。

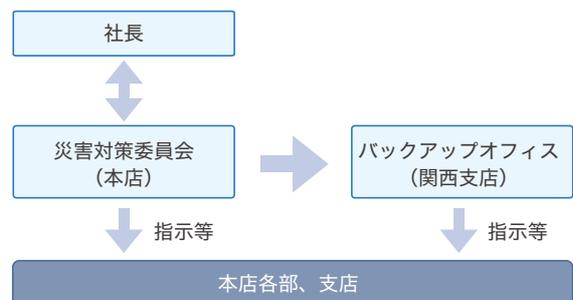
- (1) 役職員・来客等の安否確認・安全確保
- (2) 決済関連業務の間断ない継続
- (3) 災害対策委員会の確実な立ち上げ
- (4) ITシステムの維持・復旧
- (5) お客様の被災状況の確認
- (6) 危機対応業務の迅速な実施

DBJでは、上記の重要業務の継続について最優先に対応する態勢を構築することを主眼にBCPを整備しています。

3. BCPの運用体制

大規模災害発生時等においては、緊急事態に対処するため、原則として本店において、社長の下に経営企画部長を委員長とする災害対策委員会を設置し、本支店に対して重要業務の継続についての指示を行うこととしています。また、本店での業務継続が困難な場合には、関西支店が代行することとしています。

●BCP運用体制の概略



4. 事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。以下では、主な対策についてご紹介します。

(1) システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

(2) 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

(3) 指揮命令系統と権限委任

重要業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

(4) 初動対応および重要業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や重要業務の継続・復旧について、予め業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部が迅速・確実に重要業務に対応できる態勢を確立しています。

5. BCPの実効性維持・向上のための取り組み

DBJでは、BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。

また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直

しについて、定期的に、また必要に応じて随時、経営会議において検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。

人材育成と職場環境づくり

DBJが金融機関としての価値を発揮するうえで重要であると考えた資産は「人」です。そこで、職員一人ひとりを「人財」としてとらえ、その能力開発に力を入れています。DBJは、体系的な人材育成制度の構築と

安心できる職場環境づくりに積極的に取り組むことにより、職員の質の高いパフォーマンスを引き出し、わが国があるべき方向に導く牽引力の源となるよう日々努めています。

人材開発ビジョン

DBJは、時代の要請に応じてその役割を大きく進化・発展させてきました。こうした主体性・創造性は、常に時代をリードすることが求められるDBJにとって極めて重要です。

このためDBJでは、人材開発に関して「ゼネラリストを超えたスペシャリスト」というビジョンを掲げ、金融のプロフェッショナルとしての自律的かつ先駆的な

行動を推進する人材の育成を行っています。刻々と変化する社会のニーズに対応するためには、幅広い経験と奥深い知見、そして全体を俯瞰する能力に加え、プロフェッショナルとしての専門性やスペシャリティを身につけることが必要です。こうした考えのもとで、ジョブローテーション、人事評価および教育・研修などの人材育成制度を構築しています。

「目標マネジメントシステム」の活用

DBJでは、職員が自律的、積極的に業務に取り組み、かつその行動を発展させることができるよう、また、そうした取り組みを適正に評価するため、「目標マネジメントシステム」を導入しています。これは、職員一人ひとりが、上司との面談を通じて目標設定を行い、フィードバックを受けることで、自律的にPDCA (Plan-Do-

Check-Act) サイクルを回す仕組みで、その充実力を加えています。特に目標設定については、中長期的な視点で行内外の価値向上に取り組むことをより重視しており、業務実績の賞与等への反映と併せ、職員のモチベーションアップを図っています。

安心できる職場環境づくり・女性活躍の推進

DBJでは、安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組んでいます。

職員が働きやすい環境を整えるため、セクシャルハラスメントおよびパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置して対応しています。また、心身の健康サポートに関しては、定期健康診断に加え、研修を通じてのケアや職員だけでなく家族も利用可能な外部専門事業者によるカウンセリング窓口の設置など、メンタル面でのサポート体制も整えています。

そして、意欲のある職員が長く仕事を続けられるよう、育児・介護等に係る就業・休暇制度の充実(フレックスタイム制の導入や育児参加休暇制度の新設)を図るとともに、退職者の再雇用制度や定年後の継続雇用制度等を率先して導入しています。

DBJは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(期間：平成17年4月1日～平成22年3月31日)の達成が認められ、平成22年10月18日に

東京労働局より子育てサポート企業としての認定を受けました。具体的には、①配偶者の出産のための特別休暇や育児休業の取得促進、②子育て時間確保のための措置、③年次有給休暇の取得促進策を講じたことなどが、認定の根拠となっています。

また、DBJでは、女性の活躍推進を図るため、女性管理職者を平成30年度末までに平成26年度期初比で50%程度増加させる方針です。



次世代認定マーク(通称：くるみんマーク)とは、少子化対策の一環として、子育て支援などへ積極的に取り組む企業が取得できる認定証のことです。

充実した人材育成制度

金融のプロフェッショナルとして活躍する職員を支えるのは、充実した教育・研修制度です。DBJでは、階層等に応じた必須研修と、職員のスキルやニーズに応じて選択できる自己啓発研修や金融イノベーションに対応した各種選択研修を組み合わせることで、職員一人ひとりが計画的に自己のキャリアを描くことが可能となっています。

若手職員向けには、高度な金融業務を担う前提となる基礎的な知識の習得・理解の深化を図るべく、「DBJ金融アカデミー」を開講し、「コーポレート・ファイナンス」「金融商品取引法」「M&A」等の講座の充実に注力しています。

また、年齢にかかわらず責任ある仕事を担う実践的

なOJTに加え、複数の部署を経験した後、スキルやキャリアに応じて高い専門能力を育成できるよう配属を行う戦略的ジョブローテーションを実施しています。こうした諸制度により、中長期的なビジョンを持って多様な実務経験を積みつつ、高い専門性のある能力を早期かつ着実に開発できる環境を整備しています。

さらに、グローバル化が進むなか、国内外を問わず活躍できる職員の育成を図るため、海外の大学院への留学制度を充実させるとともに、国際機関をはじめ内外の研究機関・企業、諸官庁など多様な外部機関に積極的に職員を派遣して、各人の能力開発とネットワーク拡充の支援をしています。

●DBJの人材育成制度

	階層別研修	業務関連研修				業務関連(自己啓発)	外部派遣等	
↑ 職位	ライフプラン研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資・資産管理研修 ・ 債権管理研修 ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融関連法務研修 ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準関連研修 ・ 税務基礎研修 ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通スキル分野 ・ 問題解決、コミュニケーション ・ ロジカルシンキング ・ 英会話 ・ ビジネスマナー ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通信教育講座、時間外通学講座、公的資格取得 ・ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講習講演会 ・ 等 ・ 国内外留学、トレーニング ・ 等 	
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修							<ul style="list-style-type: none"> ・ トップマネジメント研修 ・ マネジメント研修
	入行2次研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導役研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ DBJ金融アカデミー(基本講座I) ・ コーポレート・ファイナンス ・ 金融商品取引法 ・ M&A ・ 等 					
	新人導入研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 格付・資産査定研修 ・ 投資関連システム研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約証書作成研修 ・ 法律基礎研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務分析研修 ・ 簿記・会計知識研修 ・ 企業分析研修 ・ 個別企業分析ケーススタディ研修 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎ファイナンス研修 ・ 金利基礎研修 ・ テリパティブ基礎研修
	自律的キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行内手続き・基本実務の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融法務の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務会計知識の習得 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融スキルの習得など戦略・重点分野
	計画的・継続的な人材開発	業務上必要な知識・スキルの習得			戦略・重点分野への対応	業務上必要な知識・スキルの習得		

より高いモラルを求めて

半世紀にわたり総合政策金融機関として日本経済を牽引し、今後は、今まで培った長期的視点、中立性、パブリックマインド、信頼性を大切にす民間金融機関へと変貌するDBJにおいて、職員一人ひとりにはより一層高いモラルが求められます。

DBJでは、以前から、人権問題に関する理解を深める

ための「人権研修」、法令等遵守を徹底させる「コンプライアンス研修」、不正アクセスや情報漏洩等のリスクに対応するための「情報セキュリティ研修」などの受講を職員各人に義務づけ、モラルの向上に努めています。今後もこうした取り組みに一層注力していきます。

DBJ金融アカデミー

平成20年5月より、ビジネスモデル実現の中核となる高度な企業向け金融業務を担う人材を中長期的な観点から組織的に育成するために、若手の職員を受講対象者として、「DBJ金融アカデミー」を概ね週2～3回のペースで開催しています。平成26年度には、「現代ファイナンス入門」をはじめ、「コーポレート・ファイナンス」「金融商品取引法」「IFRS会計 基礎と実践」など合計22の講座が開催されました。

本アカデミーを通じて、職員一人ひとりの金融力の

レベルアップを図り、企業金融における基本的考え方や企業価値評価の手法等の実務に応用可能な基礎知識のほか、金融の理論的・学術的側面からの幅広い基礎的素養等の習得を目指しています。また、地域金融機関、自治体、取引先などから外部受講者も受け入れており、受講を通じて相互交流とネットワーク構築の機会として活用されることも期待されます。



■DBJ金融アカデミー カリキュラム

平成26年度 (平成26年5月～平成27年2月)

【基本講座Ⅰ】

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

【基本講座Ⅱ】

- 倒産・事業再生実務
- IFRS会計 基礎と実践
- 金融システム論
- 国際金融
- 金融政策
- 金融力フォローアップ演習

【選択講座】

- リアル・オプション
- 不動産ファイナンス
- インベストメント
- マクロ経済学と現代日本経済
- 行動ファイナンス
- リスク・マネジメント

【特別講座】

- 統合報告入門
- セキュリティイゼーション～日米証券化市場の比較
- ヘッジファンド産業と金融規制
- 地域金融機関向け特別セミナー

平成27年度 (平成27年5月～平成28年2月 予定)

【基本講座Ⅰ】

- 現代ファイナンス入門
- 金融商品取引法
- ビジネス統計学
- コーポレート・ファイナンス基礎
- M&A
- コーポレート・ファイナンス演習

【基本講座Ⅱ】

- 倒産・事業再生実務
- IFRS会計 基礎と実践
- 金融システム論
- 金融政策
- 金融力フォローアップ演習
- 国際金融

【選択講座】

- 行動ファイナンス
- 不動産ファイナンス
- マクロ経済学と現代日本経済
- リアル・オプション
- 統合報告入門
- インベストメント
- リスク・マネジメント
- わが国財政の課題と展望

【特別講座】

- セキュリティイゼーション
- ヘッジファンド産業と金融規制
- ファミリービジネス
- 地域金融機関向け特別セミナー



DBJの役職員は、「長期性」「中立性」「パブリック
マインド」「信頼性」という4つのDNAを承継
し、挑戦を続けています。DBJがこれまで蓄積してきた知的
資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまらず、時代
の要請に応える基盤（金融プラットフォーム）を整備し、企
業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考
えています。

知的資産経営 100

時代の要請に応える基盤
「金融プラットフォーム」 104

企業価値と知的資産経営

知的資産とは

企業が持続的に利潤・利益を確保するためには、自社の強みを維持・強化し、提供する商品やサービスの個性を伸ばして他社との差別化を図り、それを自社の重要な経営資源・競争軸として認識し、「差別化の状況を継続」することが必要です。差別化を可能にするものは具体的には技術、ノウハウ、人材、ビジネスモデルなどであり、目に見えないものではあるものの企業独自の強みとして評価し得るものです。これらは企業価値の源泉として有しているものであり、将来的に企業の経済的利益として実現されることが期待されるもので、有形ではなく無形であり、何らかの形で知的な活動が介在して生まれてくるという意味で「知的資産」と総称できるものです。

企業価値向上に不可欠な知的資産経営

知的資産は、目に見えない資産（無形資産）であり、またこれに関する情報は一部を除いて財務諸表に表れない非財務情報ですが、企業価値の源泉であり経営の根幹でもあることから、企業はこれを有効に活用すべく明確に認識し、企業価値の向上に結びつける経営（知的資産経営）を行うことが不可欠であると考えられています。

さらに公開企業にとっては、このような知的資産を積極的に開示することが、市場の適正な評価を得る有効な方法であると見なされるようになっており、非財務情報の開示を促進・義務化する法制度の導入が欧州を中心に世界的に進められています。

DBJにとっての知的資産

DBJは、民営化(株式会社化)前の旧DBJの時代から、お客様そして社会の信頼を得ることが第一ととらえ、官民にわたる幅広いネットワークを築いています。

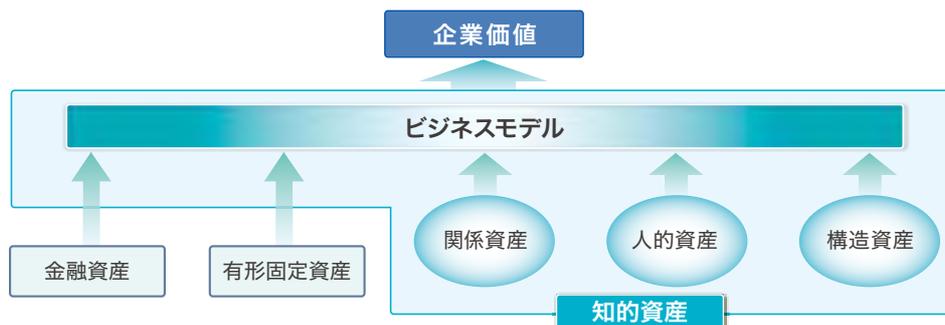
DBJの役職員は、これまでの業務で培われた長期性、中立性、パブリックマインド、信頼性という4つのDNAを承継しており、時代の要請に応え、挑戦を続けてきました。

また各役職員は、企業やプロジェクトを評価する目利き能力を向上させる努力を続けており、時代あるいは地域の課題を意識した高い視点から長期的に審査・評価するノウハウ・能力の蓄積はDBJの強みであるといえます。

このような状況は、DBJの知的資産の集大成といえます。課題解決に向けた新しい金融手法は、金融プラットフォームとして広く利用されており、経済・社会に貢献するとともに、その経験はDBJにとっての新たな財産となり、次の金融手法の開発につながっています。また、こうした財産は、DBJが変化する政策的要請に迅速に対応し、経済・社会に対して持続的に付加価値をもたらすうえで大きな役割を果たしてきました。

DBJが、民営化(株式会社化)後も経済・社会に貢献し続けるためには、知的資産を明確に認識し、活用していくことがますます重要になると考えています。

● 知的資産・ビジネスモデル・企業価値との関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

DBJにおける知的資産の活用状況

知的資産は、ネットワークや顧客基盤(関係資産)、経営陣や従業員(人的資産)、知的財産や業務プロセス(構造資産)の3つに分けて把握・報告するのが、ひとつの考え方となっています。以下では、この分類方法に従って、DBJにおける知的資産の内容と活用状況について紹介します。

関係資産

DBJでは、民営化(株式会社化)前の旧DBJにおいて、投融資制度の企画・立案や実際の運用を行うなかで、政策を担う中央官庁や地方自治体と連携し、問題意識を共有するとともに、政策的に意義のあるプロジェクトを支援してきました。現在では、このネットワークを活かし、環境配慮型融資利子補給金制度をはじめとする国・地方自治体の各種利子補給金制度等を活用した融資や危機対応業務などを行っています。さらに、海外を含む公的あるいは民間の金融機関との協働や、大学教授、弁護士、公認会計士といった各方面のプロフェッショナルとのネットワークを最大限に活用し、「金融プラットフォーム」の創出・発展に努めています。このような産・学・官や各分野のプロフェッショナルとの多面的なネットワークこそが、DBJにとっての関係資産となっています。

人的資産

DBJの特徴である中長期の投融資を適切に遂行するためには、全役職員が長期的な視野を持ち、中立的な立場から金融判断を行う必要があります。また、経済・社会が抱える課題が複雑化し、ビジネススキルが高度化する今日、事業形成や金融ストラクチャーへの関与の巧拙で、その成果が大きく変わってきます。こうしたなかで、企業にとっても経済・社会にとっても最適なソ

リューションをもたらすには、役職員が各々の分野のプロフェッショナルとして課題に対処できる人材となることが求められます。DBJでは、長期的かつ中立的な視点を持つことを全役職員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けています。

DBJでは、全新人職員が2カ月半にわたり独自の審査ノウハウを学ぶ「財務分析研修」をはじめ、さまざまな金融スキルを習得するための研修メニューやOJTを通じ、役職員の専門性向上を支援しています。また、国内外の大学院や研究機関、国際機関などのネットワーク先への留学・派遣等を行い、個人レベルのスキルアップを図るだけでなく、新たな金融手法の研究・導入やネットワークづくりを行っています。

DBJ設備投資研究所は、社会的共通資本や地球温暖化問題などサステナブルな社会づくりにかかわる研究や金融研究等を行い、中立的・長期的視点からの研究成果により、学界や専門家から高い評価を得ています。

構造資産

DBJは、新たな金融手法を日本に導入し、他金融機関と協働して金融プラットフォームの形成に寄与し、経済・社会に独自の貢献を行っています。こうした取り組みを可能にしてきたのは、課題をいち早く把握し必要かつ適切な人材を配置するという小回りのきく組織としての機動性や、これまでの投融資業務で積み上げてきた半世紀にも及ぶ長期財務データの蓄積、常にプロジェクトを経済合理性と経済的・社会的意義の両面から考える企業文化、さらには「財務分析研修」などを通じて取得した共通知識による円滑かつ迅速なコミュニケーションプロセスなど、DBJならではの構造資産であるといえます。

知的資産を活用した新たな金融手法への取り組み

DBJは、知的資産を活用して、新しい金融手法を、わが国に先駆的に導入しています。こうした先駆けとなる試みは、地域との協働や、行内の人材、長年蓄積してきたノウハウ等の知的資産を最大限に活用することで実現するものです。複雑な金融市場のなかにあって、いかにしてリスクをコントロールし、分散していくかという観点から、DBJは取り組みを続けてきました。

1992年に英国で導入された手法に「PFI (Private Finance Initiative)」がありますが、わが国ではDBJが他に先駆けてノウハウの吸収・蓄積を図り、数多くの案件を手がけてきました。PFIとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法であり、官民の適切なリスク分担を図ることにより、効率的かつ効果的な公共サービスを提供することができます。PFIにおいては、プロジェクト関係者間で適切な役割分担を行い、事業の長期的継続を確実なものとするために、資金調達には「プロジェクトファイナンス」の手法を採用するのが一般的です。

さらに事業再生の分野では、民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可までの間において、運転資金を調達できない場合に、事業の優良な部分の価

値を継続させるために一時的に運転資金を融資する「DIPファイナンス」や、事業の選択と集中による事業再構築等を通じて正常化を図り、必要に応じて債務の圧縮をはじめとした抜本的対応を図ることを目的とした「事業再生ファンド」の組成等を行っています。

また、近年では、「メザニンファイナンス」に積極的に取り組んでいます。メザニンファイナンスとは、従来より金融機関が取り組んできたシニアファイナンス※よりも返済順位が低く、シニアファイナンスに比べてリスクが高い資金になりますが、米国など幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしています（メザニンとは中2階の意味）。事業の再編、財務の再構築、または資本政策に関して、お客様のさまざまな課題に対応するため、DBJでは、長期的な視野に基づきメザニンファイナンス等のテイラーメイドの金融ソリューションを提供しています。

※シニアファイナンスとは、相対的にリスクが低い資金であり、日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くがシニアファイナンスに該当します。

DBJの知的資産とCSRとの関係

DBJにとっての知的資産を、社会のなかのDBJという観点から見れば、下の図のように、CSRと対照してとらえ、評価することができると考えられます。そのような意味で、知的資産とCSRは表裏一体の関係にあるといえます。

例えば、DBJが中央官庁や地方自治体・有識者・顧客等とのネットワーク、役職員のマンパワー、DBJに蓄積された経験やノウハウ等の知的資産を総動員して考案した、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度は、DBJのCSRにとって重要であるだけでなく、取引先のCSRも強力にバックアップする融資メニューとして注目されています。

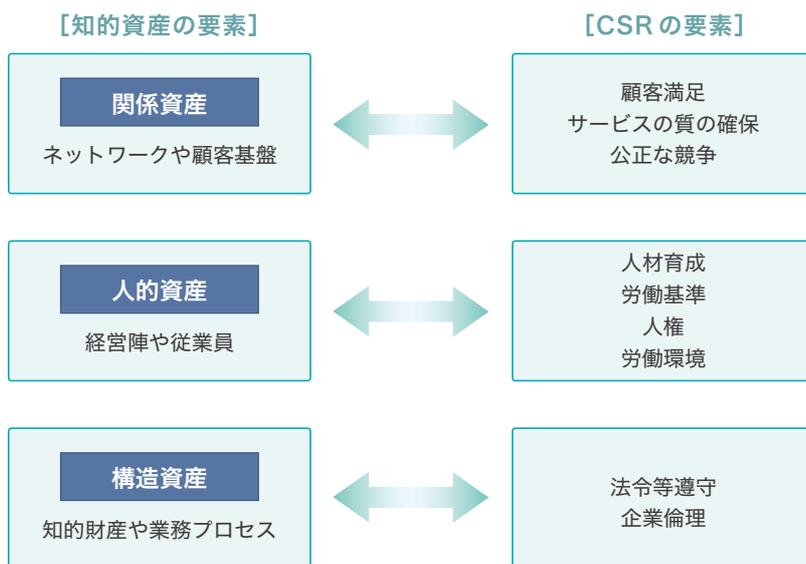
実際、「DBJ環境格付」融資、「DBJ BCM 格付」融資、

「DBJ健康経営(ヘルスマネジメント)格付」融資と「DBJ Green Building 認証」制度を受けた企業においては、各種法令等を遵守していることの再確認、安全・安心な職場環境や周辺環境の確保、適正な競争のもとで質の高い製品・サービスの提供を行うことによる顧客基盤の強化などを通じて、CSRの実践による企業価値の向上につながるものとなっています。

DBJでは、このような知的資産の有効活用により、単なる資金供給にとどまることなく、企業のCSR経営の高度化を促す役割を果たしていきたいと考えています。

なお、P.32～49に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.70～89に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJが蓄積してきた知的資産を活用しています。

● 知的資産とCSRとの関係



(経済産業省資料をもとにDBJ作成)

金融プラットフォームの定義

DBJでは、各種の金融取引を円滑に進めるために必要とされる無形のインフラの性格を有する金融技術、ノウハウ、スキームなどを、「金融プラットフォーム」と呼んでいます。金融プラットフォームを利用することによって、各経済主体は社会的に見て効率的かつ公正な金融取引を実現することができます。このようなインフラ整備的な機能は、広く社会に普及して多くの経済主体がそれから便益を受けるという意味で正の外部性を有するとともに、公共、公益的な性格を併せ持ちます。

金融プラットフォームは、一朝一夕に形成されるものではありません。新しい金融スキームが、企業の経済活動を支援する仕組みや枠組みとして実効性を持つようになるためには、それを利用する金融機関や事業者の経験や実務上のノウハウ、その結果として将来参考とされ得よう

な実績の蓄積（取引事例、判例など）が不可欠です。例えば、今では多くの取り組み事例のある、PPP/PFI、シンジケート・ローンなどの金融スキームも、導入当初はアレンジメントやコーディネーションなどのノウハウやスキルが必要であったことから、それほど多くの経済主体が関与できたわけではありません。

さらに、法律などのハード面、ノウハウなどのソフト面が整備されても、限られた少数の参加者にしか活用されない状況では金融プラットフォームの機能は不十分であり、幅広いプレーヤーが参加するための呼び水、触媒となる存在が必要とされます。

DBJは金融プラットフォームを維持・発展させるため、こうした触媒となる中立的かつ先行的プレーヤーとして、他金融機関とともに活動しています。

金融プラットフォームへの取り組み

DBJは、従来から、企業のモニタリングに加え、官庁、地方自治体あるいは民間金融機関との情報交流や利害調整など、広範な情報機能を果たしています。投融資部門においては、ストラクチャードファイナンス、事業再生支援、環境・防災対策関連融資、M&Aアドバイザー業務、セーフティネット機能などを実践しています。また、研究部門においては、下村治博士を初代所長に迎え、昭和39年7月に設立された設備投資研究所が、大学の先生を中心とする外部有識者との連携による知的資産創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」

な立場から、持続可能な経済社会の構築に向けて研究活動を推進しています（詳細は、設備投資研究所HP <http://www.dbj.jp/ricf> を参照ください）。DBJは、こうした業務を通して金融プラットフォームの維持・発展に貢献しています。

なお、P.32～49に記載している「投融資一体型金融サービス」、P.70～89に記載しているさまざまな「投融資事例・アドバイザー業務事例」は、DBJの金融プラットフォームへの取り組みを紹介したものです。



DBJは、金融機関として、透明性の一層高い経営を実現するとともに、社会からの信頼を得ることを第一とらえています。“社会の声”を業務に反映するべく、特に長期的視点から社会の課題を適時・適切に把握し、収益性だけでなく経済・社会にとって真に有意義なプロジェクトを見極め、適正なリスク評価を行い、良質な資金と金融ソリューションを提供するため、適切な業務運営のマネジメントサイクルを遂行しています。

コーポレート・ガバナンスの状況	106
法令等遵守（コンプライアンス）態勢	111
日本版スチュワードシップ・コードへの対応 ..	111
リスク管理態勢.....	112
顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、 利益相反管理方針.....	116
ディスクロージャー	118

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは「投融資一体型の金融サービス」を提供する経営における考え方として「企業理念」を定め、企業活動を行ううえでの拠りどころと位置づけています。

企業理念
金融力で未来をデザインします
— 私たちは創造的金融活動による課題解決で
お客様の信頼を築き、豊かな未来を、
ともに実現していきます —

固有の特性

企業理念の実現を支えるため、当行の固有の特性として以下の点を堅持していきます。

①志

当行の共有する価値観＝DNAである「長期性」「中立性」「パブリックマインド」「信頼性」を核とした基本姿勢。

②知的資産

当行が培ってきた経験およびノウハウから生まれる産業調査力、審査力、金融技術力、R&D(研究開発)力などの知的資産。

③ネットワーク

当行が築いてきたお客様、地方自治体、金融機関等とのリレーションに基づくネットワーク。

また、企業理念の実現に向けて、以下の「行動基準」に従って業務を遂行します。

①カスタマーファースト

お客様の立場に立ち、自ら課題に向かい、成果と喜びを共有する。

②プロフェッショナル

判断力とスキルを磨くことにより、投融資一体型の金融サービスを提供する、国内外を通じてオンリーワンの会社を目指す。

③グローバル&ローカル

時代・世界・地域を見渡した、長期的でフェアな視野を持ち続ける。

④スピード&チームワーク

チーム力を活かし、迅速で誠実な行動でお客様の信頼を築く。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(1)会社の機関の内容

DBJにおいては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を選任しています。

また、取締役会の諮問機関として、社外取締役を構成員に含む報酬委員会を設置し、取締役の報酬制度等について審議するとともに、外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任および退任にかかる人事案の評価を行っています。

これらに加え、その他後述の委員会等を設置しています。

<取締役会および取締役>

取締役会は10名で構成されています。経営の透明性確保等の観点より、そのうち2名を社外取締役としています。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催しています。

社外取締役は以下の2名です。

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

<監査役会および監査役>

監査役会は5名の監査役で構成されています。なお、当事業年度においては、監査役会を17回開催しています。

会社法の規定に基づき、5名のうち半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。

社外監査役は以下の3名です。

坪井 達也(元株式会社三井住友トラスト基礎研究所代表取締役社長)(社外常勤監査役)

伊藤 眞(日本大学大学院法務研究科客員教授・弁護士)

八田 進二(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授)

＜社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容＞

該当事項はありません。

＜業務監査委員会＞

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定および審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、当事業年度においては、2回開催しています。

＜報酬委員会＞

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、取締役会の諮問機関として社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

＜人事評価委員会＞

取締役会の諮問機関として、社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役および監査役の選任等に係る人事案の評価を行っています。

＜経営会議＞

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。

経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、当事業年度においては、33回開催しています。

＜経営会議傘下の委員会等＞

経営会議の傘下の機関として、委員会等を設置し、各分野の専門的事項について決定（取締役会、経営会議にて決定されるものを除く）および審議を行っています。

なお、委員会等の概要は以下のとおりです。

①ALM・リスク管理委員会

DBJのポートフォリオのリスク管理およびALM運営に関する重要事項の決定および審議

②一般リスク管理委員会

オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定および審議

③投融資決定委員会

投融資案件および投融資管理案件に関する決定および審議

④新業務等審査会

新業務等の取り組みの開始に関する決定および審議

⑤投融資審議会

投融資案件の事前審議およびモニタリング

⑥海外業務委員会

海外業務の戦略および運営・管理態勢に関する事項の審議

⑦基幹業務システム再構築委員会

基幹業務システム再構築の取り組み方針に関する事項の審議

＜アドバイザー・ボード＞

DBJが平成20年10月に株式会社として設立されて以来、DBJの経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザー・ボードを設置していましたが、平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないように特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行っていただくこととしています。同ボードは次の社外有識者および社外取締役により構成されています。

①社外有識者(五十音順、敬称略)

奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)

上條 清文(東京急行電鉄株式会社相談役)

橘・フクシマ・咲江(G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長)

張 富士夫(トヨタ自動車株式会社名誉会長)

中西 勝則(株式会社静岡銀行取締役頭取(代表取締役))

②社外取締役

三村 明夫(新日鐵住金株式会社相談役名誉会長)

植田 和男(東京大学経済学部教授)

＜特定投資業務モニタリング・ボード＞

平成27年5月20日に施行された平成27年改正法において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価をいただくため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。同ボードは次の社外有識者により構成されています。

社外有識者(五十音順、敬称略)

- 奥 正之(株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長)
- 末吉 紀雄(コカ・コーラウエスト株式会社代表取締役会長、福岡商工会議所会頭)
- 高木 伸(一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
- 中西 勝則(株式会社静岡銀行代表取締役頭取)
- 横尾 敬介(公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事)
- 渡 文明(JXホールディングス株式会社名誉顧問)

主な認可事項は以下のとおりです。

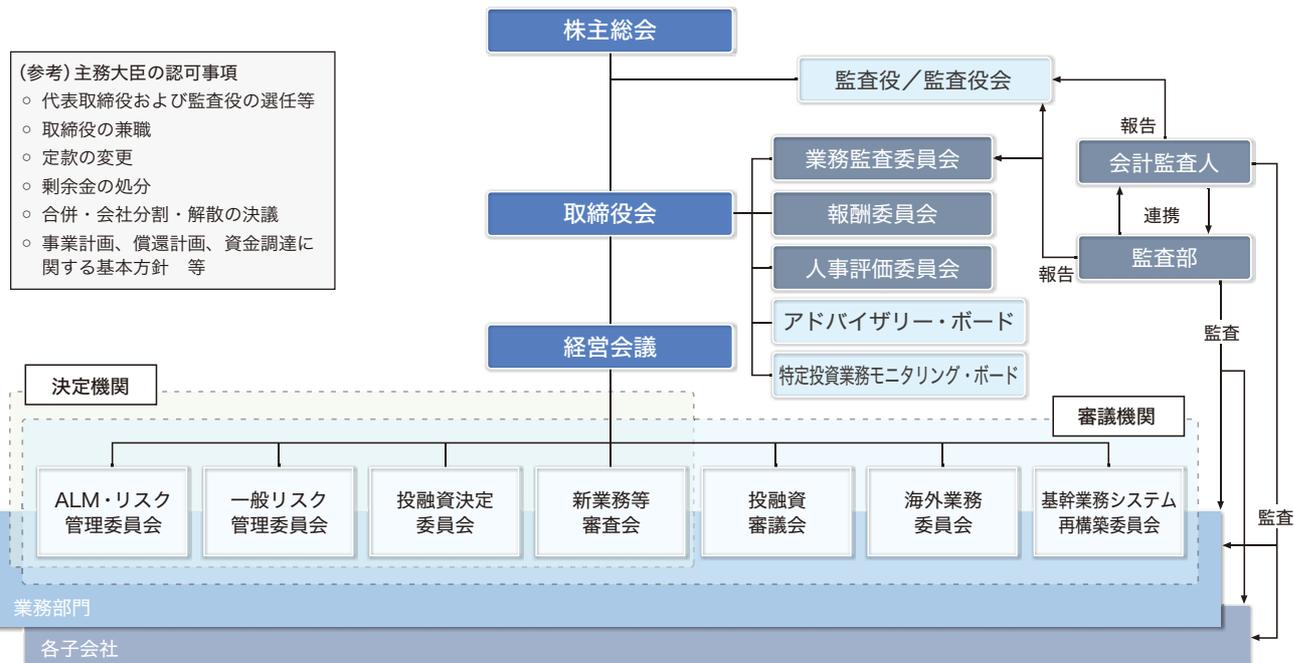
- ・代表取締役および監査役の選任等
- ・取締役の兼職
- ・定款の変更
- ・剰余金の処分
- ・合併・会社分割・解散の決議
- ・事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針等

<主務大臣の認可事項>

DBJ法(株式会社日本政策投資銀行法)により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。

● 業務執行・監督等の仕組み



<執行役員制度>

業務執行に関する責任の明確化および意思決定の迅速化を図るべく、DBJにおいては執行役員制度を導入しています。常務執行役員8名(取締役兼務者を除く)および執行役員8名が取締役会において決定された担当職務を執行します。

(2)内部統制システムの整備の状況

DBJにおいては、業務の健全性を確保するために、会社法に基づきDBJの業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。

具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」(全文)

(目的)

第1条 本方針は、会社法(以下「法」という。)第362条第4項第6号、同第5項、同法施行規則(以下「施行規則」という。)第100条第1項及び同第3項の規定に則り、当行及びその子会社等から成る企業集団(以下「当行グループ」という。)の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備について定めるものである。

(役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当行グループの経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員(株式会社以外の会社等についてはこれらに相当する者をいう。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念及び法令等遵守基本方針を定める。

2. コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラム及び内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
3. 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する役員及び統括部署を設置する。
4. 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、コンプライアンス・ホットライン制度を設置する。当該制度の担当部署は、内部通報があった場合には、監査役等に通報内容等の報告を行う。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断するための態勢を整備する。
6. 取締役会は、法令等遵守を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、業務執行にかかる部署から独立した内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制)

第3条 取締役の職務の執行にかかる情報については、適切に保存及び保管を行い、また、必要に応じて閲覧が可能となるようにする。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

第4条 当行グループの経営の健全性を確保するため、その業務遂行において生じる様々なリスクの特性に応じて、リスクの特定、評価、モニタリング及びコントロールからなるリスク管理プロセスにより適切にリスクを管理する。

2. リスク管理にかかる委員会やリスク管理を担当する役員及び担当部署を設置し、統合的リスク管理のための管理態勢を整備する。
3. リスクを以下に分類したうえで、それぞれのリスク管理方針を定める。
 - ①信用リスク、②投資リスク、③カントリーリスク、④市場性信用リスク、⑤市場リスク、⑥市場流動性リスク、⑦資金流動性リスク、⑧決済リスク、⑨オペレーショナル・リスク
4. 上記のリスクを可能な限り統一的な手法により計量化したうえで、リスクガイドラインを定めて管理を行う。
5. 災害発生時に伴う経済的損失及び信用失墜等を最小限に留めるとともに、危機事態における業務継続及び迅速な通常機能の回復を確保するために必要な態勢を整備する。
6. 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等にかかる内部監査基本方針を定め、内部監査部署から監査結果について適時適切に報告を受ける。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

第5条 取締役会は、当行グループを対象とする経営計画を策定し、適切に当行グループの経営管理を行う。

2. 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関または一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
3. 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4. 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。

(当行グループにおける業務の適正を確保するための体制)

第6条 取締役会は、企業理念を制定し、当行グループとしての業務の適正を確保する。

2. 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。
3. 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。
4. 取締役会は、子会社等のうち業務の規模や特性に応じてその業務運営を特に管理すべき子会社等(以下「重要な子会社等」という。)に関しては、前3項に加え、以下に掲げる体制が適切に確立するよう必要な措置を取る。
 - ①重要な子会社等の取締役等の職務の執行にかかる事項の当行への報告に関する体制
 - ②重要な子会社等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ③重要な子会社等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ④重要な子会社等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて子会社等に対する内部監査を実施し、取締役会に監査結果を適時適切に報告する。

(監査役を補助する使用人に関する体制)

第7条 監査役の職務を補助する専属の組織として、監査役の求めに応じて、監査役室を設置し監査役会の指揮の下におく。

(監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

第8条 監査役の職務を補助する使用人は監査役の指揮命令に服し専任によりその職務にあたるものとするほか、当該使用人の人事など当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項は、監査役会の意向を尊重する。

(当行グループの役職員が当行監査役に報告をするための体制その他の当行監査役への報告に関する体制)

第9条 当行グループの役職員は、直接または間接の方法により、その業務執行の状況その他必要な情報を当行監査役に報告する。

2. 当行グループの役職員は、当行グループの信用または業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合には、直接または間接の方法により、当行監査役に対し当該事項を報告する。
3. 当行監査役は、職務の遂行に必要な事項について、当行グループの役職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。
4. 当行監査役に対して前3項の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。

(その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制)

第10条 監査役は取締役会に出席する他、経営会議その他重要な会議に出席することができ、必要に応じて意見を述べることができる。

2. 代表取締役は、監査役と定期的または監査役の求めに応じ意見交換を行うとともに、監査役の監査環境の整備に協力する。
3. 内部監査部門は、監査役との間で内部監査計画の策定、内部監査結果等について、定期的または監査役の求めに応じて意見交換及び連携を図る。
4. 取締役及び使用人は、監査役が行う監査活動に協力し、監査役会規程及び監査役監査基準その他に定めのある事項を尊重する。
5. 取締役及び使用人は、会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できる態勢の整備に協力する。
6. 監査役がその職務の執行上必要な費用の請求をしたときは、円滑に当該請求を処理する。

(3) 内部監査および監査役監査の状況

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、DBJの業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価および改善のための提言を実施しています。

監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。

なお、平成27年6月29日現在の監査部の人員は21名となっています。

監査役会および監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

(4) 会計監査の状況

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。当事業年度において業務を執行した公認会計士（指定有限責任社員）は、梅津知充氏（継続監査年数^{*}2年）、吉田波也人氏（同1年）および嶋田篤行氏（同4年）です。

^{*}継続年数は、会社法監査の指定有限責任社員としての継続年数を記載しています。金融商品取引法監査の指定有限責任社員としての継続監査年数については、梅津氏が2年、吉田氏が1年および嶋田氏が4年となります（なお、監査対象年度を基準にした年数です）。

補助者は、システム専門家、税理士、公正価値評価専門家、年金数理専門家、不動産鑑定士も含め、計71名となっています。

また、DBJでは、監査役、監査部および会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

(5) 社外取締役および社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。

その他の社外取締役および社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

DBJは、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

(6) 社外取締役および監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

DBJは、定款において社外取締役および監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(7) 取締役の定数

DBJの取締役は13名以内とする旨を定款で定めています。

(8) 取締役の選任の決議要件

DBJは、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(9) 取締役および監査役の責任減免

DBJは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めています。

(10) 株主総会の特別決議要件

DBJは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

法令等遵守態勢については、具体的に以下のとおり取り組んでいます。

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針および法令等の遵守に関する規程を定めています。

DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下のとおり定めています。

①役職員は、DBJの社会的使命および銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為および不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

②役職員は、業務の適法性および適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

③DBJは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して一切の関係を遮断する。

法令等遵守態勢

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案および法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定および審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定および審議をしています。

またDBJでは、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けています。

なお、DBJでは利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」を策定し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備しています。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応

DBJは、平成26年8月、「『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)」(以下「本コード」)を受け入れることを表明しました。

本コードにおいて、スチュワードシップ責任とは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを意味するとされています。

DBJは、事業の「選択と集中」や成長戦略の実現に加えて、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まるなか、エクイティが持つ意味の重要性が高まっているとの認識のもと、従前より、エクイティ投資を通じて、お客様である投資先企業が持つ社会的責任にも着目しながら、長期的な発展を支援してきました。投

資実行時において、投資先企業やその事業環境等を深く理解したうえで、経営陣の意向も踏まえつつ、長期の戦略等について投資先企業と共有することはもちろん、投資後においても、DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、投資先企業と対話しながら、その長期的な発展、企業価値の長期的な最大化を実現する取り組みを進めています。

DBJは、本コードの精神が、従前より行っているDBJの投資業務と親和性が高いものと考え、良質なリスクマネーとナレッジの提供を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な金融資本市場を形成する観点から、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすにあたり有用と考えられる諸原則を定める本コードの趣旨に賛同します。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、業務やリスクの特性に応じてリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題として認識し、リスク管理態勢の整備に取り組んでいます。

DBJの統合リスク管理という観点においては、担当

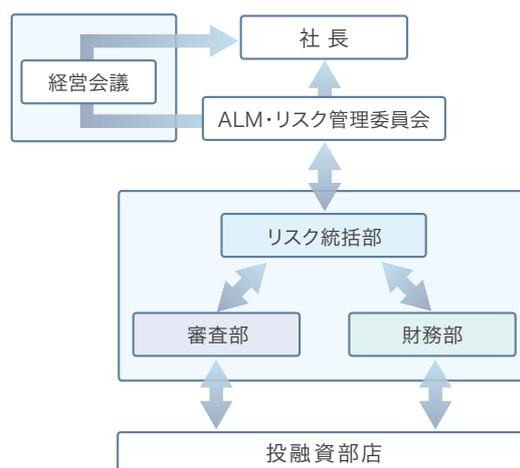
取締役の業務職掌のもと、リスク統括部において、DBJ全体のリスク量総枠を一定の目標水準にコントロールするとともに、各リスクカテゴリー別にリスクガイドラインを設定した統合リスク管理を行っています。

リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクの管理部門を明確化し、リスクカテゴリーごとの適切な管理を進めるとともに、リスク統括部を統括部門とするリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会は、取締役会の定めた総合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議および定期的なモニタリング等を行っています。

●ALM・リスク管理態勢の概要



信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。信用リスク管理には、個別案件の与信管理および銀行全体としてのポートフォリオ管理が必要です。

個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、営業担当部署と審査部署を分離し、相互に牽制が働く態勢と

しています。また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

①債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

②資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分および担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

● 債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法 開示債権区分
正常先	1～8 格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11 格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12 格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13 格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14 格	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがなく、今後、経営破綻に陥ると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権および これらに準ずる債権
破綻先	15 格	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者。具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失 (EL : Expected Loss) と、一定の確率で生じ得る最大損失からELの額を差し引いた非期待損失

(UL : Unexpected Loss) によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御およびリスクリターン改善について鋭意検討を進めています。

市場リスク・流動性リスク管理

市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株式など、市場のさまざまなリスク要因の変動により、保有する資産・負債(オフバランス取引を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、DBJでは主に金利リスクと為替リスクとに大別されます。

①金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJは、融資業務に付随する金利リスクに関し、ギャップ・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等に基づいたリスク量の計測・分析を実施しています。また、この融

資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っています。なお、DBJは特定取引(トレーディング)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

②為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資および外貨建債券発行等により発生します。これについては、為替スワップ取引等を利用することにより適宜リスクヘッジを行っています。

なお、スワップにともなうカウンターパーティリスクについては、スワップ取り組み相手の信用力を常時把握するとともに、カウンターパーティごとに限度枠を設けて管理を行っています。

流動性リスク

流動性リスクには、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金流動性リスク）と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長

期・安定的な資金に依拠しています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策（コンティンジェンシー・プラン）をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS（Real Time Gross Settlement：1取引ごとに即時に決済を行う方式）を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

オペレーショナル・リスク管理

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。

オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理およびシステムリスク管理については、以下のとおりです。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

システムリスク管理

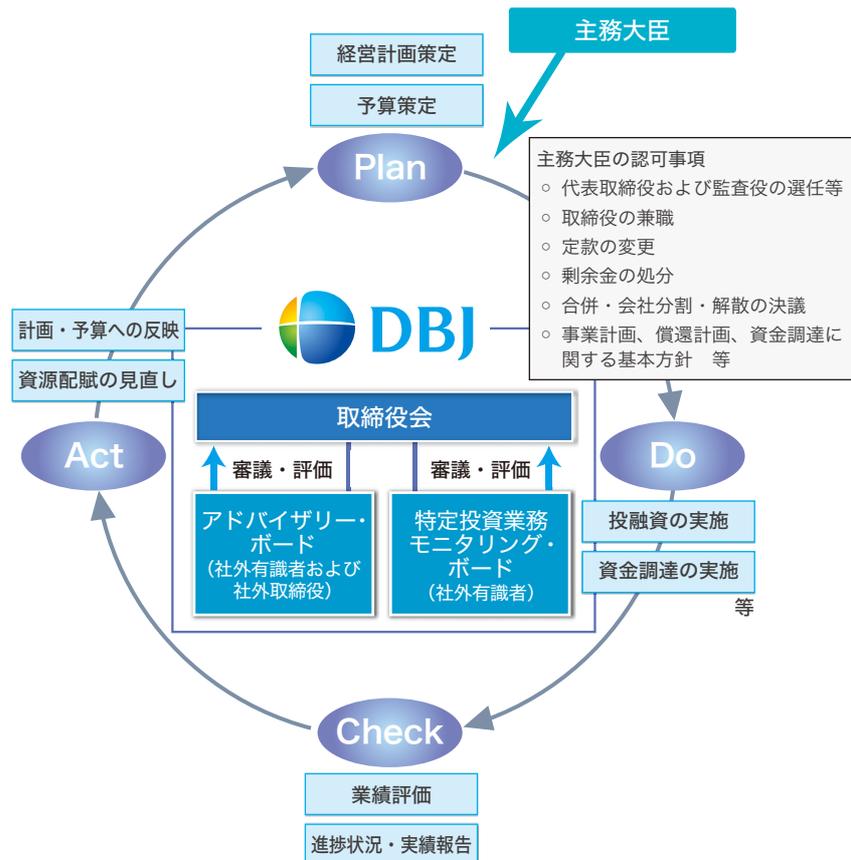
システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用および利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

PDCAサイクルの構築

DBJは、適正な業務運営およびその成果に対する
 アカウンタビリティを全うするため、Plan→Do→
 Check→Actというマネジメントサイクルを活用し、業
 務の改善を絶えず行っています。

また、金融機関として抱えるさまざまなリスクの管理
 にも取り組み、お客様、そして社会の信頼を得られるよ
 う努力しています。

●DBJのPDCAサイクル



アドバイザリー・ボード：

取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価。

特定投資業務モニタリング・ボード：特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励および適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価。

DBJは、顧客保護等管理態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護および利便性の向上の観点

のみならず、DBJの業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であると認識しています。

顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、利益相反管理方針

DBJは、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護および利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

「顧客保護等管理基本方針」のうち、主な内容は以下のとおりです。

- ①お客様との取引に際しては、お客様に対して、法令等に基づいた正確かつ適切な情報提供および説明に努めます。
- ②お客様からの相談、要望および苦情については、お

客様の視点に立ち、真摯に受けとめると同時に、業務運営への適切な反映に努めます。

- ③お客様に関する情報は、法令等に従って適切に取得し、安全に管理すると同時に、お客様との取引に関連して、DBJの業務を外部委託する場合は、お客様の情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう管理します。

なお、個人に関する情報については、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱いを行うことを宣言しています。

個人情報保護宣言

1. 取組方針について

当行は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、当行が各種業務を行うにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加えて、当宣言をはじめとする当行の諸規程を遵守し、お客様の個人情報の適切な保護と利用に努めてまいります。

2. 個人情報の適正取得について

当行は、お客様の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得いたします。

3. 個人情報の利用目的について

当行は、お客様の個人情報について、利用目的を特定するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において利用いたします。なお、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。当行におけるお客様の個人情報の利用目的は、当行のウェブサイト等に公表し、それ以外の利用目的につきましても、それぞれ取得する際に明示いたします。

4. 個人情報の第三者提供について

当行は、お客様の同意をいただいている場合、同意が推定できる場合及び法令等に基づく場合を除き、原則としてお客様の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いを委託

する場合、合併等の場合および別途定める特定の者との間で共同利用する場合には、お客様の同意をいただくことなく、お客様の個人情報を提供することがあります。

5. 安全管理措置について

当行は、お客様の個人情報を正確かつ最新の状態状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施いたします。また、お客様の個人情報を取扱う役職員や委託先について、適切に監督いたします。

6. 個人情報の取扱いの継続的改善について

当行は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて当宣言を適宜見直し、お客様の個人情報の取扱いについて、継続的な改善に努めてまいります。

7. 開示請求等手続きについて

当行は、お客様に関する保有個人データの利用目的の通知、内容の開示のご請求、保有個人データの内容が事実と反する場合等における訂正・追加・削除、利用の停止・消去・第三者提供の停止のご請求等につきましては、適切に対応を行うよう努めてまいります。

8. お問い合わせについて

当行の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、誠実に対応を行うよう努めてまいります。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められている利益相反管理に関する実

施の方針として、以下を策定し、その概要を公表しています。

利益相反管理方針の概要

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化の進展に伴い、金融機関内または金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中で、当行においてもお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当行は、金融商品取引法上の登録金融機関であり、同法および金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められる利益相反管理に関する実施の方針として、「利益相反管理規程」を策定しています（以下「本方針」といいます。）。本書は、その概要を公表するものです。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当行または当行の子金融機関等（下記3に定義します。合わせて以下「当行グループ」といいます。）が行う取引のうち、利益相反によりお客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

「利益相反」とは、(a) 当行グループとお客様の間の利益の対立、または (b) 当行グループのお客様と他のお客様との間の利益の対立の場合（合わせて以下「利益対立状況」といいます。）に於いて、お客様の利益が不当に害されることをいいます。

「お客様」とは、当行グループの行う「金融商品関連業務」に関して、(a) 既に取引関係にある相手方、(b) 当行グループと取引に関し交渉されているなど取引関係に入る可能性がある相手方、または、(c) 過去に取引を行った相手方のうち現在も法的に過去の取引関係について権限を有している相手方、をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当行および当行の子金融機関等が行う、金融商品取引業等にかかる内閣府令第70条の2に規定する業務をいいます。

(2) 対象取引の類型

どのような取引が対象取引に該当するかは個別具体的な事情により判断されますが、例えば以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- 当行グループがお客様との間で締結している委任契約に基づき、当該お客様に対して善管注意義務・忠実義務を負っているにもかかわらず、利益対立状況においてその義務が全うできないことが懸念される場合
- 当行グループとお客様との間で形成された深い信頼関係に基づき、当該お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱いているにもかかわらず、利益対立状況においてその期待に応えることができないことが懸念される場合
- 当行グループが保護すべきお客様の非公開情報の利用等を通じ、合理的にみて発生しうる範囲を超えて自己または他のお客様の利益を得る取引をする場合
- 以上のほか、利益対立状況においてお客様の利益が不当に害されることが懸念される場合

なお、金融商品取引法その他の法令で禁止されている行為は対象取引にはなっていません。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当行または当行の子金融機関等が行う取引です。

「子金融機関等」とは、当行の子法人等または関連法人等のうち、金融商品取引法第36条第5項に該当する者をいいます。平成27年5月29日現在、次の会社が当行の子金融機関等に該当します。

DBJアセットマネジメント株式会社
サンアローズ・インベストメント株式会社
ヘルスケアマネジメントパートナーズ株式会社
マイルストーン ターンアラウンド マネジメント株式会社
DBJ Europe Limited
DBJ投資アドバイザー株式会社
株式会社ADキャピタル
DBJ証券株式会社
South East Asia Growth Capital L.L.C.
En Capital Co., Ltd.
En Investment Advisory Co., Ltd.

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当行は、対象取引を特定した場合、当行グループが負う法令上または契約上の義務（守秘義務を含みますが、これに限られません。）に違反しない限りに於いて、次に掲げる方法その他の方法によりお客様の利益を適正に保護いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、対象取引について常に下記の措置が採られるとは限りません。）。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

適切な利益相反管理を実施するため、当行では法務・コンプライアンス部をもって、利益相反管理統括部とします。

利益相反管理統括部は、本方針に基づき、対象取引の特定および利益相反管理を的確に実施します。また、金融商品取引法上の登録金融機関として同法に基づき求められる利益相反管理のために必要であり、かつ当行グループが負う法令上の守秘義務、およびお客様との関係で負う守秘義務に違反しない限りにおいて、当行の子金融機関等の取引を含め、対象取引に関する情報を収集し一元的に管理します。

利益相反管理統括部は、対象取引の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

利益相反管理統括部は、これらの管理を適切に実施するため、当行グループの役職員に対し、各担当部署の業務内容を踏まえ、本方針および本方針を踏まえた業務運営の手続について、周知を行うとともに、利益相反管理にかかる運営体制について定期的に検証します。

DBJは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であるにとらえています。そして、広く市場や社会から信頼されることを目指し、ステー

クホルダーの皆様がDBJの現状および業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

広報・IRに関する基本的な考え方

DBJは、広報・IR活動を行う際には、関係法令およびステークホルダーの皆様との信義を遵守し、品位の保持を図るとともに、適時・適切な情報開示および明瞭かつ正確な表示を行うように努めます。

DBJはまた、個人情報・顧客情報等について、本人・関係者の権利を侵害する開示や取引の信義に反するような表示は行いません。

広報・IR体制

広報・IRに関する事項の統括部である経営企画部が、行内外の情報流通の中心的役割を担い、出版物やイン

ターネットなどさまざまなツールを利用した情報開示を行っています。

情報開示資料など

DBJは、次のような各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

①法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告

②自主的な情報開示資料

- CSR・ディスクロージャー誌
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料

③その他

- 『季刊DBJ』（広報誌）
季刊DBJはiPhone、iPadでもお読みいただけます。
<http://itunes.apple.com/jp/app/id389307222>
- 「DBJニュースダイジェスト」（メールマガジン）
- ウェブサイト

<http://www.dbj.jp/>



コーポレート・データ

沿革	120
役員	121
組織図	122
本支店・事務所等 所在地	123
本支店・事務所等 照会先	124
関係会社の状況	128
資本の状況	129
株式会社日本政策投資銀行法	130
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	134
東日本大震災に対処するための特別の財政援助 及び助成に関する法律	136
株式会社日本政策投資銀行法の一部を 改正する法律	137

日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年 月	事 項
昭和26年 4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
昭和27年	開銀：大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
昭和31年 6月	北海道開発公庫設立
昭和32年 4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
昭和35年	開銀：高松支店(現四国支店)を開設
昭和36年	開銀：広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
昭和37年 4月	開銀：ニューヨーク駐在員事務所を開設
昭和38年	開銀：鹿児島(平成11年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
昭和39年 7月	開銀：ロンドン駐在員事務所を開設
昭和47年 1月	北東公庫：新潟事務所(平成元年7月より新潟支店)を開設
昭和60年 6月	日本開発銀行法を改正 1) 出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等に係る事業で政令で定めるもの) 2) 研究開発資金融資機能を追加
昭和62年 9月	開銀および北東公庫：NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
平成 元年	開銀：大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫：函館、青森の各事務所を開設
平成 7年 2月	開銀：震災復旧融資開始
平成 9年 9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀および北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
平成 9年 12月	開銀および北東公庫：金融環境対応融資開始(平成12年度末までの時限的措置)
平成11年 6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
平成11年 10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継ぐ 釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
平成14年 5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
平成17年 12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
平成18年 5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
平成18年 6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
平成19年 6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

株式会社日本政策投資銀行

年 月	事 項
平成20年 10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円)
平成20年 12月	DBJ Singapore Limited開業
平成21年 6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
平成21年 9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
平成21年 11月	DBJ Europe Limited開業
平成22年 3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
平成23年 5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
平成23年 12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
平成24年 3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
平成24年 6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
平成24年 12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資
平成26年 6月	政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化
平成27年 5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)成立

代表取締役社長

柳 正憲 (やなぎ まさのり)

代表取締役副社長

木下 康司 (きのした やすし)

代表取締役副社長

渡辺 一 (わたなべ はじめ)

取締役常務執行役員

菊池 伸 (きくち しん)

経営企画部、情報企画部、管理部担当

取締役常務執行役員

橋本 哲実 (はしもと てつみ)

審査部、経理部、産業調査部(ソリューション企画室を除く)担当

取締役常務執行役員

大石 英生 (おおいし ひでお)

業務企画部、金融法人部、国際統括部担当

取締役常務執行役員

榎本 直樹 (えのもと なおき)

財務部、シンジケーション・クレジット業務部、環境・CSR部担当

取締役常務執行役員

富井 聡 (とみい さとし)

企業ファイナンス部、企業投資部担当

取締役(社外)

三村 明夫 (みむら あきお)

取締役(社外)

植田 和男 (うえだ かずお)

常勤監査役

小柳 治 (こやなぎ おさむ)

常勤監査役

栗原 美津枝 (くりはら みつえ)

常勤監査役(社外)

坪井 達也 (つばい たつや)

監査役(社外)

伊藤 眞 (いとう まこと)

監査役(社外)

八田 進二 (はった しんじ)

常務執行役員

甲斐 正彰 (かい まさあき)

企業金融第4部担当

常務執行役員(関西支店長)

福田 健吉 (ふくだ けんきち)

関西支店、中国支店、四国支店担当

常務執行役員

廣實 郁郎 (ひろざね いくろう)

企業金融第5部担当

常務執行役員

高橋 宏輔 (たかはし こうすけ)

都市開発部、アセットファイナンス部、企業金融第3部担当

常務執行役員

関根 久修 (せきね ひさのぶ)

企業金融第6部、北海道支店、東北支店、新潟支店担当

常務執行役員

海津 尚夫 (かいづ たかお)

リスク統括部、法務・コンプライアンス部、設備投資研究所担当

常務執行役員

穴山 眞 (あなやま まこと)

企業金融第1部、企業金融第2部、産業調査部(ソリューション企画室)担当

常務執行役員

地下 誠二 (じげ せいじ)

地域企画部、ストラクチャードファイナンス部、北陸支店、東海支店、九州支店、南九州支店担当

執行役員(金融法人担当)

相澤 雅文 (あいざわ まさふみ)

執行役員財務部長

松田 知樹 (まつだ ともき)

執行役員企業戦略部長

山本 貴之 (やまもと たかゆき)

執行役員人事部長

津田 雅之 (つだ まさゆき)

執行役員企業投資部長

桐山 毅 (きりやま たけし)

執行役員業務企画部長

池田 良直 (いけだ よしなお)

執行役員(内部監査担当)

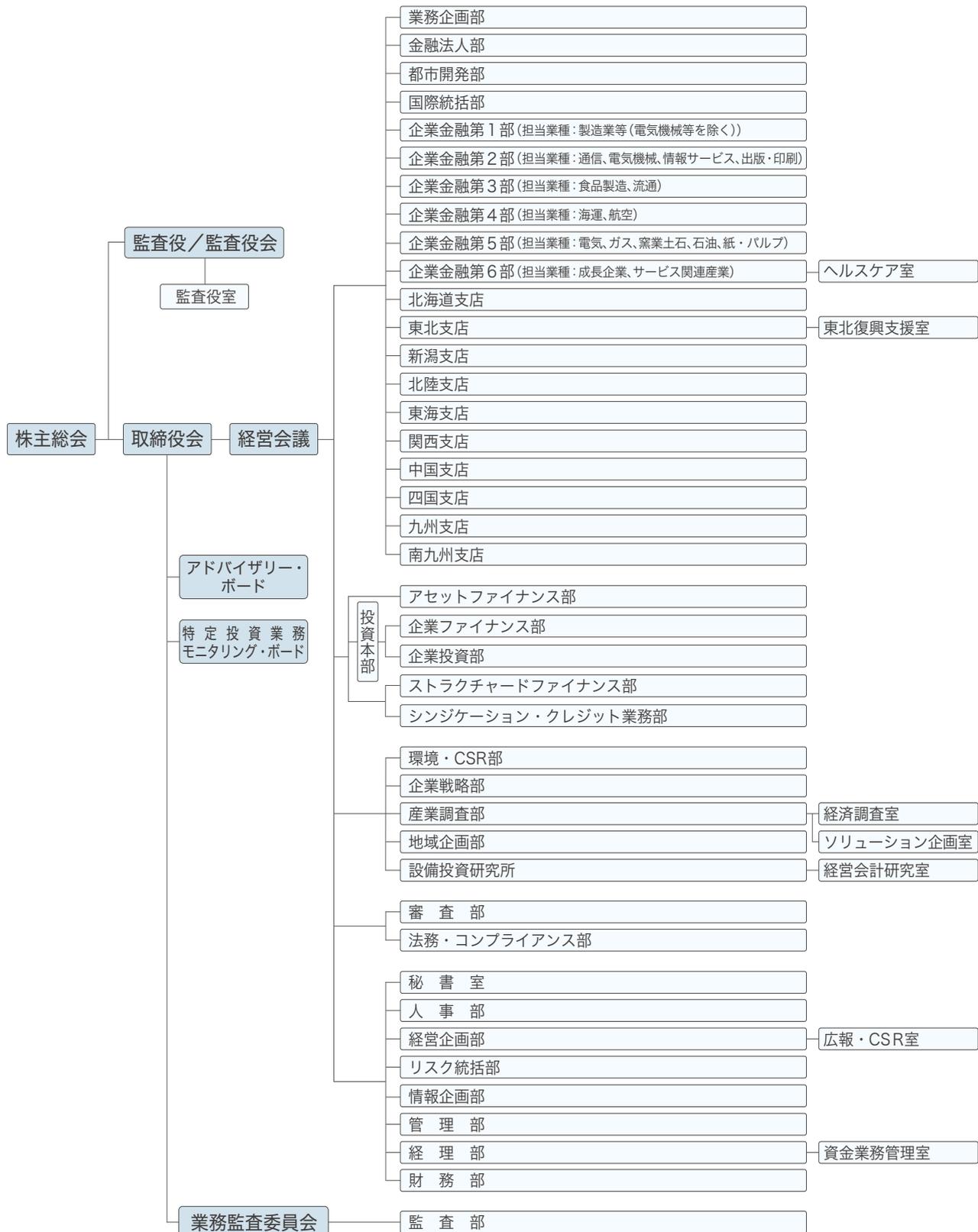
皆川 一志 (みなかわ かずし)

執行役員経営企画部長

杉元 宣文 (すぎもと のりふみ)

(注)1. 取締役 三村 明夫及び植田 和男は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2. 監査役 坪井 達也、伊藤 眞及び八田 進二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

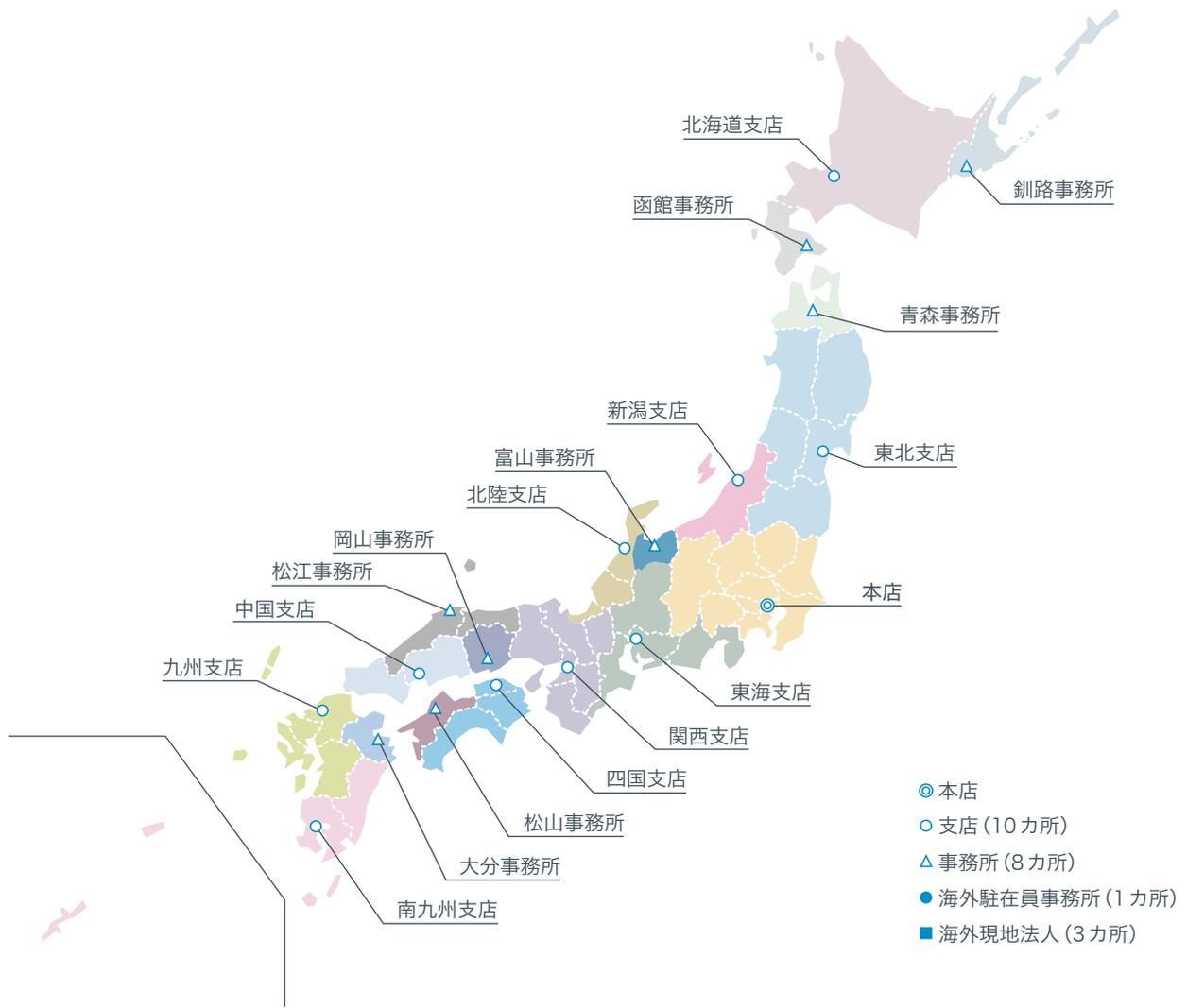


事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

海外駐在員事務所：ニューヨーク

海外現地法人：DBJ Singapore Limited、DBJ Europe Limited、政投銀投資諮詢（北京）有限公司

本支店・事務所等 所在地 (平成27年7月1日現在)



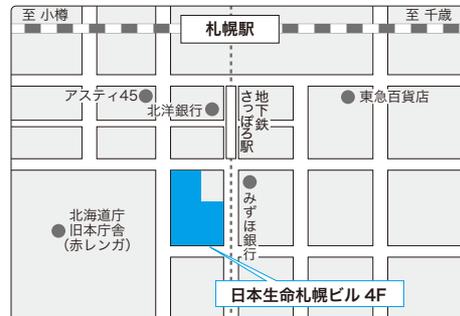
本店 東京

〒100-8178
 東京都千代田区大手町1丁目9番6号
 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
 TEL 03-3270-3211 (大代表)



北海道支店 札幌

〒060-0003
 札幌市中央区北3条西4丁目1番地
 (日本生命札幌ビル)
 TEL 011-241-4111 (代表)



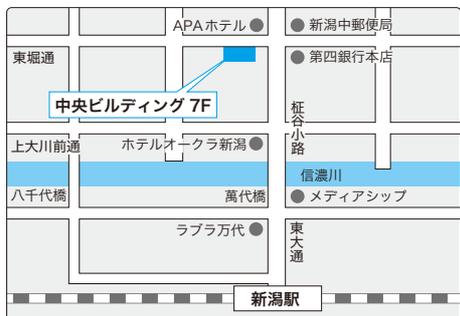
東北支店 仙台

〒980-0021
 仙台市青葉区中央1丁目6番35号
 (東京建物仙台ビル)
 TEL 022-227-8181 (代表)



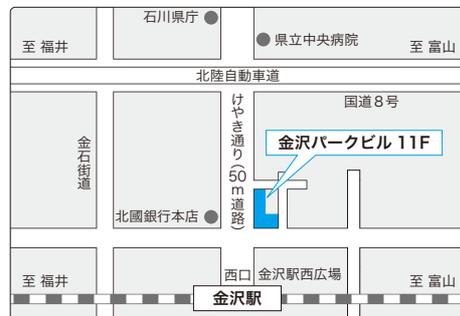
新潟支店 新潟

〒951-8066
 新潟市中央区東堀前通 六番町 1058 番地 1
 (中央ビルディング)
 TEL 025-229-0711 (代表)



北陸支店 金沢

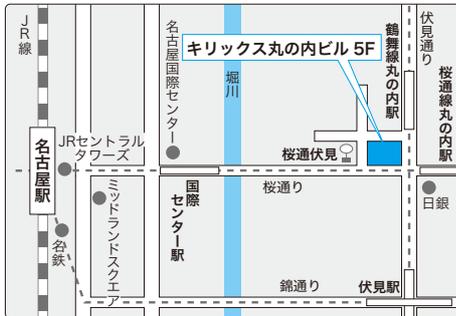
〒920-0031
 金沢市広岡3丁目1番1号
 (金沢パークビル)
 TEL 076-221-3211 (代表)



東海支店

名古屋

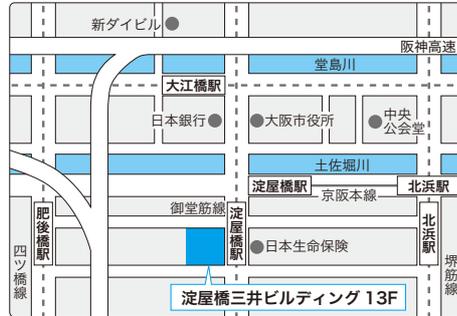
〒460-0002
 名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
 (キリックス丸の内ビル)
 TEL 052-231-7561 (代表)



関西支店

大阪

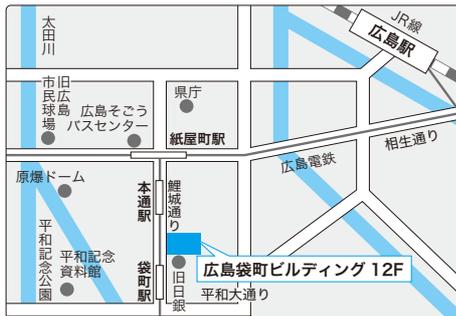
〒541-0042
 大阪市中央区今橋4丁目1番1号
 (淀屋橋三井ビルディング)
 TEL 06-4706-6411 (代表)



中国支店

広島

〒730-0036
 広島市中区袋町5番25号
 (広島袋町ビルディング)
 TEL 082-247-4311 (代表)



四国支店

高松

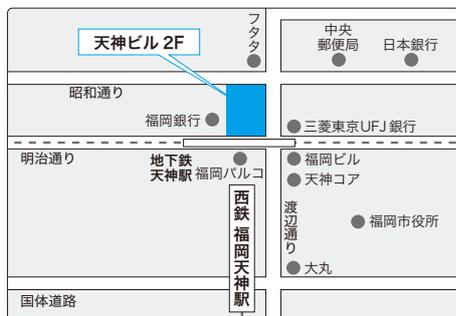
〒760-0050
 高松市亀井町5番地の1
 (百十四ビル)
 TEL 087-861-6677 (代表)



九州支店

福岡

〒810-0001
 福岡市中央区天神2丁目12番1号
 (天神ビル)
 TEL 092-741-7734 (代表)



南九州支店

鹿児島

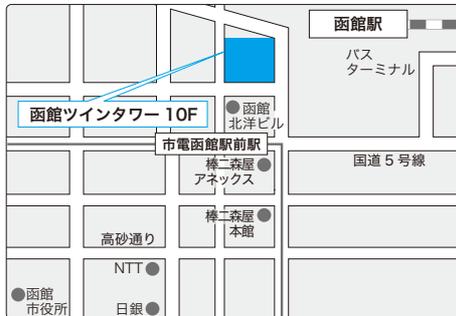
〒892-0842
 鹿児島市東千石町1番38号
 (鹿児島商工会議所ビル)
 TEL 099-226-2666 (代表)



函館事務所

函館

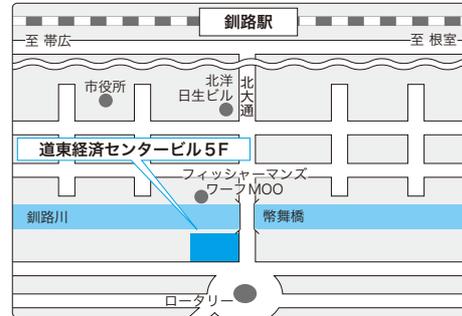
〒040-0063
 函館市若松町 14 番 10 号
 (函館ツインタワー)
 TEL 0138-26-4511 (代表)



釧路事務所

釧路

〒085-0847
 釧路市大町 1 丁目 1 番 1 号
 (道東経済センタービル)
 TEL 0154-42-3789 (代表)



青森事務所

青森

〒030-0822
 青森市中央 1 丁目 22 番 8 号
 (青森第一生命ビル)
 TEL 017-773-0911 (代表)



富山事務所

富山

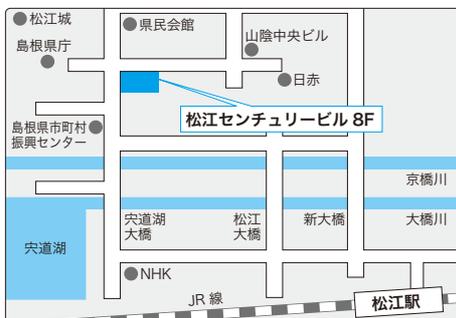
〒930-0005
 富山市新桜町 6 番 24 号
 (COI 富山新桜町ビル)
 TEL 076-442-4711 (代表)



松江事務所

松江

〒690-0887
 松江市殿町 111 番地
 (松江センチュリービル)
 TEL 0852-31-3211 (代表)



岡山事務所

岡山

〒700-0821
 岡山市北区中山下 1 丁目 8 番 45 号
 (NTTクレド岡山ビル)
 TEL 086-227-4311 (代表)



松山事務所

松山

〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(ジブラルタ生命松山ビル)
TEL 089-921-8211 (代表)



大分事務所

大分

〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(大分恒和ビル)
TEL 097-535-1411 (代表)



福井相談センター

TEL 0776-36-5459
(電話は最寄りの北陸支店に転送されます。)

海外

●ニューヨーク駐在員事務所

1251 Avenue of the Americas, Suite 830, New York, NY
10020, U.S.A.
Tel: +1-212-221-0708

●DBJ Europe Limited

Level 20, 125 Old Broad Street, London EC2N
1AR, U.K.
Tel: +44-20-7507-6070

●DBJ Singapore Limited

9 Raffles Place, #30-03 Republic Plaza, Singapore
048619
Tel: +65-6221-1779

●政投銀投資諮詢(北京)有限公司

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路五号北京發
展大廈8階814-815室
Tel: +86-10-6590-9770

子会社・グループ会社等

●一般財団法人日本経済研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-3605 (代表)

●DBJ証券株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3275-5301 (代表)

●株式会社日本経済研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-6214-4600 (代表)

●DBJキャピタル株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-6-2
(日本ビル)
TEL 03-3548-0951 (代表)

●株式会社価値総合研究所

〒100-0004
東京都千代田区大手町2-2-1
(新大手町ビル)
TEL 03-5205-7900 (代表)

●DBJアセットマネジメント株式会社

〒100-0004
東京都千代田区大手町1-9-7
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-3241-5300 (代表)

●DBJ投資アドバイザリー株式会社

〒100-8178
東京都千代田区大手町1-9-6
(大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)
TEL 03-5200-5700 (代表)

関係会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金 (百万円)	当行が有する 子会社等の 議決権比率(%)
(連結子会社)					
株式会社日本経済研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成元年 12月13日	479	100.0
株式会社価値総合研究所	東京都千代田区	調査、コンサルティング、 アドバイザー事業	平成5年 6月25日	75	100.0 (8.0)
DBJ証券株式会社	東京都千代田区	証券業	平成10年 10月22日	500	100.0
DBJ事業投資株式会社	東京都千代田区	投資コンサルティング業務	平成15年 3月10日	40	100.0
DBJキャピタル株式会社	東京都千代田区	投資事業組合の管理等	平成17年 10月14日	99	100.0
DBJアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助言・ 代理業	平成18年 11月22日	100	100.0
DBJ Singapore Limited	シンガポール 共和国	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成20年 9月15日	1 〔百万シンガ ポールドル〕	100.0
DBJ Europe Limited	英国ロンドン市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成21年 6月5日	7 〔百万ユーロ〕	100.0
DBJ投資アドバイザー株式会社	東京都千代田区	投資助言・代理業等	平成21年 12月1日	68	50.6
DBJリアルエステート株式会社	東京都千代田区	不動産賃貸業等	平成22年 2月1日	80	100.0
政投銀投資諮詢(北京)有限公司(注)5	中華人民共和國 北京市	投融資サポート業務、 アドバイザー業務等	平成23年 9月30日	4 〔百万人民元〕	100.0
その他14社(注)1	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)					
その他20社(注)1、6	—	—	—	—	—

(注)1. 連結子会社及び持分法適用会社につきましては、主要な会社のみを設立年月日順にて記載しております。その他の連結子会社及び持分法適用関連会社につきましては、その社数のみを記載しております。

2. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第1位を四捨五入して表示しております。

4. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

5. 平成26年6月に旧政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司の株式を当行が追加取得したことにより、従来、持分法適用関連会社であったものが、連結子会社となったものであります。なお、同社は平成26年6月に社名変更し、現社名となっております。

6. 持分法適用関連会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は株式会社AIRDOであります。

発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日	40,000	40,000	1,000,000	1,000,000	(注)2	(注)2
平成21年6月26日	—	40,000	—	1,000,000	△97,248(注)3	1,060,466 (注)3
平成21年9月24日 (注)4	2,064	42,064	103,232	1,103,232	—	1,060,466
平成22年3月23日 (注)4	1,559	43,623	77,962	1,181,194	—	1,060,466
平成23年12月7日 (注)5	—	43,623	6,170	1,187,364	—	1,060,466
平成24年3月23日 (注)4	8	43,632	424	1,187,788	—	1,060,466
平成24年6月6日 (注)6	—	43,632	10,528	1,198,316	—	1,060,466
平成24年12月6日 (注)7	—	43,632	8,637	1,206,953	—	1,060,466

- (注)1.平成20年10月1日における発行済株式総数、資本金の増加は会社設立によるものであります。
 なお、旧DBJは新DBJ法附則第9条の規定に基づき、平成20年10月1日付で当行にその財産の全部(同法附則第15条第2項の規定により国が承継する資産を除く。)を現物出資しており、それにより取得した株式を旧DBJへの出資者である政府に無償譲渡しております。
- 2.平成20年10月1日における資本準備金につきましては、当行定款附則第2条の規定に基づき、同法附則第16条第1項に定める評価委員が評価する資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額であります。
 なお、平成21年1月28日に開催されました株式会社日本政策投資銀行資産評価委員会(第3回会合)において、当行に承継された資産の価額(平成20年10月1日時点)が決定されました。当該資産の価額から負債の価額を差し引いた財産の価額から資本金1兆円を差し引いた金額は、1,157,715百万円となっております。
- 3.会社法第448条第1項、同法第452条の規定及び平成21年6月26日の株主総会決議に基づき、資本準備金からその他資本剰余金への振替及びその他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替により欠損填補を実施しております。
- 4.株主割当の方法により、財務大臣に、募集する普通株式の全部を割り当てております(有償)。
 発行価格(払込金額)は1株につき50,000円、資本組入額は1株につき50,000円となっております。
- 5.危機対応業務に係る財政基盤確保のために、DBJ法改正法及び平成21年度補正予算に基づき措置されておりました交付国債1兆3,500億円のうち、DBJ法附則第2条の4第1項の規定に基づき、当行は平成23年11月24日付にて61億7,000万円相当額の償還請求を実施しております。
 当該請求に基づき、同年12月7日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が上記の請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は上記の請求相当額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
- 6.上記同様、平成24年5月18日付にて105億2,800万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年6月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金は同請求額だけ増加しております。なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。
- 7.上記同様、平成24年11月20日付にて86億3,700万円相当額の交付国債の償還請求を実施しております。当該請求に基づき、同年12月6日付にて交付国債の償還が行われ、交付国債の額面金額が請求相当額だけ減少するとともに、当行の資本金が同請求額だけ増加しております(本償還後における交付国債未償還額は1兆3,246億6,500万円であります。)なお、当該手続きによる資本金の増加に関して、株式数の増減は生じておりません。

大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

第一条 (目的)

株式会社日本政策投資銀行 (以下「会社」という。) は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

第三条 (業務の範囲)

会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金 (譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。) の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券 (第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。) の売買 (有価証券関連デリバティブ取引 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。) に該当するものを除く。) 又は有価証券関連デリバティブ取引 (投資の目的をもってするものに限る。) を行うこと (第三号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権 (譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。) の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券 (資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するもの) 限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。) その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの (以下この号において「特定社債等」という。) の引受け (売出しの目的をもってするものを除く。) 又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。
- 十 銀行 (銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。) その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。
- 十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) を行うこと (第七号に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。
- 十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと (募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者 (同法第二条第九項に規定する金

融商品取引業者をいう。以下同じ。) の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。)

- 十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。
- 十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。
- 十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。
- 十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券 (当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。) 又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと (第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。)
- 十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。
- 十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。
- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四条

会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。	「協同組織金融機関」という。)、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法 (平成十九年法律第八十五号) 第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

- 2 会社の取締役、会計参与 (会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。)、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者 (金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。) の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合 (金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。) 又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定め

るところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

第五条(日本政策投資銀行債の発行)

会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。

第九条(預金の受入れ等を開始する場合の特例)

会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

第十二条(株式)

会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。

第十三条(社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

第十五条(代表取締役等の選定等の決議)

会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十六条(取締役の兼職の認可)

第四条第二項の規程の適用がある場合を除くほか、会社の常務に従事する取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。

2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

第十七条(事業計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十八条(償還計画)

会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十九条(認可対象子会社)

会社は、次に掲げる者(第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。)を子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。)としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行(長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。)
- 三 金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)
- 四 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。)
- 五 信託会社(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。)
- 六 保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第二項に規定する保険会社をいう。)
- 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

第二十条(定款の変更等)

会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分(損失の処理を除く。)、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十二条(財政融資資金の運用に関する特例)

財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三条

財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

第二十五条 (債務保証)

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

第二十九条 (主務大臣)

この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。

附則

第二条 (政府保有株式の処分)

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び次条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前条第三号に定める日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

第三条 (この法律の廃止その他の措置)

政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

第四条 (準備期間中の業務等の特例)

会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行(以下「政投銀」という。)は、準備期間(この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。)中、日本政策投資銀行法(附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。)第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 8 政投銀法第二十二条第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

第九条 (出資)

政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

第十五条 (政投銀の解散等)

政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。

- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

第十六条 (承継される財産の価額)

会社が政投銀から承継する資産及び負債(次項において「承継財産」という。)の価額は、評価委員が評価した価額とする。

第十八条 (主務大臣)

附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産(以下この条において「承継資産」という。)の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 北海道又は東北地方(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。)における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
- 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

第六十六条 (検討)

政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律(法律に基づく命令を含む。)の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

第六十七条 (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

株式会社日本政策投資銀行法案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成十九年六月五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 新たなビジネスモデルの構築に当たっては、エネルギー、鉄道、地域インフラの整備等の既存の出融資対象事業に対して引き続き円滑なファイナンスを提供できるよう、平成二十年十月までに、所要の措置を講ずるとともに、企業再生、証券化、ファンド設立等、最新の金融技術を十分に取り入れた業務展開を図ること。また、極めて長期にわたる資金供給の必要性にも配慮して、安定的な資金調達基盤の確立に努めること。
- 一 日本政策投資銀行の長期的企業価値が将来毀損されることのないよう、株式の処分方法等の検討に際しては、処分相手先の選定、発行株式の種類等について、慎重な検討を行い、株主構成の安定性等への配慮に加え、株主による企業統治が十分に機能するよう配慮すること。また、株式の処分は、株式市場等に与える影響にも十分配慮して行うこと。
- 一 移行期及び完全民営化に当たって、移行期の新会社の業務の在り方や完全民営化機関への円滑な承継のために必要な措置等について、経済社会情勢の変化や我が国の金融、産業の競争力の向上にも十分に配慮して、柔軟な対応を行うこと。
- 一 新たに指定金融機関として担うこととなる危機対応業務に関しては、現行の日本政策投資銀行が担っている危機対応機能を踏まえ、株式会社日本政策金融公庫と連携しつつ、危機に際しての円滑な資金供給に遺漏なきを期すること。

右決議する。

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「次条」を「附則第三条」に、「前条第三号に定める日」を「平成二十四年四月一日」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（政府の出資）

第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（国債の交付）

第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の償還等）

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務（平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。

5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（国債の返還等）

第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（登録免許税の課税の特例）

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

附則

（検討等）

第二条 政府は、平成二十三年度末を目的として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）に対する出資の状況、同法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。）の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第三条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項の措置の」を「平成二十四年四月一日から起算して」に改める。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号。次項において「商中法等改正法」という。)の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「及び」とあるのは、「に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置のおおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」とする。

2 この法律の施行の日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、附則第二条第二項中「次条」とあるのは、「中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四号)附則第四条」とする。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十一年六月二十五日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すこと。
- 一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融資機能を果たしていくために必要となる安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(平成23年法律第40号：抜粋)

(株式会社日本政策投資銀行法の特例)

第三十六条 東日本大震災による被害に対処するために株式会社日本政策投資銀行が行う危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する業務をいう。第百三十三条において同じ。)の円滑な実施のために行われる出資及び国債の発行又は償還については、株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、「必要があると認めるとあるのは「危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めると」と、同法附則第二条の三第一項及び第二条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十七年三月三十一日」と、同法附則第二条の五第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「平成二十七年七月一日」として、これらの規定を適用する。

附則

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第九条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十三年度末」を「平成二十六年度末」に改め、「附則第二条の二」の下に「(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「同法附則第二条の四第二項」を「この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項」に改める。

(参考1) 株式会社日本政策投資銀行法附則(株式会社日本政策投資銀行法改正法による改正後及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「財特法」による改正・読み替え後)

(政府保有株式の処分)

第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式(次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。)について、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとする。

(政府の出資)

第二条の二 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、危機対応業務の円滑な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(国債の交付)

第二条の三 政府は、平成二十七年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務(以下「危機対応業務」という。)を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。

2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。

(国債の償還等)

第二条の四 会社は、その行う危機対応業務(平成二十七年三月三十一日までに行うものに限る。)に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。

(参考2) 株式会社日本政策投資銀行法改正法附則(財特法による改正後)

(検討等)

第二条 政府は、平成二十六年度末を目途として、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)に対する出資の状況、この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第二項の規定に基づく国債の償還の状況、会社による危機対応業務(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。以下同じ。)の実施の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時会社の発行済株式の総数の三分の一

を超える株式を保有する等会社に対し国が一定の関与を行うとの観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた政府による会社の株式の保有の在り方を含めた会社の組織の在り方を見直し、必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置が講ぜられるまでの間、次条の規定によ

る改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項及びこの法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条第一項の規定にかかわらず、その保有する会社の株式を処分しないものとする。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成27年法律第23号：抜粋）

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついて、」の下に「会社の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の六の次に次の二十五条を加える。

（会社が危機対応業務を行う責務）

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

（危機対応業務に係る株式の政府保有）

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有してなければならない。

（危機対応業務に係る政府の出資）

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要であると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

（危機対応業務に係る事業計画の特則等）

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。
- 3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

（特定投資業務）

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

- 2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務（同年四月一日以後に行うものを含む。）をいう。
- 3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。
 - 一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動
 - 二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

- 一 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付けを行うこと。
- 二 資金の出資を行うこと。
- 三 劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。）の取得を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

（特定投資業務に係る株式の政府保有）

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

（特定投資業務に係る政府の出資等）

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

（特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励）

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

（特定投資指針）

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準
 - 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
 - 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
 - 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
 - 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
 - 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

（特定投資業務規程）

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程（次項において「特定投資業務規程」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（特定投資業務に係る事業計画の特則等）

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

（特定投資業務等に係る収支の状況）

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 一 特定投資業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

（特定投資業務の完了）

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

（適正な競争関係の確保）

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
- 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

附則

(国債の返還に関する経過措置)

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

(国債の償還等に関する経過措置)

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務（施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができる。

- 2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。
- 3 第二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第四条第一項及び第二項」とする。

(特定投資業務規程等に関する経過措置)

第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

- 2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

- 3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「ついては、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

(危機対応業務に関する検討)

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(特定投資業務に関する検討)

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務（新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会
平成二十七年四月十日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性

及び危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高め、いく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会
平成二十七年五月十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に留意し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。
- 一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。
- 一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、

同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。
- 一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。

右決議する。

財務の状況

I. 経理の状況	142
連結財務諸表等	143
連結財務諸表	143
連結貸借対照表.....	143
連結損益計算書.....	144
連結包括利益計算書.....	145
連結株主資本等変動計算書.....	146
連結キャッシュ・フロー計算書.....	147
注記事項.....	148
連結附属明細表.....	176
その他	177
財務諸表等	178
財務諸表	178
貸借対照表.....	178
損益計算書.....	180
株主資本等変動計算書.....	181
注記事項.....	182
附属明細表.....	187
主な資産及び負債の内容	187
その他	187
II. 参考情報	188
財務諸指標.....	188
開示債権と引当・保全の状況(単体).....	195
金融再生法開示債権の状況(単体).....	196
リスク管理債権の状況(連結).....	197
自己資本比率の状況.....	197
III. 自己資本充実の状況	198
自己資本の構成に関する開示事項.....	198
定性的な開示事項.....	205
定量的な開示事項.....	208

I. 経理の状況

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

【1】連結財務諸表等

(1)【連結財務諸表】

①連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当連結会計年度 (平成27年3月31日)	
資産の部				
現金預け金	※7, 8	260,185	※7, 8	317,772
コールローン及び買入手形		87,000		335,000
買現先勘定	※2	—	※2	5,299
金銭の信託		134,215		54,853
有価証券	※1, 7, 11	1,637,587	※1, 7, 11	1,887,906
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	13,838,410	※3, 4, 5, 6, 7, 9	13,261,343
その他資産	※7	115,423	※7	140,943
有形固定資産	※7, 8, 10	237,610	※7, 8, 10	266,196
建物		21,088		20,362
土地		92,617		91,788
リース資産		12		9
建設仮勘定		2,257		2,353
その他の有形固定資産		121,634		151,681
無形固定資産		6,409		6,180
ソフトウェア		4,700		4,277
その他の無形固定資産		1,708		1,902
退職給付に係る資産		—		2,508
繰延税金資産		153		363
支払承諾見返		107,174		167,482
貸倒引当金		△112,997		△84,717
投資損失引当金		△459		△525
資産の部合計		16,310,711		16,360,608
負債の部				
債券	※7	3,085,674	※7	3,220,206
借入金	※7, 8	9,182,603	※7, 8	8,598,219
社債	※8	1,151,746	※8	1,349,102
その他負債		131,094		225,816
賞与引当金		4,682		4,658
役員賞与引当金		11		11
退職給付に係る負債		8,727		7,959
役員退職慰労引当金		73		72
偶発損失引当金		7		12
繰延税金負債		11,202		39,793
支払承諾		107,174		167,482
負債の部合計		13,682,997		13,613,334
純資産の部				
資本金		1,206,953		1,206,953
資本剰余金		1,060,466		1,060,466
利益剰余金		282,733		344,728
株主資本合計		2,550,152		2,612,147
その他有価証券評価差額金		37,767		85,865
繰延ヘッジ損益		30,006		33,311
為替換算調整勘定		709		1,617
退職給付に係る調整累計額		△944		△12
その他の包括利益累計額合計		67,538		120,781
少数株主持分		10,022		14,344
純資産の部合計		2,627,714		2,747,274
負債及び純資産の部合計		16,310,711		16,360,608

②連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
経常収益	361,610	339,043
資金運用収益	255,329	235,689
貸出金利息	228,301	204,905
有価証券利息配当金	18,813	22,463
コールローン利息及び買入手形利息	98	149
買現先利息	282	231
預け金利息	41	51
金利スワップ受入利息	7,680	7,720
その他の受入利息	110	167
役務取引等収益	13,952	8,696
その他業務収益	15,687	13,084
その他経常収益	76,641	81,573
貸倒引当金戻入益	26,168	25,601
償却債権取立益	4,636	3,009
投資損失引当金戻入益	42	—
偶発損失引当金戻入益	128	—
その他の経常収益	※1 45,665	※1 52,962
経常費用	195,833	186,001
資金調達費用	132,167	117,849
債券利息	39,773	36,488
コールマネー利息及び売渡手形利息	7	0
借入金利息	87,844	76,788
短期社債利息	32	12
社債利息	4,488	4,497
その他の支払利息	20	62
役務取引等費用	276	713
その他業務費用	7,224	10,751
営業経費	47,436	43,562
その他経常費用	8,728	13,125
投資損失引当金繰入額	—	65
その他の経常費用	※2 8,728	※2 13,059
経常利益	165,777	153,041
特別利益	586	872
固定資産処分益	25	649
負ののれん発生益	559	223
その他の特別利益	1	—
特別損失	349	250
固定資産処分損	245	130
減損損失	103	120
税金等調整前当期純利益	166,014	153,662
法人税、住民税及び事業税	25,102	51,593
法人税等調整額	15,765	7,381
法人税等合計	40,868	58,974
少数株主損益調整前当期純利益	125,146	94,687
少数株主利益	843	1,928
当期純利益	124,303	92,758

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	125,146	94,687
その他の包括利益	※1 1,185	※1 56,155
その他有価証券評価差額金	4,355	51,094
繰延ヘッジ損益	△3,944	3,538
為替換算調整勘定	389	692
退職給付に係る調整額	—	922
持分法適用会社に対する持分相当額	385	△93
包括利益	126,332	150,843
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	121,983	146,002
少数株主に係る包括利益	4,348	4,841

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	1,060,466	193,595	2,461,014
当期変動額				
剰余金の配当			△35,254	△35,254
当期純利益			124,303	124,303
連結範囲の変動			89	89
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	89,138	89,138
当期末残高	1,206,953	1,060,466	282,733	2,550,152

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	36,873	33,987	△57	—	70,803	6,759	2,538,576	
当期変動額								
剰余金の配当							△35,254	
当期純利益							124,303	
連結範囲の変動							89	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	894	△3,980	767	△944	△3,264	3,263	△0	
当期変動額合計	894	△3,980	767	△944	△3,264	3,263	89,137	
当期末残高	37,767	30,006	709	△944	67,538	10,022	2,627,714	

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	1,060,466	282,733	2,550,152
会計方針の変更による累積的影響額			41	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,206,953	1,060,466	282,774	2,550,193
当期変動額				
剰余金の配当			△30,804	△30,804
当期純利益			92,758	92,758
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	61,954	61,954
当期末残高	1,206,953	1,060,466	344,728	2,612,147

	その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	37,767	30,006	709	△944	67,538	10,022	2,627,714	
会計方針の変更による累積的影響額							41	
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,767	30,006	709	△944	67,538	10,022	2,627,755	
当期変動額								
剰余金の配当							△30,804	
当期純利益							92,758	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	57,564	
当期変動額合計	48,098	3,305	907	932	53,243	4,321	119,519	
当期末残高	85,865	33,311	1,617	△12	120,781	14,344	2,747,274	

④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	166,014	153,662
減価償却費	5,707	5,012
のれん償却額	107	111
負ののれん発生益	△559	△223
減損損失	103	120
持分法による投資損益(△は益)	△2,252	△2,299
貸倒引当金の増減(△)	△34,419	△28,279
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△42	65
賞与引当金の増減額(△は減少)	105	△23
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△0	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△10,313	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	—	△2,808
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	7,267	△426
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△128	5
資金運用収益	△255,329	△235,689
資金調達費用	132,167	117,849
有価証券関係損益(△)	△33,626	△37,324
金銭の信託の運用損益(△は益)	△5,396	△36
為替差損益(△は益)	△18,385	△21,006
固定資産処分損益(△は益)	219	△519
貸出金の純増(△)減	79,814	577,066
債券の純増減(△)	32,396	134,532
借入金の純増減(△)	△265,823	△584,383
短期社債(負債)の純増減(△)	△43,997	—
普通社債発行及び償還による増減(△)	280,490	197,355
預け金の純増(△)減	△9,717	△38,120
コールローン等の純増(△)減	△3,000	△248,000
買現先勘定の純増(△)減	165,975	△5,299
資金運用による収入	264,234	247,410
資金調達による支出	△133,370	△118,959
その他	68,208	35,399
小計	386,449	145,191
法人税等の支払額	△41,463	△23,112
営業活動によるキャッシュ・フロー	344,986	122,078
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,317,120	△755,432
有価証券の売却による収入	196,229	64,716
有価証券の償還による収入	860,725	575,039
金銭の信託の増加による支出	△140	△1
金銭の信託の減少による収入	42,498	79,580
有形固定資産の取得による支出	△786	△33,682
有形固定資産の売却等による収入	5,443	1,793
無形固定資産の取得による支出	△1,057	△1,715
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	203	23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△214,004	△69,676
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△35,254	△30,804
少数株主からの払込みによる収入	33	1,034
少数株主への配当金の支払額	△1,118	△3,632
財務活動によるキャッシュ・フロー	△36,339	△33,402
現金及び現金同等物に係る換算差額	687	467
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	95,330	19,466
現金及び現金同等物の期首残高	124,017	219,805
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	457	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 219,805	※1 239,272

注記事項

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社25社

主要な連結子会社名は、「コーポレート・データ 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

政投銀投資諮詢(北京)有限公司は株式の追加取得(あわせて政投銀日垂投資諮詢(北京)有限公司から社名を変更)により、ベンチャーファンド投資(株)他3社は設立により、当連結会計年度から連結しております。

また、DBJキャピタル1号投資事業組合は清算により、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社30社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

テクセリアルズ(株)

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、出資先の支配を目的とするものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社20社

主要な会社名

(株)AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

三幸(株)は重要性が増加したことにより、En Fund L.P.他1社は設立により、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、東北水力地熱(株)は株式の売却により、持分法の対象から除外しております。政投銀日垂投資諮詢(北京)有限公司は株式の追加取得により、当連結会計年度から連結していることから、持分法の対象から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社30社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社93社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び

その他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、(株)メディクルード、日本省力機械(株)、(株)PRISM Pharma、(株)泉精器製作所、(株)OPAL、TES HOLDINGS LIMITED、浦华环保有限公司、GraceA(株)、(株)ソシオネクスト、NAM HOA TRADING & PRODUCTION CORPORATION、Sartorius Mechatronics T&H GmbH(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 16社

2月末日 1社

3月末日 8社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)(イ)と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附

属設備を除く。)については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(4)繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5)貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,371百万円(前連結会計年度末は39,715百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回

収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6)投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7)賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8)役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9)役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10)偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

(11)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

(12)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッ

ジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券及び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関して

は、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(16)消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(17)不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加

重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が41百万円減少し、利益剰余金が41百万円増加しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ27百万円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

未適用の会計基準等

企業結合に関する会計基準等(平成25年9月13日)

(1)概要

当該会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③暫定的な会計処理の取扱い、④当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更を中心に改正されたものであります。

(2)適用予定日

当行は、改正後の当該会計基準等を平成27年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
株式	27,630百万円	30,307百万円
出資金	40,248百万円	44,846百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	一百万円	5,299百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	2,710百万円	一百万円
延滞債権額	95,269百万円	80,537百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	39,362百万円	21,741百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
合計額	137,343百万円	102,278百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	3,614百万円	3,110百万円
有形固定資産	47,475百万円	48,640百万円
計	51,089百万円	51,750百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	32,000百万円	32,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	153,863百万円	113,580百万円
貸出金	497,275百万円	562,189百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	18,909百万円	一百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
中央清算機関差入証拠金	一百万円	10,255百万円
保証金	60百万円	63百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
債券	1,723,822百万円	1,488,822百万円

※8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	32,000百万円	32,000百万円
社債	7,500百万円	7,500百万円
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	8,117百万円	6,586百万円
有形固定資産	47,475百万円	48,640百万円

※9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	496,222百万円	598,519百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	159,850百万円	157,423百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
減価償却累計額	7,433百万円	10,513百万円

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	1,800百万円	2,616百万円

(連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
株式等売却益	5,363百万円	21,189百万円
金銭の信託運用益	5,408百万円	36百万円
投資事業組合等利益	26,218百万円	22,301百万円
土地建物賃貸料	2,523百万円	3,468百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
株式等償却	2,135百万円	4,871百万円
投資事業組合等損失	3,881百万円	6,432百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	33,531	90,884
組替調整額	△24,025	△18,751
税効果調整前	9,506	72,133
税効果額	△5,151	△21,038
その他有価証券評価差額金	4,355	51,094
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	1,499	11,336
組替調整額	△8,077	△8,291
税効果調整前	△6,578	3,044
税効果額	2,633	494
繰延ヘッジ損益	△3,944	3,538
為替換算調整勘定：		
当期発生額	389	692
組替調整額	—	—
税効果調整前	389	692
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	389	692
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	1,210
組替調整額	—	225
税効果調整前	—	1,435
税効果額	—	△512
退職給付に係る調整額	—	922
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	631	△146
組替調整額	△246	53
税効果調整前	385	△93
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	385	△93
その他の包括利益合計	1,185	56,155

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日	普通株式	35,254百万円	808円	平成25年	平成25年
定時株主総会				3月31日	6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	30,804百万円	利益剰余金	706円	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式 普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月24日 定時株主総会	普通株式	30,804百万円	706円	平成26年 3月31日	平成26年 6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514百万円	利益剰余金	516円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
現金預け金勘定	260,185百万円	317,772百万円
定期性預け金等	△40,380百万円	△78,500百万円
現金及び現金同等物	219,805百万円	239,272百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、情報関連機器及び事務機器であります。

②無形固定資産

該当ありません。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	378	365
1年超	482	176
合計	860	542

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	2,863	3,811
1年超	10,397	13,169
合計	13,261	16,980

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的(子会社・関連会社向けを含む)で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング(特定取引)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握し、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ・フロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利リスクのヘッジ目的のために金利スワップを一部行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量（損失額の推定値）は、ヒストリカルシミュレーション法（保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%）によるVaRに基づいております。平成27年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、25,415百万円です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的に実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	260,185	260,185	—
(2) コールローン及び買入手形	87,000	87,000	—
(3) 買現先勘定	—	—	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	879,576	901,570	21,993
その他有価証券	391,479	391,479	—
(5) 貸出金	13,838,410		
貸倒引当金（*1）	△111,623		
	13,726,786	14,294,225	567,438
資産計	15,345,028	15,934,461	589,432
(1) 債券	3,085,674	3,216,736	131,062
(2) 借入金	9,082,603	9,164,024	81,421
(3) 社債	1,151,746	1,155,979	4,232
負債計	13,320,024	13,536,740	216,715
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,480)	(2,480)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	40,006	40,006	—
デリバティブ取引計	37,526	37,526	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	317,772	317,776	3
(2)コールローン及び買入手形	335,000	335,000	—
(3)買現先勘定	5,299	5,299	—
(4)有価証券			
満期保有目的の債券	915,689	937,274	21,584
その他有価証券	418,171	418,171	—
(5)貸出金	13,261,343		
貸倒引当金(*1)	△83,765		
	13,177,578	13,743,661	566,083
資産計	15,169,511	15,757,183	587,671
(1)債券	3,220,206	3,358,048	137,841
(2)借入金	8,498,219	8,606,481	108,261
(3)社債	1,349,102	1,353,954	4,852
負債計	13,067,528	13,318,484	250,956
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10,929)	(10,929)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	39,830	39,830	—
デリバティブ取引計	28,900	28,900	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形、(3)買現先勘定

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額(金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額)を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性(信用リスク)を負担するための対価(リスク・プレミアム)を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。(一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。)なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
① 金銭の信託(*1)	134,215	54,853
② 非上場株式(*2)(*3)	176,406	326,875
③ 組合出資金(*1)	135,578	169,296
④ 非上場その他の証券(*2)(*3)	54,545	57,873
⑤ 産業投資借入金(財政投融资特別会計)(*4)	100,000	100,000
合計	600,745	708,899

(*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 前連結会計年度において、1,731百万円(うち非上場株式1,269百万円、非上場その他の証券462百万円)の減損処理を行っております。当連結会計年度において、4,763百万円(うち非上場株式984百万円、非上場その他の証券3,778百万円)の減損処理を行っております。

(*4) 産業投資借入金(財政投融资特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	260,179	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	87,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	72,579	406,911	198,855	120,976	49,970	30,283
国債	—	35,783	66,321	20,145	20,387	30,283
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	29,784	199,205	81,976	29,980	12,500	—
その他	42,795	171,923	50,557	70,851	17,082	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	179,074	39,993	49,295	43,567	21,699	3,062
国債	149,994	—	—	5,323	20,801	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	24,115	39,993	49,295	38,244	898	—
その他	4,965	—	—	—	—	3,062
貸出金(*)	2,173,896	4,203,074	2,901,652	2,209,503	1,512,472	739,830
合計	2,772,730	4,649,980	3,149,803	2,374,048	1,584,141	773,175

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない97,980百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	317,765	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	335,000	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	276,551	276,137	224,772	66,324	36,724	35,179
国債	—	81,224	40,328	10,295	15,124	25,179
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	106,934	119,189	100,205	23,796	11,600	10,000
その他	169,617	75,723	84,239	32,232	10,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	6,477	67,641	93,412	90,135	39,991	8,116
国債	—	—	—	42,488	30,743	8,116
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	6,477	67,641	93,412	47,647	5,894	—
その他	—	—	—	—	3,354	—
貸出金(*)	2,132,424	4,076,764	3,010,127	1,840,382	1,419,033	702,074
合計	3,068,218	4,420,542	3,328,312	1,996,842	1,495,749	745,369

(*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない80,537百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,409,305	2,452,745	2,010,249	1,086,772	1,237,236	986,294
債券及び社債	455,003	1,343,913	1,097,112	348,951	703,846	288,592
合計	1,864,309	3,796,658	3,107,362	1,435,724	1,941,082	1,274,887

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,412,658	2,296,269	1,811,920	1,042,815	1,110,694	923,862
債券及び社債	540,420	1,563,394	1,018,110	428,803	719,934	298,645
合計	1,953,079	3,859,663	2,830,030	1,471,619	1,830,628	1,222,507

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	172,921	183,241	10,319
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	293,495	299,025	5,529
	その他	234,667	242,233	7,565
	小計	701,085	724,500	23,414
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	59,950	59,657	△292
	その他	118,541	117,412	△1,128
	小計	178,491	177,070	△1,420
合計		879,576	901,570	21,993

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	172,151	182,880	10,728
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	308,070	313,567	5,496
	その他	306,557	312,569	6,012
	小計	786,779	809,017	22,237
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	63,654	63,350	△303
	その他	65,255	64,906	△349
	小計	128,909	128,256	△652
合計		915,689	937,274	21,584

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	50,573	25,305	25,267
	債券	251,628	238,910	12,717
	国債	121,142	121,067	74
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	130,486	117,842	12,643
	その他	11,911	3,804	8,106
	小計	314,113	268,021	46,092
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	56	75	△18
	債券	77,038	77,081	△43
	国債	54,976	54,996	△20
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	22,062	22,085	△23
	その他	40,271	40,280	△9
	小計	117,366	117,437	△71
	合計	431,479	385,458	46,021

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	106,846	33,475	73,371
	債券	271,942	238,259	33,682
	国債	81,347	80,160	1,186
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	190,595	158,099	32,496
	その他	6,485	3,810	2,674
	小計	385,273	275,545	109,728
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,390	2,419	△29
	債券	30,477	30,755	△278
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	30,477	30,755	△278
	その他	72,028	72,028	—
	小計	104,897	105,204	△307
	合計	490,171	380,750	109,421

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	17,965	1,439	77
債券	172,111	1,543	85
国債	161,843	1,389	81
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	10,267	153	4
その他	6,162	2,022	530
合計	196,238	5,005	692

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	36,599	18,226	1
債券	20,203	94	1
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	20,203	94	1
その他	2,579	1,354	—
合計	59,382	19,675	2

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、401百万円(うち株式45百万円、その他の証券355百万円)であります。

当連結会計年度における減損処理額は、108百万円(全額がその他の証券)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	134,215	133,957	258	258	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	54,853	54,451	401	401	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	60,926
その他有価証券	60,668
その他の金銭の信託	258
(△)繰延税金負債	18,103
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	42,822
(△)少数株主持分相当額	5,110
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	55
その他有価証券評価差額金	37,767

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,496百万円(収益)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	133,059
その他有価証券	132,657
その他の金銭の信託	401
(△)繰延税金負債	39,142
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	93,917
(△)少数株主持分相当額	8,023
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△28
その他有価証券評価差額金	85,865

(注) 1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,170百万円(収益)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	774,581	666,807	18,074	18,074
	受取変動・支払固定	771,825	664,035	△12,971	△12,971
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,102	5,102

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	852,007	787,406	22,068	22,068
	受取変動・支払固定	845,243	782,892	△16,259	△16,259
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	5,808	5,808

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	取引所				
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	97,497	97,497	△7,331	△7,331
店頭	為替予約				
	売建	263,016	—	△141	△141
	買建	2,223	—	41	41
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△7,431	△7,431

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金融商品	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	取引所				
取引所	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	73,147	73,147	△17,921	△17,921
店頭	為替予約				
	売建	256,929	—	1,297	1,297
	買建	1,256	—	△1	△1
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△16,626	△16,626

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	31,035	31,035	△152	△152
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△152	△152

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	20,404	20,404	0	0
	買建	3,500	3,500	△113	△113
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△112	△112

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	債券、借入金 及び貸出金	404,830	389,247	42,239
	受取変動・支払固定		32,600	27,195	△1,861
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	債券、借入金、 社債及び貸出金	798,819	753,295	(注)3
	受取変動・支払固定		57,074	56,956	
	合計	—	—	—	40,377

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	債券、借入金、 有価証券及び 貸出金	309,247	308,664	39,603
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債及び貸出金	1,011,685	843,262	(注)3
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	合計	—	—	—	38,043

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券 及び社債	102,302	102,302	(注)2
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	その他有価証券	39,368	—	△370
	売建				
	買建				
	合計	—	—	—	△370

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等 の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券 及び社債	155,782	151,855	(注)2
ヘッジ対象 に係る損益 を認識する 方法	為替予約	その他有価証券	51,065	—	1,787
	売建				
	買建				
	合計	—	—	—	1,787

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券及び社債の時価に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成25年5月14日に国に返還額（最低責任準備金）の納付を行いました。前連結会計年度における損益への影響額は、その他の経常収益として26百万円を計上しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	39,036	31,888
会計方針の変更に伴う累積的影響額	—	△41
会計方針の変更を反映した当期首残高	—	31,847
勤務費用	1,381	1,524
利息費用	581	347
数理計算上の差異の発生額	310	282
退職給付の支払額	△1,911	△1,759
厚生年金基金の代行返上に伴う退職給付債務の消滅	△7,509	—
退職給付債務の期末残高	31,888	32,243

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	26,465	23,161
期待運用収益	132	115
数理計算上の差異の発生額	831	1,493
事業主からの拠出額	4,134	2,795
退職給付の支払額	△918	△773
厚生年金基金の代行返上に伴う年金資産の消滅	△7,483	—
年金資産の期末残高	23,161	26,792

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	23,535	24,284
年金資産	△23,161	△26,792
	373	△2,508
非積立型制度の退職給付債務	8,353	7,959
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,727	5,450
退職給付に係る負債	8,727	7,959
退職給付に係る資産	—	△2,508
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,727	5,450

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
勤務費用	1,381	1,524
利息費用	581	347
期待運用収益	△132	△115
数理計算上の差異の費用処理額	264	212
過去勤務費用の費用処理額	12	12
確定給付制度に係る退職給付費用	2,107	1,981

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
過去勤務費用	—	12
数理計算上の差異	—	1,422
合計	—	1,435

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	△82	△69
未認識数理計算上の差異	△1,377	45
合計	△1,459	△24

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
債券	86%	85%
株式	11%	12%
現金及び預金	—	—
その他	3%	3%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
割引率	1.5%	1.1%
予想昇給率	2.2%～6.2%	2.0%～5.5%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度203百万円、当連結会計年度206百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	40,428百万円	35,282百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	14,747百万円	14,511百万円
連結子会社の資産時価評価差額	4,397百万円	4,200百万円
退職給付に係る負債	2,563百万円	2,166百万円
税務上の繰越欠損金	1,503百万円	1,367百万円
その他	6,892百万円	9,055百万円
繰延税金資産小計	70,532百万円	66,584百万円
評価性引当額	△44,978百万円	△46,834百万円
繰延税金資産合計	25,553百万円	19,749百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△18,103百万円	△39,093百万円
繰延ヘッジ損益	△16,562百万円	△16,068百万円
その他	△1,936百万円	△4,018百万円
繰延税金負債合計	△36,602百万円	△59,179百万円
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△11,048百万円	△39,430百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	153百万円	363百万円
繰延税金負債	△11,202百万円	△39,793百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	35.64%
評価性引当額の増減	△12.70%	4.09%
その他	△0.69%	△1.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.62%	38.38%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5百万円、繰延税金負債は4,192百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3,926百万円、繰延ヘッジ損益は1,519百万円、退職給付に係る調整累計額0百万円、法人税等調整額は1,259百万円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は46百万円減少し、法人税等調整額は46百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

支店等の不動産賃貸借契約に関して、原状回復義務に係る資産除去債務を計上しております。また、大手町連鎖型再開発事業に伴う本店移転に関して、旧本店建物の取壊義務及びこれに関連する有害物質の除去義務等に係る資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主として、使用見込期間を取得から4年～8年と見積り、割引率は0.1%～1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
期首残高	2,821百万円	1,722百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	1百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	△1,902百万円	△347百万円
見積りの変更による増加額	799百万円	94百万円
その他増減額(△は減少)	3百万円	△0百万円
期末残高	1,722百万円	1,470百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	259,107	60,196	42,307	361,610

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	233,516	71,095	34,430	339,043

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入(注1)	300,000	借入金	4,213,694
							借入金の返済	552,313		
							利息の支払	51,734	未払費用	14,456
							債務被保証(注2)	2,652,005	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成45年10月20日であります。なお、担保は提供していません。

2. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

3. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,764,887百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣)	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100.00	資金の 借入等	資金の借入(注1)	300,000	借入金	4,066,419
							借入金の返済	447,275		
							利息の支払	44,822	未払費用	13,687
							債務被保証(注2)	2,895,482	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成46年10月20日であります。なお、担保は提供していません。

2. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

3. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から3,286,500百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
記載すべき重要なものはありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	59,994.26円	62,635.39円
1株当たり当期純利益金額	2,848.87円	2,125.91円

(注)1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額	2,627,714百万円	2,747,274百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	10,022百万円	14,344百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,617,691百万円	2,732,929百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
当期純利益	124,303百万円	92,758百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円	—百万円
普通株式に係る当期純利益	124,303百万円	92,758百万円
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産が、0円94銭増加し、1株当たり当期純利益金額は0円42銭減少しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

⑤連結附属明細表

債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要	
当行	8~23回 政府保証債 (国内債)	平成16年8月27日~ 平成20年8月20日	552,827 [49,981]	502,901 [42,998]	1.3~2.2	一般 担保	平成26年8月27日~ 平成35年6月19日	(注)1	
	(注)7								
	1~28回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日~ 平成27年3月13日	798,624	998,847	0.11~2.1	無担保	平成28年7月29日~ 平成37年3月13日		
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,058	25,054	1.81	一般 担保	平成40年9月4日	(注)2	
	(注)7								
	5~14次 政府保証債 (外国債)	平成14年12月13日~ 平成19年11月26日	703,230 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	628,362 (1,600,000千\$) (700,000千EUR)	1.05~5.125	一般 担保	平成26年6月20日~ 平成39年11月26日	(注)1	
	[74,995]		[75,763]			(注)7			
	1~11次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成21年12月1日~ 平成27年1月28日	564,020 (5,850,000千\$)	733,109 (6,855,000千\$)	0.4636~ 2.875	無担保	平成26年12月1日~ 平成36年9月19日	(注)3	
	[36,022]		[153,058]						
	11, 16, 19, 20, 24, 27, 29~31, 33~37, 39, 41, 42, 44, 46, 49, 51回 財投機関債 (国内債)	平成15年12月16日~ 平成20年7月31日	439,912 [109,997]	329,929 [39,999]	1.4~2.74	一般 担保	平成26年6月20日~ 平成59年3月20日	(注)4	
	(注)7								
	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保	平成35年9月19日	(注)4	
	(注)7							(注)5	
	4, 5, 7, 9, 11~13, 15~21, 23~52回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成21年4月30日~ 平成27年1月16日	980,000 [150,000]	1,095,000 [185,000]	0.101~ 1.745	無担保	平成26年6月20日~ 平成41年9月20日		
	1~4回 普通社債 (私募債)(国内債)	平成21年8月24日~ 平成27年2月5日	20,000 [10,000]	25,000 [10,000]	0.253~ 0.847	無担保	平成26年9月19日~ 平成36年2月5日		
	17, 20~53回 普通社債 (ユーロMTN)	平成22年1月28日~ 平成26年10月7日	144,246 (1,195,000千\$) (160,000千EUR) (35,000千GBP)	221,602 (1,366,000千\$) (510,000千EUR) (32,000千GBP)	0.235~ 2.868	無担保	平成26年5月12日~ 平成35年10月23日	(注)6	
	[24,006]		[33,601]						
	グリーン アセット インベ ストメント 特定目 的会社	1回 特定社債	平成24年12月7日	7,500	7,500	5.53	一般 担保	平成29年11月30日	
	合計	—	—	4,237,421	4,569,308	—	—	—	—

(注)1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディウム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。

4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建及びユーロ英ポンド建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
9. 「当期末残高」欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
10. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額	540,420	845,396	717,998	554,678	463,431

借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	9,182,603	8,598,219	0.84%	—
借入金	9,182,603	8,598,219	0.84%	平成27年4月～平成46年10月
1年以内に返済 予定のリース債務	5	6	8.22%	—
リース債務(1年 以内に返済予定の ものを除く。)	8	5	9.28%	平成28年4月～平成31年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,412,658	1,192,335	1,103,933	999,698	812,221
リース債務	6	3	0	0	—

資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2)【その他】

該当事項はありません。

【2】財務諸表等

(1)【財務諸表】

①貸借対照表

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
現金預け金	240,522	287,698
現金	2	3
預け金	240,519	287,694
コールローン	87,000	335,000
買現先勘定	※2	※2
—	—	5,299
金銭の信託	134,215	53,742
有価証券	※1, 7, 9	※1, 7, 9
国債	349,039	253,498
社債	505,953	592,756
株式	265,947	477,506
その他の証券	471,520	525,129
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8	※3, 4, 5, 6, 7, 8
—	13,963,046	13,409,078
証書貸付	13,963,046	13,409,078
その他資産	113,707	138,722
前払費用	4,894	4,166
未収収益	36,218	31,758
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	54,854	60,840
その他の資産	※7	※7
—	16,803	41,019
有形固定資産	116,585	114,863
建物	21,012	20,293
土地	92,617	91,788
リース資産	12	9
建設仮勘定	768	707
その他の有形固定資産	2,174	2,064
無形固定資産	5,424	5,279
ソフトウェア	4,667	4,218
その他の無形固定資産	757	1,060
前払年金費用	—	1,326
支払承諾見返	107,174	167,482
貸倒引当金	△111,716	△83,460
投資損失引当金	△459	△525
資産の部合計	16,247,962	16,283,399

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
債券	※7 3,085,674	※7 3,220,206
借入金	9,150,398	8,566,219
借入金	9,150,398	8,566,219
社債	1,144,246	1,341,602
その他負債	127,069	218,200
未払法人税等	12,313	38,519
未払費用	24,534	23,120
前受収益	625	586
金融派生商品	17,328	31,939
金融商品等受入担保金	66,106	120,017
リース債務	13	11
資産除去債務	1,666	1,411
その他の負債	4,481	2,595
賞与引当金	4,415	4,415
役員賞与引当金	11	11
退職給付引当金	7,118	6,601
役員退職慰労引当金	69	66
偶発損失引当金	7	12
繰延税金負債	11,695	39,175
支払承諾	107,174	167,482
負債の部合計	13,637,880	13,563,994
純資産の部		
資本金	1,206,953	1,206,953
資本剰余金	1,060,466	1,060,466
資本準備金	1,060,466	1,060,466
利益剰余金	275,716	335,018
その他利益剰余金	275,716	335,018
別途積立金	152,475	244,911
繰越利益剰余金	123,240	90,107
株主資本合計	2,543,135	2,602,438
その他有価証券評価差額金	37,703	84,749
繰延ヘッジ損益	29,243	32,217
評価・換算差額等合計	66,946	116,966
純資産の部合計	2,610,081	2,719,404
負債及び純資産の部合計	16,247,962	16,283,399

②損益計算書

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
経常収益	340,802	328,664
資金運用収益	255,448	236,107
貸出金利息	229,860	207,042
有価証券利息配当金	17,378	20,748
コールローン利息	98	149
買現先利息	282	231
預け金利息	36	46
金利スワップ受入利息	7,680	7,720
その他の受入利息	110	167
役務取引等収益	13,087	8,091
その他の役務収益	13,087	8,091
その他業務収益	10,899	14,015
外国為替売買益	5,373	7,862
国債等債券売却益	1,926	94
国債等債券償還益	2,388	5,047
その他の業務収益	1,211	1,011
その他経常収益	61,368	70,450
貸倒引当金戻入益	25,692	25,578
償却債権取立益	4,636	3,009
株式等売却益	2,396	12,353
金銭の信託運用益	751	36
投資損失引当金戻入益	42	—
偶発損失引当金戻入益	128	—
その他の経常収益	※1 27,721	※1 29,472
経常費用	186,061	180,342
資金調達費用	132,090	117,846
債券利息	39,773	36,488
コールマネー利息	7	0
借入金利息	87,766	76,785
短期社債利息	32	12
社債利息	4,488	4,497
その他の支払利息	20	62
役務取引等費用	235	662
その他の役務費用	235	662
その他業務費用	7,224	10,751
国債等債券売却損	1,036	1
債券発行費償却	469	708
社債発行費償却	656	760
金融派生商品費用	5,062	9,280
営業経費	40,323	40,352
その他経常費用	6,187	10,728
偶発損失引当金繰入額	—	5
投資損失引当金繰入額	—	65
貸出金償却	321	327
株式等売却損	42	—
株式等償却	1,868	4,776
金銭の信託運用損	12	—
その他の経常費用	※2 3,944	※2 5,554
経常利益	154,741	148,322
特別利益	9,589	125
固定資産処分益	25	125
子会社清算益	9,563	—
特別損失	348	245
固定資産処分損	245	126
減損損失	103	119
税引前当期純利益	163,982	148,202
法人税、住民税及び事業税	24,588	50,322
法人税等調整額	16,153	7,798
法人税等合計	40,741	58,121
当期純利益	123,240	90,080

③株主資本等変動計算書

前事業年度(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,206,953	1,060,466	1,060,466	117,190	70,540	187,730	2,455,149
当期変動額							
剰余金の配当					△35,254	△35,254	△35,254
別途積立金の積立				35,285	△35,285	—	—
当期純利益					123,240	123,240	123,240
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	35,285	52,700	87,985	87,985
当期末残高	1,206,953	1,060,466	1,060,466	152,475	123,240	275,716	2,543,135

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	27,707	33,803	61,511	2,516,661	
当期変動額					
剰余金の配当				△35,254	
別途積立金の積立				—	
当期純利益				123,240	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	9,995	△4,560	5,435	5,435	
当期変動額合計	9,995	△4,560	5,435	93,420	
当期末残高	37,703	29,243	66,946	2,610,081	

当事業年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

	株主資本						株主資本 合計
	資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金 別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,206,953	1,060,466	1,060,466	152,475	123,240	275,716	2,543,135
会計方針の変更による累積的影響額					26	26	26
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,206,953	1,060,466	1,060,466	152,475	123,266	275,742	2,543,162
当期変動額							
剰余金の配当					△30,804	△30,804	△30,804
別途積立金の積立				92,435	△92,435	—	—
当期純利益					90,080	90,080	90,080
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	92,435	△33,159	59,276	59,276
当期末残高	1,206,953	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	37,703	29,243	66,946	2,610,081	
会計方針の変更による累積的影響額				26	
会計方針の変更を反映した当期首残高	37,703	29,243	66,946	2,610,108	
当期変動額					
剰余金の配当				△30,804	
別途積立金の積立				—	
当期純利益				90,080	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	47,046	2,973	50,020	50,020	
当期変動額合計	47,046	2,973	50,020	109,296	
当期末残高	84,749	32,217	116,966	2,719,404	

注記事項

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として3年～5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は34,371百万円（前事業年度末は39,715百万円）であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・外貨建債券及び外貨建社債

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率

を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が41百万円減少し、繰越利益剰余金が26百万円増加しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ28百万円減少しております。

なお、当事業年度の期首の1株当たり純資産額が0円60銭増し、1株当たり当期純利益金額は0円44銭減少しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
株式	86,920百万円	92,484百万円
出資金	66,127百万円	97,749百万円

※2. 現先取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。なお、(再)担保に差し入れている有価証券は該当ありません。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	一百万円	5,299百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
破綻先債権額	2,710百万円	一百万円
延滞債権額	93,669百万円	78,937百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸出条件緩和債権額	39,362百万円	21,741百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
合計額	135,743百万円	100,678百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有価証券	153,863百万円	113,580百万円
貸出金	497,275百万円	562,189百万円

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有価証券	18,909百万円	—百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	—百万円	10,255百万円
保証金	3百万円	3百万円

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債券	1,723,822百万円	1,488,822百万円

※8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
融資未実行残高	502,222百万円	604,519百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	159,850百万円	157,423百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	1,800百万円	2,616百万円

(損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
投資事業組合等利益	25,830百万円	27,548百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
投資事業組合等損失	3,941百万円	5,548百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のあるものは、該当ありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	69,743	73,401
関連会社株式	17,176	19,082
合計	86,920	92,484

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	40,556百万円	35,393百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	17,445百万円	16,072百万円
退職給付引当金	2,537百万円	2,142百万円
その他	6,188百万円	8,873百万円
繰延税金資産小計	66,727百万円	62,482百万円
評価性引当額	△41,851百万円	△43,112百万円
繰延税金資産合計	24,875百万円	19,370百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△18,098百万円	△38,478百万円
繰延ヘッジ損益	△16,193百万円	△15,479百万円
その他	△2,278百万円	△4,587百万円
繰延税金負債合計	△36,571百万円	△58,546百万円
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△11,695百万円	△39,175百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
(調整)		
評価性引当額の増減	△5.82%	3.82%
子会社の清算に伴う影響	△7.20%	—%
その他	△0.14%	△0.24%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.85%	39.22%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金負債は4,191百万円減少し、その他有価証券評価差額金は3,926百万円、繰延ヘッジ損益は1,519百万円、法人税等調整額は1,254百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

④ 附属明細表

有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	24,832	4,538	1,163	20,293
土地	—	—	—	91,788	—	—	91,788
リース資産	—	—	—	26	16	5	9
建設仮勘定	—	—	—	707	—	—	707
その他の有形固定資産	—	—	—	5,056	2,991	709	2,064
有形固定資産計	—	—	—	122,410	7,546	1,878	114,863
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	14,449	10,230	1,813	4,218
その他の無形固定資産	—	—	—	1,067	6	1	1,060
無形固定資産計	—	—	—	15,516	10,236	1,814	5,279

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	59,449	46,923	—	59,449	46,923
個別貸倒引当金	52,267	6,394	2,677	19,446	36,537
うち非居住者向け債権分	2,222	5	—	1,424	803
投資損失引当金	459	314	—	248	525
賞与引当金	4,415	4,375	4,375	—	4,415
役員賞与引当金	11	11	11	—	11
役員退職慰労引当金	69	21	24	—	66
偶発損失引当金	7	5	—	—	12
計	116,679	58,046	7,090	79,144	88,490

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金……………回収等による取崩額
- うち非居住者向け債権分……回収等による取崩額
- 投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

○ 未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	12,313	48,857	22,638	12	38,519
未払法人税等	9,176	37,447	16,678	12	29,932
未払事業税	3,136	11,410	5,960	—	8,586

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

Ⅱ. 参考情報

1. 財務諸指標

(1) 貸出金等の状況

① 貸出金等平均残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
	金額	金額
貸出金	13,748,433	13,542,974
有価証券	1,482,457	1,654,725

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)			当連結会計年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	13,776,531	61,878	13,838,410	13,190,896	70,446	13,261,343
平均残高	13,697,669	50,764	13,748,433	13,476,811	66,162	13,542,974
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	13,776,531	61,878	13,838,410	13,190,896	70,446	13,261,343
平均残高	13,697,669	50,764	13,748,433	13,476,811	66,162	13,542,974

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

(2) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位:百万円)

業種別	前連結会計年度末 (平成26年3月末)		当連結会計年度末 (平成27年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	13,776,531	(100.00%)	13,190,896	(100.00%)
製造業	3,147,208	(22.84%)	2,869,995	(21.76%)
農業、林業	994	(0.01%)	1,013	(0.01%)
漁業	500	(0.00%)	500	(0.00%)
鉱業、採石業、砂利採取業	67,593	(0.49%)	70,202	(0.53%)
建設業	43,081	(0.31%)	41,753	(0.32%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,141,524	(22.80%)	3,135,338	(23.77%)
情報通信業	485,824	(3.53%)	421,658	(3.20%)
運輸業、郵便業	2,597,710	(18.86%)	2,467,199	(18.70%)
卸売業、小売業	1,032,670	(7.50%)	969,739	(7.35%)
金融業、保険業	593,732	(4.31%)	571,098	(4.33%)
不動産業、物品賃貸業	2,271,691	(16.49%)	2,294,801	(17.40%)
各種サービス業	373,675	(2.71%)	331,292	(2.51%)
地方公共団体	15,178	(0.11%)	16,304	(0.12%)
その他	5,146	(0.04%)	—	(—)
海外及び特別国際金融取引勘定分	61,878	(100.00%)	70,446	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	61,878	(100.00%)	70,446	(100.00%)
合計	13,838,410	(—)	13,261,343	(—)

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

3. ()内は構成比。

② 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しております)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くっております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は3,327億円です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位:百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (平成26年3月末)		当連結会計年度末 (平成27年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	—		—	
延滞債権	9,332		7,580	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	25,227		14,347	
合計	34,560		21,928	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

①借入金等平均残高(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
	金額	金額
債券	3,023,368	3,023,982
借入金	9,277,464	8,902,141
社債	1,066,539	1,262,200

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。
2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

②借入金の期間別割合



③自行債券の発行残高(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)
政府保証債(国内)	1,351,452	1,501,749
政府保証債(海外)	1,292,309	1,386,526
財投機関債(国内)	439,912	329,929
財投機関債(海外)	2,000	2,000
社債(国内)	1,000,000	1,120,000
社債(海外)	144,246	221,602
短期社債	—	—
合計	4,229,921	4,561,808

④自行債券の期間別残高(単体)

(単位：百万円)

前事業年度末 (平成26年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	49,981	172,897	389,733	249,503	489,336	—
政府保証債(海外)	111,017	546,797	189,187	51,224	180,451	213,630
財投機関債(国内)	109,997	104,986	129,975	19,989	—	74,962
財投機関債(海外)	—	—	—	—	2,000	—
社債(国内)	160,000	475,000	315,000	20,000	30,000	—
社債(海外)	24,006	44,232	65,715	8,233	2,058	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	455,003	1,343,913	1,089,612	348,951	703,846	288,592
当事業年度末 (平成27年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	42,998	309,913	409,605	359,250	379,982	—
政府保証債(海外)	228,821	432,753	222,738	—	288,531	213,680
財投機関債(国内)	39,999	144,978	49,996	19,991	—	74,964
財投機関債(海外)	—	—	—	—	2,000	—
社債(国内)	195,000	575,000	285,000	20,000	35,000	10,000
社債(海外)	33,601	93,248	50,770	29,561	14,420	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	540,420	1,555,894	1,018,110	428,803	719,934	298,645

(4) 損益の状況

① 損益の概要(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
業務粗利益	139,884		128,954	
経費(除く臨時処理分)	△40,323		△40,352	
人件費	△20,053		△19,893	
物件費	△17,254		△16,725	
税金	△3,015		△3,734	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	99,561		88,601	
のれん償却額	—		—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	99,561		88,601	
一般貸倒引当金繰入額	—		—	
業務純益	99,561		88,601	
うち債券関係損益	3,277		5,140	
臨時損益	55,180		59,721	
株式等関係損益	528		7,511	
不良債権関連処理額	△316		△332	
貸出金償却	△321		△327	
個別貸倒引当金繰入額	—		—	
その他の債権売却損等	4		△5	
貸倒引当金戻入益・取立益等	30,457		28,587	
その他臨時損益	24,511		23,954	
経常利益	154,741		148,332	
特別損益	9,240		△120	
うち固定資産処分損益	△219		△120	
うち子会社清算益	9,563		—	
税引前当期純利益	163,982		148,202	
法人税、住民税及び事業税	△24,588		△50,332	
法人税等調整額	△16,153		△7,798	
法人税等合計	△40,741		△58,121	
当期純利益	123,240		90,080	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益+経費(除く臨時処理分)(△)+一般貸倒引当金繰入額(△)

3. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益+国債等債券売却損(△)+国債等債券償還損(△)+国債等債券償却(△)

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

5. 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(△繰入額)+株式等償却(△)+株式等売却益(△売却損)

6. 科目にかかわらず利益はプラス表示、費用・損失はマイナス(△)表示をしております。

② 営業経費の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
給与・手当	15,975		15,893	
退職給付費用	2,318		2,197	
福利厚生費	2,409		2,459	
減価償却費	4,570		3,689	
土地建物機械賃借料	2,436		1,384	
営繕費	2,077		2,163	
消耗品費	486		546	
給水光熱費	347		344	
旅費	933		987	
通信費	264		253	
広告宣伝費	79		94	
租税公課	3,015		3,734	
その他	5,408		6,605	
合計	40,323		40,352	

(注) 損益計算書中の「営業経費」の内訳であります。

③部門別損益の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)			当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収支	123,357	—	123,357	118,260	—	118,260
資金運用収益	255,448	—	255,448	236,107	—	236,107
資金調達費用	132,090	—	132,090	117,846	—	117,846
役務取引等収支	12,852	—	12,852	7,429	—	7,429
役務取引等収益	13,087	—	13,087	8,091	—	8,091
役務取引等費用	235	—	235	662	—	662
その他業務収支	3,674	—	3,674	3,264	—	3,264
その他業務収益	10,899	—	10,899	14,015	—	14,015
その他業務費用	7,224	—	7,224	10,751	—	10,751
業務粗利益	139,884	—	139,884	128,954	—	128,954
業務粗利益率	0.89%	—	0.89%	0.82%	—	0.82%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

④資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)			当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用勘定						
平均残高	15,779,415	—	15,779,415	15,751,830	—	15,751,830
利息	255,448	—	255,448	236,107	—	236,107
利回り	1.62%	—	1.62%	1.50%	—	1.50%
うち貸出金						
平均残高	13,868,639	—	13,868,639	13,541,196	—	13,541,196
利息	229,860	—	229,860	207,042	—	207,042
利回り	1.66%	—	1.66%	1.53%	—	1.53%
うち有価証券						
平均残高	1,441,257	—	1,441,257	1,636,192	—	1,636,192
利息	17,378	—	17,378	20,748	—	20,748
利回り	1.21%	—	1.21%	1.27%	—	1.27%
うち預け金						
平均残高	41,602	—	41,602	53,752	—	53,752
利息	36	—	36	46	—	46
利回り	0.09%	—	0.09%	0.09%	—	0.09%
資金調達勘定						
平均残高	13,404,351	—	13,404,351	13,201,206	—	13,201,206
利息	132,090	—	132,090	117,846	—	117,846
利回り	0.99%	—	0.99%	0.89%	—	0.89%
うち債券・社債						
平均残高	4,089,907	—	4,089,907	4,286,182	—	4,286,182
利息	44,261	—	44,261	40,986	—	40,986
利回り	1.08%	—	1.08%	0.96%	—	0.96%
うち借入金						
平均残高	9,277,464	—	9,277,464	8,902,141	—	8,902,141
利息	87,766	—	87,766	76,785	—	76,785
利回り	0.95%	—	0.95%	0.86%	—	0.86%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑤ 役務取引等収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)			当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	13,087	—	13,087	8,091	—	8,091
うち預金・貸出業務	11,275	—	11,275	6,242	—	6,242
役務取引等費用	235	—	235	662	—	662
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	12,852	—	12,852	7,429	—	7,429

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)			当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	3,674	—	3,674	3,264	—	3,264
外国為替売買損益	5,373	—	5,373	7,862	—	7,862
国債等債券損益	3,277	—	3,277	5,140	—	5,140
その他	△4,976	—	△4,976	△9,737	—	△9,737

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	1.62		1.50
(イ) 貸出金利回	1.66		1.53	
(ロ) 有価証券利回	1.21		1.27	
(2) 資金調達原価②	1.29		1.21	
(イ) 預金等利回	—		—	
(ロ) 外部負債利回	0.99		0.90	
(3) 総資金利鞘①-②	0.32		0.29	

(注)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
	1株当たり純資産額	59,819.86円		62,325.41円
1株当たり当期純利益金額	2,824.51円		2,064.53円	

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
	当期純利益	123,240百万円		90,080百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円		—百万円	
普通株式に係る当期純利益	123,240百万円		90,080百万円	
普通株式の期中平均株式数	43,632千株		43,632千株	

③利益率(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
	ROA			
総資産業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.62		0.55
総資産経常利益率		0.96		0.93
総資産当期純利益率		0.77		0.56
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		4.03		3.45
自己資本経常利益率		6.26		5.77
自己資本当期純利益率		4.99		3.51

④支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)		当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	35	107,174	42	167,482

⑤1店舗当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,269,367	1,219,007

⑥職員一人当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,743	11,325

⑦中小企業等貸出金(単体)

		前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円	1,302,623	1,191,086
総貸出金残高②	百万円	13,963,046	13,409,078
中小企業等貸出金比率①/②	%	9.33	8.88
中小企業等貸出先件数③	件	1,237	1,153
総貸出先件数④	件	2,805	2,722
中小企業等貸出先件数比率③/④	%	44.10	42.36

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

2. 開示債権と引当・保全の状況(単体)

資産自己査定、債権保全状況(平成27年3月末)

(単位:億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～II分類	III分類	(IV分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 5	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 5	うち担保・保証・引当金によるカバー 5 うち引当金 0	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 54	365	100.0%	破綻先債権 —
破綻懸念先 793	危険債権 793	うち担保・保証・引当金によるカバー 785 うち引当金 365	引当率94.4% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 19		99.0%	延滞債権 789
要管理先 223	要管理債権 217	うち担保・保証によるカバー 73	信用部分に対する引当率 63.0%	(部分直接償却) 1	469	75.5%	3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 217
要注意先 1,244	正常債権 135,047					債権残高に対する引当率 9.7%	
正常先 133,797						債権残高に対する引当率 0.2%	
債権残高合計 136,062	債権合計 136,062				貸倒引当金合計 835	債権残高に対する引当率 0.6%	リスク管理債権 1,006

(注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。

「要管理先」債権は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。

2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。
3. 要管理債権及び危険債権のIV分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

銀行法施行規則より抜粋

3. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,648	503
危険債権	92,784	79,328
要管理債権	39,362	21,741
小計	136,796	101,572
正常債権	13,967,513	13,504,662
合計	14,104,310	13,606,235

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)
部分直接償却実施額	39,715	34,371

開示債権合計残高(末残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位：%)

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.03	0.00
危険債権	0.66	0.58
要管理債権	0.28	0.16
正常債権	99.03	99.25

保全状況

(単位：%)

	前事業年度末 (平成26年3月末)	当事業年度末 (平成27年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	98.1	99.0
要管理債権	84.9	75.5
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	96.5	94.4
要管理債権	69.8	63.0
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	13.0	9.7
正常先債権	0.2	0.2

4. リスク管理債権の状況(連結)

リスク管理債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成26年3月末)	当連結会計年度末 (平成27年3月末)
破綻先債権	2,710	—
延滞債権	95,269	80,537
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	39,362	21,741
合計	137,343	102,278

貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前連結会計年度末 (平成26年3月末)	当連結会計年度末 (平成27年3月末)
破綻先債権	0.02	—
延滞債権	0.69	0.61
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	0.28	0.16
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	0.99	0.77

業種別リスク管理債権

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成26年3月末)	当連結会計年度末 (平成27年3月末)
製造業	24,355	25,681
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	129	77
建設業	2,719	—
電気・ガス・熱供給・水道業	321	295
情報通信業	993	255
運輸業、郵便業	20,452	14,500
卸売業、小売業	13,894	15,273
金融業、保険業	1,750	3,048
不動産業、物品賃貸業	49,842	29,323
各種サービス業	22,884	13,823
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	137,343	102,278

5. 自己資本比率の状況

自己資本比率の状況につきましては、Ⅲ.自己資本充実の状況(P.198~215)に記載しております。

Ⅲ. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行および当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行および当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

【1】自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,519,342		2,589,627		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		2,267,419		1a
うち、利益剰余金の額	282,733		344,728		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	30,810		22,520		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	13,507	54,031	48,312	72,469	3
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	19		24		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,150		1,838		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入される額	1,150		1,838		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,534,020		2,639,803		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	893	3,574	1,781	2,671	8+9
うち、のれんに係るものの額(のれん相当差額を含む。)の額	188	753	333	500	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	705	2,820	1,447	2,171	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	80	120	10
繰延ヘッジ損益の額	6,001	24,005	13,324	19,987	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
退職給付に係る資産の額	—	—	676	1,014	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	21

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—	—	—	—	27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,894	—	15,862	—	28
普通株式等 Tier1 資本	—	—	—	—	—
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,527,125	—	2,623,941	—	29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目 (3)	—	—	—	—	—
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—	31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—	31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—	—	32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	30
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	7,495	—	10,599	—	34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	—	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—	—	—	35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	567	—	1,269	—	—
うち、為替換算調整勘定の額	567	—	970	—	—
うち、少数株主持分等に係る経過措置により算入される額	—	—	299	—	—
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	8,063	—	11,869	—	36
その他 Tier1 資本に係る調整項目	—	—	—	—	—
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	39
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	204	816	24	37	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	753	—	500	—	—
うち、無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額	753	—	500	—	—
Tier2 資本不足額	—	—	—	—	42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	957	—	525	—	43
その他 Tier1 資本	—	—	—	—	—
その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	7,105	—	11,343	—	44
Tier1 資本	—	—	—	—	—
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,534,231	—	2,635,285	—	45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	—	—	—
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	—	—	—	46
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	133		157		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—		47
うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	—		—		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	59,129		46,580		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	59,129		46,580		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	21,953		35,905		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入される額	21,953		35,905		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	81,216		82,642		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	81,216		82,642		58
総自己資本					
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	2,615,448		2,717,927		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,637		3,343		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の無形固定資産の額	2,820		2,171		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	816		37		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		120		
うち、退職給付に係る資産の額	—		1,014		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,516,658		16,173,097		60
連結自己資本比率					
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	15.30%		16.22%		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	15.34%		16.29%		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	15.83%		16.80%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	136,764		82,005		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,059		966		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—		74

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る 調整項目不算入額	2,075		1,890		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項(7)					
一般貸倒引当金の額	59,129		46,580		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	202,584		199,133		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項(8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		85

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目 (1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,512,325		2,579,918		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	2,267,419		2,267,419		1a
うち、利益剰余金の額	275,716		335,018		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	30,810		22,520		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	13,389	53,557	46,786	70,179	3
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,525,714		2,626,704		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	698	2,793	1,428	2,143	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	698	2,793	1,428	2,143	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	5,848	23,394	12,886	19,330	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	356	534	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	10		24		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	6,557		14,697		28
普通株式等 Tier1 資本					
普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	2,519,156		2,612,007		29

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	—		—		36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—		—		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	10	43	24	37	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本不足額	—		—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	10		24		43
その他Tier1 資本					
その他Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—		—		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,519,156		2,612,007		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		—		46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		—		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	59,449		46,923		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	59,449		46,923		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	20,088		33,271		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入される額	20,088		33,271		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	79,537		80,194		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55

(単位：百万円)

項目	平成26年3月31日		平成27年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	79,537		80,194		58
総自己資本					
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,598,694		2,692,202		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額の合計額	2,836		2,715		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ に係るもの以外の無形固定資産の額	2,793		2,143		
うち、その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段 の額	43		37		
うち、前払年金費用の額	—		534		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	17,060,230		16,431,381		60
自己資本比率					
普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	14.76%		15.89%		61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))	14.76%		15.89%		62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	15.23%		16.38%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額	131,476		79,434		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に係る調整項目不算入額	131,476		348		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに 係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る 調整項目不算入額	1,933		1,707		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	59,449		46,923		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	211,043		202,355		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		85

【2】定性的な開示事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違はありません。

(2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社 25社
主要な連結子会社

会社名	主要業務内容
株式会社日本経済研究所	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
株式会社価値総合研究所	調査、コンサルティング、アドバイザリー事業
DBJ証券株式会社	証券業
DBJ事業投資株式会社	投資コンサルティング業務
DBJキャピタル株式会社	投資事業組合の管理等
DBJアセットマネジメント株式会社	投資運用業・投資助言・代理業
DBJ Singapore Limited	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等
DBJ Europe Limited	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等
DBJ投資アドバイザリー株式会社	投資助言・代理業等
DBJリアルエステート株式会社	不動産賃貸借等
政投銀投資諮詢(北京)有限公司	投融資サポート業務、アドバイザリー業務等

(3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容

該当ありません。

(4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の名称

該当ありません。

(5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、投資リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスク等を計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。

3. 信用リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。

ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。

担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、係る情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。

ハ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
標準的手法を採用しております。

ニ. 証券化取引に関する会計方針

投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ホ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

7. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各店舗にオペレーショナル・リスク・オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資
又は株式等エクスポ
ージャーに関するリスク管
理の方針及び手続の概要

当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産（オフバランス資産を含む）の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的を実施しております。

10. 銀行勘定における金利
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測手法としては Value at Risk (VaR) や Basis Point Value (BPV) 等を算出して経済価値の観点からの各リスク量を把握しております。

定期的に VaR や 200BPV と自己資本とを比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測
- ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値
- ③ 200BPV：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測

【3】定量的な開示事項

定量的な開示事項(連結)

1. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く。)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
貸出金	13,224,168	12,513,935
出資・ファンド	347,112	584,878
中央清算機関関連	—	12,808
コミットメント・支払承諾	303,815	518,192
債券(国債・社債等)	1,069,281	1,071,870
現先・コールローン	220,287	394,043
その他	670,388	935,649
合計	15,835,053	16,031,378

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位:百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
国内合計	15,833,710	16,024,252
海外合計	1,342	7,126

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位:百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
製造業	3,548,818	3,414,170
農業、林業	996	1,014
漁業	500	500
鉱業、採石業、砂利採取業	61,874	68,710
建設業	56,410	60,527
電気・ガス・熱供給・水道業	3,291,787	3,507,215
情報通信業	531,016	468,917
運輸業、郵便業	2,688,940	2,589,470
卸売業、小売業	1,073,824	1,048,632
金融業、保険業	1,683,748	2,024,675
不動産業、物品賃貸業	1,846,720	1,892,500
各種サービス業	378,905	322,315
地方公共団体	15,256	16,405
その他	656,252	616,320
合計	15,835,053	16,031,378

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
5年以下	7,584,076	7,972,828
5年超10年以下	4,956,140	4,536,950
10年超15年以下	1,887,631	1,751,721
15年超	866,787	855,797
期間のないもの等	540,417	914,080

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	578,089	532,466
同	10%	19,038	11,411
同	20%	1,627,250	1,845,956
同	50%	6,800,392	6,569,284
同	100%	6,708,949	6,946,420
同	150%	1,760	13,836
同	250%	3,135	6,439
同	1,250%	3,145	1,888
同	その他	44,917	68,294

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー
該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	896,371	957,747
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	37,100	16,904
うち再証券化エクスポージャー	20,035	10,514
ファンド(注)	222,706	223,706
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	残高	51,369	70,576
		所要自己資本額	0	0
同	20%	残高	84,487	69,875
		所要自己資本額	1,351	1,118
同	50%	残高	14,454	29,243
		所要自己資本額	578	1,169
同	100%	残高	583,202	670,599
		所要自己資本額	46,656	53,647
同	1,250%	残高	396,278	347,169
		所要自己資本額	396,278	347,169
同	その他(注)	残高	6,348	378
		所要自己資本額	4,333	63

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	20,035	10,514
	残高		
	所要自己資本額	641	336

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	177,889	123,850
ファンド(注)	218,388	223,328

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される

信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
信用リスク・アセット額	9,869	—

3. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 73億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 139億円

連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	平成26年 3月31日	平成27年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額 (1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額		16,126,048	1	
連結貸借対照表における総資産の額		16,360,608	1a	1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額		—	1b	2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における 総資産の額に含まれる額を除く。)		—	1c	7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目 以外の資産の額(△)		234,560	1d	3
Tier1資本に係る調整項目の額(△)		3,063	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)		16,122,985	3	
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額		181,079	4	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額		60,645	5	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の 対価の額		937		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額		—	6	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(△)		—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)		—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額		20,404	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(△)		—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)		263,067	11	4
レポ取引等に関する額 (3)				
レポ取引等に関する資産の額		5,299	12	
レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)		—	13	
レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額		0	14	
代理取引のエクスポージャーの額		—	15	
レポ取引等に関する額 (ハ)		5,300	16	5
オフ・バランス取引の額 (4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額		1,041,229	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(△)		290,874	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)		750,354	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
資本の額 (ホ)		2,635,285	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)		17,141,706	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))		15.37%	22	

定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	1,345,190	1,295,076
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	852,374	868,388
(i) 日本国政府・地方公共団体等向けエクスポージャー	—	—
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	13,000	21,198
(iii) 法人等向けエクスポージャー	791,333	778,030
(iv) 出資等エクスポージャー	37,305	57,445
(v) その他エクスポージャー	10,735	11,713
② 証券化エクスポージャー	485,351	416,047
③ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	20
④ CVAリスクに対する所要自己資本の額	7,463	10,620
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,627	19,434
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	1,364,818	1,314,510

(注) 開示区分の見直し等により、平成26年3月31日の数値を遡及して修正しています。

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く。)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
貸出金	13,400,382	12,715,642
出資・ファンド	394,773	654,084
中央清算機関関連	—	12,808
コミットメント・支払承諾	307,273	521,833
債券(国債・社債等)	1,069,240	1,071,828
現先・コールローン	220,287	394,043
その他	525,792	747,151
合計	15,917,750	16,117,392

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
国内合計	15,917,750	16,117,392
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありませぬ。

(2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
製造業	3,548,818	3,414,170
農業、林業	996	1,014
漁業	500	500
鉱業、採石業、砂利採取業	61,874	68,710
建設業	56,410	60,527
電気・ガス・熱供給・水道業	3,291,787	3,507,215
情報通信業	531,016	468,917
運輸業、郵便業	2,688,940	2,589,470
卸売業、小売業	1,073,824	1,048,632
金融業、保険業	1,857,527	2,242,843
不動産業、物品賃貸業	1,923,384	1,969,613
各種サービス業	379,951	323,428
地方公共団体	15,256	16,405
その他	487,459	405,940
合計	15,917,750	16,117,392

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
5年以下	7,633,674	8,066,411
5年超10年以下	5,056,175	4,614,243
10年超15年以下	1,887,631	1,751,721
15年超	873,243	864,197
期間のないもの等	467,025	820,817

八. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	578,089	532,466
同	10%	19,038	11,411
同	20%	1,607,912	1,815,834
同	50%	6,800,392	6,569,284
同	100%	6,806,919	7,051,069
同	150%	1,760	13,836
同	250%	2,423	5,638
同	1,250%	3,145	1,888
同	その他	50,844	69,429

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
適格金融資産担保	—	5,299
保証又はクレジット・デリバティブ	1,071,025	1,016,328

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	160,219	246,921
グロスのアドオン額と取引種類の内訳	80,850	72,790
うち金利関連取引	39,628	35,496
うち外国為替関連取引	41,174	37,071
うちクレジット・デリバティブ取引	—	175
うちその他のコモディティ取引関連取引	48	48
ネットによる与信相当額削減額	86,204	80,322
ネットの与信相当額	154,865	239,389
うちネットの再構築コストの額	96,976	180,678
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	31,035	20,404
クレジット・デフォルト・スワップ購入	—	3,500
信用リスク削減手法の効果を勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注1) 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

(注2) 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおります。別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾見返として参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	898,818	1,011,991
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	31,035	16,904
うち再証券化エクスポージャー	20,035	10,514
ファンド(注)	267,445	201,028
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト 0%	残高 51,369	70,576
	所要自己資本額 —	—
同 20%	残高 84,487	69,875
	所要自己資本額 1,351	1,118
同 50%	残高 14,454	29,243
	所要自己資本額 578	1,169
同 100%	残高 592,212	694,066
	所要自己資本額 47,376	55,525
同 1,250%	残高 418,545	341,992
	所要自己資本額 418,545	341,992
同 その他(注)	残高 16,193	13,654
	所要自己資本額 16,858	15,905

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	20,035	10,514
		所要自己資本額	641	336

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス			165,262	154,641
ファンド(注)			253,282	187,373

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
信用リスク・アセット額			9,869	—

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額				
上場株式等エクスポージャー			52,109	109,519
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー			353,764	547,155
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額			2,353	12,353
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額			1,868	4,776
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額			37,703	84,749

(注1) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

(注2) 自己資本比率告示附則第13条が適用されるエクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

			平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
金利ショックに対する経済的価値の増減額			保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 73億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済的価値の減少額 139億円

エグジット (EXIT)

元本の償還期日到来時、ないし期限の利益喪失時における償還原資を確保するための戦略のことで、「出口戦略」ともいう。一般的には、対象プロジェクトが順調にキャッシュフローを生み続けている限り、社債発行や借入を通じたリファイナンスによる事業継続を図り、償還期日までにリファイナンスの見込みが立たない場合は、テイル期間（償還期間の後に余裕度を持たせるために設ける期間）を設けてその期間内に売却手続きを図る、とするストラクチャーが多い。

→ P.35, 40

シニアファイナンス (シニア融資)

通常、他の資金より優先的に弁済され、投資リスクが低い資金である。日本において発行されている社債、金融機関から供給されている融資の多くが、シニアファイナンスに該当する。

→ P.24, 34, 102

シンジケート・ローン

幹事金融機関（アレンジャー）が複数の金融機関を集めてシンジケート団を組成し、単一の契約書で同一の約定条件に基づいて行う融資の形態。通常、参加金融機関の債権は譲渡可能となる。

→ P.3, 15, 19, 32, 39, 72, 76, 78, 79, 83, 87, 93, 104

ストラクチャードファイナンス

仕組み金融。事業の立ち上げ、操業期間、その他多様な場面におけるリスクを回避するために、契約や金融技術を駆使することによって、信用リスクをコントロールする金融手法。

→ P.17, 24, 32, 34, 37, 104

デューデリジェンス (Due Diligence)

融資のために行われる、融資対象事業についての詳細かつ多角的な調査のことをいう。

(Due = 「当然支払うべき」、Diligence = 「努力」)

→ P.46

ノンリコース

リコースとは遡求を意味し、ノンリコースとは、融資対象プロジェクトについて、その返済を親会社の保証に依存（＝遡求）することなく、子会社であるSPCが当該事業から生み出す収益およびプロジェクト資産のみに依存することをいう。リミテッドリコースもほぼ同義である。プロジェクトファイナンスでは、ステップインライト（介入権）を金融団が行行使できるよう、事業会社が有する債権、契約上の地位、株式等はすべて金融団が担保として取得する。

→ P.24, 33, 34, 38

ハイブリッドファイナンス

資本と負債の特徴を有する証券等によるファイナンス手法であり、メザニンファイナンスの一種。劣後債、劣後ローン、優先株などによる資金調達があげられる。負債の性質を持つと同時に、格付機関から一定の資本性を認められることが期待できるなど、発行体にとっては財務構成比率を改善し、財務の安定性を高めるメリットがある。

→ P.32, 35

プロジェクトファイナンス

あるプロジェクトの資金調達において、返済原資をその事業から生み出されるキャッシュフローのみに依存するファイナンスのこと。担保は当該事業に関連する資産に限定し、プロジェクトを行う親会社の保証等は原則にはしていない。PFIにおいては、基本的に当該PFI事業のみを行うSPCが設立されること、収入は当該事業により生み出されるキャッシュフローに限られることなどから、プロジェクトファイナンスになじみやすい。

→ P.21, 34, 37, 72, 78, 102

メザニンファイナンス

金融機関が従来取り組んできたシニアファイナンスより返済順位が下位にある資金のことをいう（メザニンとは中2階という意味）。メザニンファイナンスはややリスクの高い資金になるが、米国をはじめ幅広い投資家層を抱えるマーケットにおいては、多様な資金供給手段のひとつとして重要な役割を果たしており、投資リスクに見合った金利・配当水準が設定されることによって、経済合理性が確保されている。

→ P.17, 25, 32-35, 38, 83, 102

リファイナンス

借り換えのこと。償還期日前に、リファイナンス計画を策定し、償還期日までにリファイナンスに関するローン契約のクロージングを済ませることで、リファイナンス手続きが完了する。

→ P.40

ALM(Asset Liability Management)

金融機関が、その保有する資産および負債を統合して管理のうえ、それらに内在するリスクをコントロールすること。

→ P.107, 108, 112-114

CSR(Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任。企業の責任は、これまでの製品やサービスの提供、法規制の遵守等にとどまらず、ステークホルダーへの配慮や情報開示、環境への取り組みなど、経済的・法的な責任を超えたより広範なものとしてとらえられるようになってきている。

→ P.32, 42, 43, 59, 63-98, 103

DIPファイナンス

米国においては、再建型倒産手続きである連邦倒産法第11章手続き(チャプター11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession、占有継続債務者)に対する融資のことを指すが、日本においては、再建型倒産手続きである民事再生法や会社更生法の手続き申し立て後、計画認可決定前までの融資をDIPファイナンスという。

→ P.21, 32, 33, 40, 102

M&Aアドバイザー

企業の買収・合併、事業売却、合併、事業のリストラクチャリング、スピンオフ、株式交換、レバレッジド・バイアウト(Leveraged Buy-out: LBO)、企業防衛などに対する多岐にわたるアドバイス業務のこと。企業経営にかかわる戦略的アドバイスやソリューションを提供することで、顧客の短期ならびに長期的な目標の達成を支援する。

→ P.17, 21, 22, 25, 29, 30, 32, 33, 36, 38, 46, 56, 73, 75, 97, 98, 104

MBO(Management Buyout)

子会社や一事業部門の経営者が、親会社から当該事業部門の支配権を買収するもの。M&Aの一手法であるが、事業の買収者が第三者ではなく、買収対象事業の経営者である場合がMBOである。通常、事業買収資金の全額を当該経営者が調達できるケースは少ないことから、当該事業の資産を担保とした借入を利用するLBOの方式をとることが多い。

→ P.32, 35, 38, 88

PFI(Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力および技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法。1992年に英国で導入され、日本においては1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(「PFI法」)が制定された。租税(=財政負担)の対価として最も価値のあるサービスを提供するというValue for Money(VFM)という概念が、判断基準のひとつである。

→ P.18, 30, 37, 49, 55, 56, 82, 102, 104

PPP(Public Private Partnership)

社会資本整備や行政サービスの提供に民間主体等を活用し、公民協調により事業を実施する手法。PFIや民営化、民間委託等がある。

→ P.18, 30, 37, 49, 56, 60, 74, 82, 104

SPC(Special Purpose Company)

特別目的会社。プロジェクトファイナンスにおいては、特定のプロジェクトから生み出されるキャッシュフローを親会社の信用とは切り離すことがポイントであるが、その独立性を法人格的に担保すべく、単一事業会社として設立されるケースが多い。一方、アセットファイナンスにおいては、オリジネーターがオフバランス化を図るべく切り離れた資産を、新たに保有する会社として設立される。

→ P.36-38

UNEP(United Nations Environment Programme)

国連環境計画。地球環境等に取り組む国連の中核機関。DBJは、2001年6月25日、「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明(UNEP Statement by Financial Institutions on the Environment and Sustainable Development)」に、日本の銀行として初めて署名した。

→ P.41, 90, 93

平成27年7月

発行 株式会社日本政策投資銀行
経営企画部 広報・CSR室

URL: <http://www.dbj.jp/>



<http://www.dbj.jp/>

株式会社日本政策投資銀行

〒100-8178 東京都千代田区大手町一丁目9番6号

大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

Tel: 03-3270-3211 (大代表)



本誌は FSC® 認証紙を使用し、「植物油インキ」を使い、環境に配慮して印刷しています。
また、本誌の印刷、製本工程で使用した電力量 (1,500kWh) はグリーン電力でまかなわれています。